

建築工事マネジメント平成 30 年史

- 技術者のための契約図書入門書 —
- 「請け負け者」にならないために —

<建築マネジメント研究会>

- 0. はじめに
- I. 工事契約を取り巻く環境変化
 - 1. 品質確保と法令 / 2. 建設業法 / 3. 公共工事
- II. 工事請負契約書 (民間、公共)
 - 1. 契約図書 / 2. 民間工事契約図書 / 3. 公共工事契約図書
- III. 公共工事の設計図書
 - 1. 標準仕様書 / 2. 設計図書と条件明示 / 3. 仕様書と基準法
- IV. 建築工事マネジメント<契約管理と施工管理>
 - 1. 品質システム / 2. 公共建築工事の体系 / 3. 品質確保
- V. 標準仕様書と品質管理
 - 1. 品質体制 / 2. 品質管理 / 3. マネジメント事例
- VI. 標準仕様書と安全環境対策
 - 1. 安全対策 / 2. 環境対策 / 3. 解体工事
- VII. 工事監理業務委託契約
 - 1. 基準法と工事監理 / 2. 業務契約書 / 3. 第三者工事監理
- VIII. 工事関係者関連法令
 - 1. 技術者の資格 / 2. コンプライアンス / 3. 監督職員等
- IX. 多様な入札制度
 - 1. 多様な入札契約と総合評価 / 2. CM 方式他 / 3. PFI 他

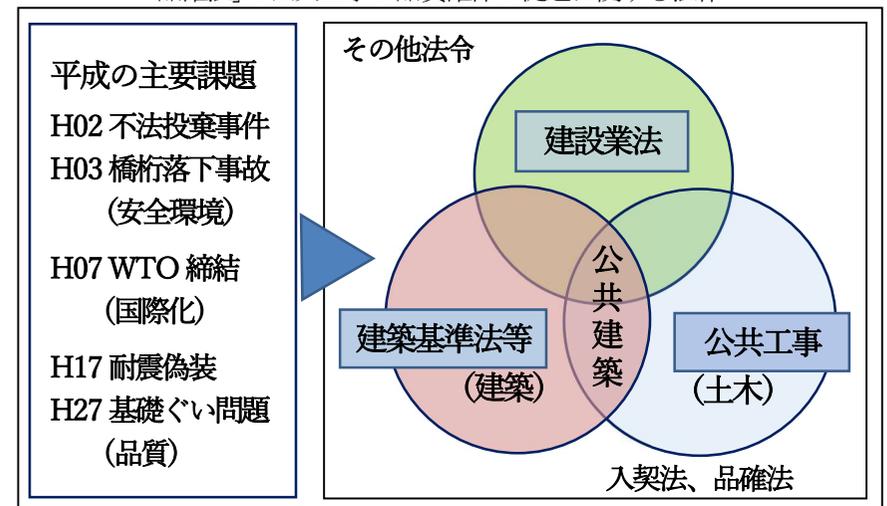
0. はじめに

建設業界は、戦後の高度成長期に自主施工能力を高め、社会の成熟とともに安全・環境対策等の充実に取り組んできている。しかしながら、近年の耐震偽装問題、基礎くい工事問題などを受けて基本的な品質管理について社会から厳しい目を向けられている。また、平成 8 年の WTO の発効による国内市場の国際化やその後の建設投資の縮小にともなう競争の激化により建設会社の多くが海外展開を行っているが、当初、海外工事に不慣れなため赤字を計上した工事が見られた。

これらの問題は単に施工管理の技術的な問題だけではなく、国内の「請け負け契約」的な日本固有の工事契約の考え方が背景にあると考えられる。このため、国土交通省では、経済活動の国際化に対応した健全な建設業界の発展や建築物の品質確保を目標として、①建設業法 (建設業行政)、②建築基準法・建築士法 (建築行政) による規制や指導、また、③公共事業の発注者 (発注行政) として会計法、入契法、品確法等による契約制度や工事管理に関して先導的な取組を行ってきた。

「入契法」：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

「品確法」：公共工事の品質確保の促進に関する法律



一方、少子高齢化を迎え、労働者の減少や厳しい財政状況となる中、行政のスリム化により発注機関の技術職員の削減が進むとともに、業務委託の拡大や入札契約制度の改革など発注マネジメント業務が増大している。建設業界においても、国際的な品質管理の規格である ISO9000 を導入するなどマネジメント能力の向上が求められている。

このような中、従来のように現場管理やインハウスを経験して時間をかけてベテランを育てるのではなく、マネジメント能力を身に付けた若手技術者の育成が建設業界の受発注者における大きな問題となっている。

マネジメント技術の基本的な仕組みとは、技術者が自ら業務を行うのではなく、第三者に対して契約図書により指示して、その内容を確認、評価(Plan-Do-See)することが基本であり、第三者に適切な指示を行うためには契約図書の仕組みを理解することが重要である。また、国際化や様々なトラブルを通じて行われた平成時代の改革の背景を理解して共通の認識を持つことにより、新人職員と熟練職員との世代を超えた円滑なコミュニケーションを図ることが可能になる。

本書では、建築技術者がマネジメント手法に基づく考え方を習得することを目的として、マネジメントの基本的な考え方とマネジメントに必要な法律、契約図書の構成と概要をまとめている。また、失敗事例や基準作成の背景を追体験することにより、新たな課題に円滑に対応できることを目指している。

WTO (世界貿易機関: World Trade Organization) は、1986年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉の結果1994年に合意し、1995年1月1日に設立された国際機関で、WTO協定(WTO設立協定及びその附属協定)は、貿易に関連する国際ルールを定めている。

1930年代の不況後、世界経済のブロック化、各国の保護主義的貿易政策が第二次世界大戦の一因となったという反省から、1947年にガット(関税及び貿易に関する一般協定)が作成され、翌年ガット体制が発足し、日本は1955年に加入している。

なお、設計、建設業はサービス分野に分類される。

○平成時代の主要課題と取組

(1) 国際化とリスク(受発注者の対等な立場)

H08 WTO 政府調達協定発効(H07 公共工事請負契約書制定)

H17 海外進出、H22 赤字計上(ドバイメトロ、アルジェリア高速道路)

H22 工事請負契約書改定「受注者」「発注者」に呼称変更

H26 設計変更ガイドライン(H27 改定)、H28 民間工事指針

平成8年のWTO政府調達協定の発効を控え、平成7年に国際化を加味した契約関係の明確化を図るため、新たな公共工事請負契約書が制定されている。たとえば、双務契約として契約書の13、14条に監督職員の回答期限が設けられている。その後の一般競争入札の本格的採用、建設投資の縮小、競争の激化等を背景として、平成17年以降にゼネコン各社は海外展開を図っているが、国際契約に不慣れなため新ドーハ国際空港、ドバイメトロ、アルジェリア高速道路などの工事では平成22年には大規模な赤字を計上している。

(なお、アルジェリア高速道路については、平成26年にアルジェリアが国際仲裁を拒否したが、平成28年に和解している。)

このため、国際的に通用しない書面によらない先行工事が多く見られる国内の「請け負け契約」体質からの脱却を目指して、平成17年に制定された品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)においても「対等の立場における合意」が求められ、また、平成22年には公共工事請負契約書の「甲乙」、「請負者」の表現を「発注者」、「受注者」に改定して「受け負け者」意識の払拭を図るとともに、公共工事契約書の頭書では具体的に受注者と発注者は「対等の立場における合意」に基づいて契約書を締結するとしている。

さらに、平成26年には、品確法や公共工事請負契約書の主旨に従って適切な変更契約が行われるよう「設計変更ガイドライン」が策定されている。同様に、平成27年の基礎くい問題を受けて、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針H28」が定められ、受発注者間の協議により適切な変更が行われることを促している。

(2) 品質管理の動向

西暦	品質事故	背景	技術的要因
1989 ~93	H0 ベルコリーヌ南大沢 (97 調査 03 建替)	バブル景気 海外企業参入	粗雑
1995	H7 ISO9000	国際化	品質管理
	H19 高層住宅鉄筋不足 H20 グラウト不良	・アカウンタビリティ	・トレーサビリティ
2000	H12 基準法・性能規定化	国際化	技術高度化
	H17 耐震偽装>基準法等改正	海外進出	・設計能力
	H27 杭工事問題>杭監理 GL		・管理技術
	H30 制震装置偽装>告示第三者検査 H30 賃貸住宅欠陥>住宅監理 GL	働き方改革	・製品管理 粗悪

バブル期には、粗雑工事による漏水等の問題が見られたが、平成7年のISO9000導入後は鉄筋不足等の単純ミスが発生している。背景には、書類重視の他、情報公開や説明責任の高まりによる隠蔽防止が考えられる。

また、国際化の進展に伴い、平成12年の建築基準法の改定により取り入れられた高度な設計手法により、高層の鉄筋コンクリート造建築物等の建設が可能になったが、平成17年に構造計算の偽装問題が発覚している。

この耐震偽装問題を受け、平成18年に建築基準法と建築士法が改定されて建築確認・検査の厳格化が図られている。当初は厳しい運用により確認申請手続きが大幅に遅れるなどの混乱が見られたが、その後、確認申請に関する軽微な変更に関する運用通達により改善が図られている。しかしながら、設計図書の変更は設計者の責任で行うべきものであり、現場で安易な変更が行われないように設計図書の管理が非常に重要になっている。

一方、平成27の基礎ぐいデータ偽装問題を受けて平成28年には建設業法告示等により、設計図書と現場状況が異なる場合の措置、施工記録の作成・保管等に関する、建設業者、下請負人、工事監理者、設計者の役割を明確にしている。この場合は、現場状況に応じた柔軟な設計変更が適切に行われることが重要になっている。さらに、近年は組織的不正による欠陥製品や欠陥工事に対する管理強化も求められている。(V-1 品質管理体制、参考)

(3) 安全環境問題への対応

H02 香川県豊島(テシマ)不法投棄摘発 H17 尼崎市旧クボタ工場周辺石綿被害	H03 広島新交通橋桁落下事故 H15 静岡県富士市解体工事外壁落下事故 H29 福岡県外壁倒壊
<ul style="list-style-type: none"> ・ H03 廃棄物処理法改正、資源有効利用促進法制定、 ・ H05 環境基本法制定、※H05 建設副産物適正処理推進要綱 ・ H12 循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法、グリーン購入法制定 ※H14 リサイクルガイドライン、※H18 リサイクル原則化ルール <p style="text-align: center;"><※公共工事の先導的取組み></p>	

国民の安全・環境に対する意識の高まりを背景に、平成2年に摘発された香川県豊島不法投棄摘発を受けて、産業廃棄物処理、建設副産物対策が強化されるとともに、国土交通省では公共工事として先導的な取組が行われている。

また、平成3年の広島新交通システム橋桁落下事故を契機として、国土交通省では安全対策に積極的に推進するため、平成3年(同14年改正)に条件明示に関する通達を行うとともに、平成5年に公衆災害防止対策要綱、平成7年に建築工事安全施工技術指針を定めている。(VI-1 安全対策、VI-2 環境対策)

一方、既存ストックの増加に伴い解体工事や改修工事が増加する中、平成15年の静岡県解体工事外壁落下事故を受け、解体ガイドラインが定められ、平成22年の岐阜市外壁倒壊事故を受けて再度通知されている。また、平成17年の石綿被害報道を受けて、石綿含有製品や粉塵排出作業に関する規制が強化されている。(VI-3 解体工事)

以上のほか、近年では国立競技場(H26.8 公募、H27.9 再公募)や豊洲市場(28.8 開所延期)など大プロジェクトでのマネジメント能力の欠如が問題になっている。また、東芝の経営危機問題においても買収した子会社のウェスティンハウス(WH)社の原子力建設における契約が引き金(H29.2 リスク浮上)になっており、契約書におけるリスクマネジメントが重要になっている。

I. 工事契約を取り巻く環境変化

I-1) 品質確保と関係法令 1-1-1) 基準法の変遷

『設計図書管理の厳格化』

昭和 25 年建築基準法制定後の大きな改正点は、昭和 56 年の新耐震設計法の導入、平成 12 年建築基準法の性能規定化、建築確認・検査の民間開放が挙げられる。また、平成 17 年耐震偽装設計問題を受け、①建築行政の課題、②建築士の資質の課題、③消費者保護の課題を解決するため、次の法律改正等が行われている。また、設計者責任を明確にするため、確認申請や検査における設計図書の管理が厳格化され、施工者の現場変更が制限されている。

- i) **建築基準法等の改正 (H18.6) :** 構造計算審査の義務付けのほか、施工に関係するものとして中間検査が義務付けられている。法律では3階建て以上の共同住宅が対象であるが、条例により公共建築を対象に加えるなど自治体毎に対象規模、用途が異なるので注意しなければならない。
- ii) **建築士法等の改正 (H18.12) :** 構造・設備一級建築士の新設、建築士の定期講習会の受講義務付け、マンション等の設計・監理の一括再委託の禁止のほか、建設業法の改正により、一括全面下請負の禁止をマンション等に拡大し、また、監理技術者の配置を重要な民間建築物に拡大している。
- iii) **特定住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する法律の制定 (H19.5) :** 消費者保護の観点から、建設業者及び宅地建物取引業者に対してそれぞれ住宅建設又は住宅販売瑕疵担保保証金として、供託金又は保険加入を義務付ける法律を制定している。

この他、適正な設計・工事監理が行われるように、平成 21(H31 改)年には新たな設計・工事監理等の報酬に関する告示 (VII-1-1)、工事監理ガイドラインが定められている。また、杭工事問題や賃貸住宅の屋根裏界壁未設置問題を受けてそれぞれの工事監理ガイドラインが作成されている。(VII-1-2)

さらに、免震ゴムや制振装置欠陥を受けて、令和 2 年以降、第三者等による検査が義務付けられている。(V-1-2 仕様書 1 章)

年	基準法改定概要	関連事項
1919 1924	T09 市街地建築物法公布 T14 耐震規定 (k=0.1)	1923 関東大震災
1950	S25 建築基準法公布 (許容応力度計算 k=0.2)	
1954	S34 耐火建築物等の規定・内装制限の新設、 定期検査・報告制度の新設 等	1964 新潟地震 1968 十勝沖地震 2003
1970	S45 用途地域の規定、容積率規制・隣地斜線 制限の全域適用、北側斜線制限の新設 等	1978 宮城沖地震
1981	S56 新耐震設計法の導入(2次設計新設等)等	
1992	H04 木造建築物に関する規制の見直し(準耐火 構造・準耐火建築物の規定新設等)、12種の 用途地域規定等	1991 雲仙岳噴火 94 北海道東方沖地震
2000	H12 建築基準法の性能規定化(H10 限界耐力 設計法)、建築確認検査民間開放、中間検査導 入、型式適合認定・構造方法認定規定新設等	1995 阪神淡路大地震 2000 三宅島噴火 2004 新潟中越地震
2006	H18 構造計算適合性判定の導入、確認検査等 に関する指針の策定・公表、罰則の強化 等	2005 耐震偽装問題 2011 東日本大地震
2014	H26 木造建築関連基準見直、定期調査検査報 告制度強化、構造計算適合性判定制度見直等 H28 (NHK 報道：耐震壁の直下率等)	2014 御嶽山噴火 2015 基礎ぐい問題 2016 熊本地震

○関連基準

2009	H21 設計・工事監理等の報酬に関する告示(H31 改)、工事監理 GL
2016	H28 基礎杭工事監理 GL、R01(2019)賃貸住宅工事監理 GL
2018	H30 大阪北部地震、ブロック塀耐震調査を自治体が義務化可能
2020	R02 免震装置等第三者検査 (H27 免震ゴム H30 制振装置欠陥)

1-1-2) 基礎ぐい工事問題

『柔軟な設計変更』

平成 12 年の建築基準法の性能規定化により告示 1113 号が施行され、大きな先端支持力が期待できるプレボーリング拡大根固め工法が開発されている。しかしながら、平成 27 年 9 月に同工法で施工された横浜市の連棟マンションのエキスパンション部の手すりがズレていることから、杭が支持層に到達していないため建物が傾いていることが判明している。さらに、掘削時のオーガー電流値の記録や根固め液の注入記録の転用が発覚し、平成 19 年竣工の事案ではあるが、平成 28 年 1 月に元請、1～3 次の下請に対して右表の建設業法による監督処分がなされている。その後の関係機関の調査により、新たにデータの流用が判明した建設業者 8 社にも勧告が行われている。

一方、本問題は、一担当者の不適切な行為として片付けるのではなく、背景にある工期遵守の圧力、データ欠損を認めない雰囲気、重層下請構造、利益損失の圧力等の課題を認識し、業界全体の問題として改善が行われている。

i) **建設業団体、不動産業団体による指導：** 建設業団体は当事者として早い段階で技術的な施工管理指針(案)を取りまとめ、告示に合わせて制定している。また、不動産業界は発注者として適正な請負契約の設定、変更協議による対応を求めている。

ii) **建設業法による指導** (建設業法 25 条の 27 第 2 項に基づく技術的事項)
元請の監理技術者等は、ぐいの支持層への到達に責務を有することを明確にして、工事監理者への施工計画書の提出説明、すべての下請の主任技術者の配置状況、資格等の確認、すべての下請の主任技術者立会いのもとで支持層の確認を行うことを求めている。下請は設計図書による施工が困難な場合や現場条件が異なる場合は書面により元請に通知しなければならない。

iii) **建築基準法による技術的助言** (国住指) : 工事監理者は、設計図書の確認と疑義への対応、施工記録がとれない場合の代替手法の確認等の他、「試験ぐいは原則立会い、本ぐいは抽出」により行うとされたが、業務仕様書で全ての杭の立会いを求められる場合もある。また、設計者による適切な地盤調査と施工者への留意事項の説明等、並びに、中間検査における工事監理の実施状況の確認が定められている。

○杭工事基準の変遷

1971	基準法告示 111 号	基礎杭支持力に関する指針 (1968 十勝沖地震)
1978	告示 111 号改正	杭の設計で水平力検討 (1978 宮城沖地震)
2000	建築基準法改正	性能規定の導入
2001	告示 1113 号施行	杭基礎の設計・施工の自由度拡大
2015	H27.9	横浜市内分譲マンション杭工事偽装発覚
	H27.12	①既製コンクリート杭施工管理指針 (案) H28.3 策定 (一社) 日本建設業連合会
	H27.12.25	基礎杭工事問題対策委員会中間とりまとめ
2016	H28.1.21	①(一社)不動産協会の取り組みについて
	H28.3.4 建設業法告示 468 号	②基礎杭工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置
	国住指第 4239 号	③基礎杭工事における工事監理ガイドライン
	国住指第 4240 号	③基礎杭の適正な設計について
	国住指第 4241 号	③基礎杭工事に関する中間検査等について

○建設業法による監督処分の事例 (基礎ぐい工事問題)

	処分の概要	根拠法令
元請	・指示処分(業務改善命令)・指名停止 1ヶ月	建設業法第 24 条の 6 (下請指導せず) 第 28 条第 1 項
1 次	・営業停止 1 5 日間 ・指示処分(業務改善命令)	建設業法第 26 条第 3 項 (専任配置せず) 建設業法第 22 条第 1 項 (一括下請違反) 第 28 条第 1 項第 2 号・4 号
2 次	・営業停止 1 5 日間 ・指示処分(業務改善命令) ・勧告	建設業法第 26 条第 3 項 (専任配置せず) 建設業法第 22 条第 2 項 (一括下請違反) 第 28 条第 1 項第 2 号 第 41 条第 1 項(データ流用等不誠実行為)
3 次	—	—
第 26 条 (主任技術者及監理技術者の設置等) 第 28 条 (指示及営業の停止) 第 29 条 (許可の取消し) 第 41 条 (建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及勧告)		

I-2) 工事請負契約と建設業法 1-2-1) 建設業法の概要

建設業法では、2章で建設業の許可、3章で工事請負契約、4章で施工技術の確保として監理技術者制度と施工体制、5章では監督処分等について規定し、関連通達がなされている。

i) **一括下請負の禁止**： 建設業法22条で一括下請負は禁止さ、平成4年に建設省から「一括下請負の禁止について」が通達され、平成13年に「入契法」12条により公共工事では全面的に一括下請負が禁止になっている。また、耐震偽装問題を受けて平成18年改正により、多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、発注者の書面による承諾があっても一括下請負は禁止される。

ii) **監理技術者制度運用マニュアル (H16/H28/R2.10.1)**

建設業法第26条により工事現場に技術上の管理を司る者として主任技術者等を置かなければならない。平成6年に運用マニュアルが定められたが、平成15年の公益法人の改革に関する法律の制定により、平成16年に「監理技術者制度運用マニュアル」が新たに定められている。平成18年改正により、重要な建設工事では、専任の監理技術者を配置しなければならない。また、令和2年以降は、監理技術者補の活用が記載されている。

なお、平成7年改正により施工体制台帳、体系図の作成が定められている。

iii) **建設業法令遵守ガイドライン**： 第3章「工事請負契約」に規定される契約関係の留意点を整理して法令違反となる事例等を記載したガイドラインが、平成19年（元請下請間）平成23年（受発注者間）に作成されている。

iv) **民間工事指針**（民間建設工事の適正な品質を確保するための指針）
基礎ぐい工事問題を受けて、平成28年7月にあらかじめ発注者間で協議すべき施工上のリスクに関する協議項目を示した「民間工事指針」が取りまとめられている。また、通達①②を改正して元請、下請それぞれが果たすべき役割を具体的に定めた一括下請負の判断基準を新たに策定している。

○建設業法 (H26/R01.6.12)

第1章	第1～2条	総則
第2章	第3～17条	建設業の許可
第3章	第18～24条の7	建設工事の請負契約(VIII-2-2)
第3章の2	第25～25条の26	(紛争の処理)略
第4章	第25条の27～27条の22	施工技術の確保(VIII-1-2)
第4章の2	第27条の23～27条の36	(経営事項審査等)略
第4章の3	第27条の37～27の39	建設業者団体
第5章	第28～32条	監督(前見開)
第6章	第33～39条の3	中央建設業審議会等/標準約款
第7章	第39条の4～44条の5	雑則
第8章	第45～55条	罰則

○建設業法の関連通達

1978	S53.11.30	元請・下請関係合理化指導要綱
1991	H03.02.05	建設産業における生産システム合理化指針について
1992	H04.03.30	第二次構造改善推進プログラム
	H04.12.17	①一括下請負の禁止について (H13.3.30/H28)
1994	H06.12.28	②監理技術者資格者証運用マニュアル (H16 廃止)
1995	H07.6	建設業法改正 (施工体制台帳、体系図義務付け)
2007	H19.06	③建設業法令遵守ガイドライン (元請下請間) (H29.3 改)
2011	H23.08	③建設業法令遵守ガイドライン (受発注者間)
2014	H26	建設業法改正 (27.4/28.6 施行、R01.6、R04.11)
2016	H28.07.14	④民間建設工事の適正な品質を確保するための指針
	H28.09	④民間工事指針の活用方策 (日建連)
	H28.10.14	①一括下請負の禁止について
	H28.12.19	②監理技術者制度運用マニュアルについて (H16 制定、R02.9.30、R04.12.13)

I-2-2) 工事請負契約書の変遷 『請け付け者から受注者』

(1) 民間（七会）連合協定工事請負契約約款

工事請負契約については、明治 29 年制定の民法の請負契約規定などにより、工事物件ごとに個別の書類を作成して契約していたが、大正 12 年日本建築学会、日本建設業連合会、日本建築協会、日本建築家協会の全身 4 団体による「契約書」「工事請負規定」が制定されている。昭和 24 年建設業法制定、25 年「標準契約約款」の制定を受け、昭和 26 年に「四会連合協定工事請負契約約款」に改称、改正が行われ、昭和 56 年には全国建設業連合会、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会などが新たに加入し、「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款」となり、令和 2 年から現在の名称となっている。

(2) 標準契約約款制定 『片務性の是正』

i) 昭和 25 年に全 38 条(現在 62 条)からなる工事請負契約約款 (II-1-2) が制定され、昭和 37 年には瑕疵担保責任、スライド条項、第三者損害、不可抗力損害、昭和 56 年には、足切り率の削減、単品スライド条項導入等の追加が行われるなど双務契約に向けた改定が継続的に行われている。

ii) 昭和 46 年には建設業者の登録制から許可制に変更する建設業法の大改正が行われ、昭和 47 年の契約約款の改定では、「仮設は施工者責任」「承認から承諾」など請負者の自主施工を前提とした改定が行われ、発注者の監督体制も「常駐監督から巡回監督」に変更している。このため、平成 48 年版建築工事共通仕様書では 1 章共通事項の大幅な見直しが行われ、従来の 1 節 19 項から 6 節 33 項として受注者の役割を詳細に規定している。(III-1-1 標準仕様書)

iii) 平成 8 年 WTO 発効に先立ち、平成 7 年に完成保証人の廃止など国際標準に対応した見直しが行われている。また、双務契約として契約書 13 条(材料検査)、14 条(立合い)に発注者の回答期限を追加するなど、受注者の立場を強化しているが、海外での赤字工事の頻発により、平成 22 年の改定では、上下関係を連想させる「甲乙、請負者(ウケマケ者)」の表現を削除して「受注者、発注者」に変更している。

令和 2 年には民法の改正に伴い、「瑕疵担保」を「契約不適合責任」に変更されている。

○工事請負契約書等の変遷

年	工事請負契約書・改定概要	社会的背景
1989	M22 会計法、M33 指名競争入札 M29 民法 (請負契約規定)	T12 四会 (工事請負規定)
1949	S24 建設業法制定	S20 復興景気 S22 競争激化
1950	S25 標準契約約款制定	S26 四会協定契約約款
1954	S29 前払金保証制度発足	
1956	S31 建設業法改正 (紛争審査会)	
1963	S37 瑕疵担保責任規定、スライド条項、損害規定(第三者、不可抗力)	高度成長期(S29.12~S48.11) いざなぎ景気(1965.11~1970.7)
1971	S46 建設業法改正登録制⇒許可制 S47 受発注者権限明確化、自主施工の促進、変更契約条件の適正化	
1981	S56 足切り率の削減、単品スライド条項導入	S48.12 一次 S55.3 二次オイルショック S56(旧四会)民間連合契約約款
	H01 消費税適用(元年 4 月)	S61 バブル経済(S61.12~H3.2)
1995	H07 工事完成保証人廃止、国際化を加味した契約関係の明確化	H08WTO 協定発効、ISO9000 H09 旧四会請負契約約款委員会
2000	H12 住宅品確法 (瑕疵担保 10 年) H13 建設業法改正・IT 等一括法	H13 設計施工契約約款(BCS) H13.4 入契法 H17.4 品確法施行
2010	H22 受発注者に名称変更、工期延期費用明確化、第三者機関活用	H17~22 海外進出赤字 H21.9~H24.12 民主党政権
2013	H25.2 改定	いざなぎ景気(2002.2~2008.2)
2017	H29.7 社会保険未加入排除	H27H30 日建連約款改定
2020	R2.4 瑕疵担保⇒契約不適合責任	R2.4 民法施行
2022	R4.6 建設発生土の指定利用	R4.3 盛土規制法 R3 熱海土石流

I-3) 公共工事の入札契約制度

公共工事では品質確保を図るため、会計法による低入札調査制度(S36)、地方自治法による最低制限価格(S38)が定められ、発注にあたっては中小企業基本法(S38)、官公需法(S41)により分離、分割による工事発注が行われている。

平成5年には公共工事をめぐる不祥事の発生、建設市場の国際化への要請に対応する観点から、中央建設業審議会の建議が行われ、平成6年には大型工事での一般競争方式の導入、入札監視委員会の設置、平成8年には工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行が行われている。また、平成10年には、建設投資の低迷、国際化による競争の激化など建設市場の構造変化に対応して、技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進める観点から多様な入札・契約制度の導入等が建議されている。

一方、平成5年の行政書類のA4化、世界的なヒット商品となった平成7年秋 Windows 95 の発売によるパソコンの普及に始まり、平成8年 WTO 政府協定の発効に伴う海外企業の参入、平成11年情報公開法及びPFI法、平成13年 IT 書面一括法の成立など国際化、情報化の急激な進展に合わせて、コスト削減、アカウンタビリティ行動指針、CALS/EC などの施策に取り組むとともに、透明性・客観性、競争性の高い入札契約制度への移行が行われている。

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (入契法)

入札・契約の適正化を総合的に促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的として、平成12年に「入契法」が制定され、発注者の責務として①毎年度の発注見通しの公表（発注工事名・時期等）②入札・契約に係る情報の公表（入札者・入札金額、落札者・落札金額等）、また、受注者には、①一括下請負の禁止、②施工体制台帳の写しの提出、③公衆の見やすい場所への施工体系図の掲示が義務付けられた。

一方、平成14年に「入札談合等関与行為防止法」が制定されたが、その後もいわゆる官製談合事件が多く見られたため、平成18年12月に①発注機関職員に対する刑事罰の導入、②入札談合等関与行為の拡大、③法適用対象となる発注機関の拡大とを内容とする改正が行われている。

○公共工事と社会状況

年	公共事業関係	社会状況
1949	S24 建設業法制定、S25 標準約款	S20 終戦後建設業者急増
1961	S36 会計法(低入札調査制度)	S22 土建景気終結
1964	S38 地方自治法(最低制限価格) S38 中小企業基本法 S41 官公需法	S29.12~S48.11 高度成長期 S39 東京オリンピック
1970	S45~54 筑波研究学園都市建設	S45 大阪万博 S47 札幌五輪
1973		S48、S55 オイルショック
1988	S63(H3 追)海外企業参入特例措置 S63~H15 国の行政機関等移転	S61.12~H3.2 バブル経済 H1 消費税 3%
1994	H6 一般競争入札導入 H5 建議	H5 ゼネコン汚職、書類A4化
1996	<u>H8WTO 協定発効</u> H8~CALS/EC	H7.1 阪神・淡路大震災
1997	H9~H20 コスト縮、構造改革等	H9 消費税 5% H10 長野五輪
1999	H11 アカウンタビリティ行動指針 H10 建議	H11 情報公開法 PFI 法制定
2001	H13 入契法 H14 官製談合防止法 H14 中央合同7号 H15 九段 PFI	H13 省庁再編、IT 書面一括法 H14 失われた10年(20年)
2005	H17 品確法 H17.12 談合決別宣言	H17.11 耐震偽装発覚
2006	H18 独禁法、談合防止法改正 H18.12 緊急公共工物品質確保対策	H20.9 リーマン・ショック H23.3 東日本大震災
2013	H25.12 国土強靱化基本法	H25 五輪決定 H26 消費税 8%
2014	H26.6 担い手3法改正	H25.4~R5.3 日銀異次元緩和
2019	R1.6 新担い手3法改正	R2.3 コロナ、東京五輪延期
		R4.2 ウクライン侵攻
H5.12.21 公共工事に関する入札・契約制度の改革について(中建審) H10.2.4 建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向(同) H19.7.6 「建設産業政策 2007~大転換期の構造改革~」建設産業政策研究会		

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

平成 17 年には、一般競争入札の拡大によるダンピングの増加、不良・不適格業者の参入、並びに、発注者の能力差により品質低下の懸念が拡大してきたため、高い技術能力を有する競争により、価格と品質が総合的に優れた契約がなされるように、「品確法」が制定されている。

平成 18 年 1 月の改正独禁法施行を控え、平成 17 年 12 月に大手ゼネコンによる談合決別宣言がなされている。その後、平成 18 年には国際化、民間需要の落ち込み等による競争激化を受けて低入札が多発し、4 月には①重点調査の対象拡大、②下請業者への支払い確認のための立入調査の強化、工事コスト調査の内訳公表、④発注者の監督・検査等の強化、⑤受注者側技術者の増員、また、12 月には①施工体制の確認を行う総合評価落札方式の施行、②特別重点調査の施行の対策が取られ、これ以降ダンピングは減少している。

その後、公共事業削減に伴う建設業者や建設労働者の減少、震災復興・オリンピック需要の高まりを受け不調・不調が増加し、平成 26 年に品確法と建設業法・入契法を一体として改正され、ダンピング対策の徹底、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された（「担い手 3 法」）。

(3) 新・担い手 3 法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正 R1.6）

「担い手 3 法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5 年間で様々な成果が見られたが、一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題に取り組むため、令和元年 6 月に「新・担い手 3 法」として、再び品確法と建設業法・入契法が改正されている。

①働き方改革の推進<品確法、建設業法・入契法>

②生産性向上への取組

③災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保

④調査・設計の品質確保<品確法>

また、官庁営繕部においても、右表のような取り組みが行われている。

○官庁営繕部の取り組み

2013	H25.10.01	官庁営繕工事における不調・不調対策(小規模工事対象)
	H25.12.26	官庁営繕工事における不調・不調対策(条件明示)
2014	H26.01.24	・公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組
	H26.02.06	営繕工事における「見積活用方式」の試行
	H26.02.07	(公共工事の円滑な施工確保について)
	H26.03.31	工期の長い小規模改修工事の共通費の算定の試行
		営繕工事における工事関係図書等の効率化実施方針
2015	H27.01.30	営繕積算方式の普及促進について
	H27.03.25	営繕工事における工期設定の基本的な考え方
	H27.05.27	営繕工事請負契約の設計変更ガイドライン改定(H26)
2016	H28.06.30	公共建築工事の円滑な施工確保について
	H28.06	公共建築工事における工期設定の基本的な考え方(H27)
2017	H29.03	営繕積算方式活用マニュアル改定及び普及促進(H27)
	H29.03	営繕工事における入札時積算数量書活用方式(H28)
2018	H30(R3)	営繕工事における生産性向上技術活用方針、導入手引

○IX. 多様な入札制度（抜粋）

・総合評価落札方式については、平成 10 年に土木工事で最初に適用され、平成 12 年 3 月の大蔵大臣との包括協議により工事案件毎の個別協議が不要となり、平成 14 年 6 月に現在の標準型手法が整備されている。平成 17 年 4 月の品確法が施行により、総合評価落札方式の採用が基本となっている。

・平成 4 年(1992)にイギリスで導入された PFI 手法については平成 11 年に PFI 法が制定され、デザインビルド(DB)方式については平成 13 年に「BCS 設計施工契約約款 H23,H24 改定」が整備されている。また、平成 26 年の品確法の改正では、技術提案交渉方式、ECI 方式など多様な入札契約制度が盛り込まれている。

○参考 1997 北海道拓殖銀行、山一証券(破産)、2000 そごう(民事再生)
(会社更生) 1997 東海興業、1998 日本国土開発、2002 佐藤工業、日産建設、
(民事再生) 2002 大日本土木、2003 森本組、2004 大木建設、2005 松村組、
(債務免除他) 1999 フジタ、2000 ハザマ、熊谷組、2001 三井建設、2002 飛鳥建設

II. 工事事請負契約書

II-1-1) 契約図書 (民間、公共)

民間工事	公共建築工事
工事標準請負契約約款 (建設業法 中央建設審議会勧告) (1) 民間建設工事標準請負契約約款 (甲) (乙) (2) 公共工事標準請負契約約款 (3) 建設工事標準下請負契約約款	
民間(七会)連合協定工事請負契約約款、 日建連設計施工契約約款、工事請負契約書 特別契約書 (建り法 13 条書面)	○○工事請負契約書 (発注者毎に制定) 技術提案書、同履行報告書
⑤建築工事共通仕様書 (公共建築協会) ⑤建築工事共通仕様書 (日本建築家協会)	①質問回答書、②現場説明書 (説明/指導/技術事項) ③特記仕様書、④設計図 ⑤公共建築工事標準仕様書
(労働安全衛生法) (建設リサイクル法)	建設工事公衆災害防止対策要綱 建設副産物適正処理推進要綱

(1) 契約図書

契約図書は、工事請負契約書、特別契約書、設計図書から構成され、公共工事と民間工事では使われる契約書は異なっている。建設業法に基づき中央建設審議会から4種類の契約約款(1)~(3)が勧告されており、公共の発注機関は公共工事請負契約約款に基づきそれぞれ工事請負契約書を制定するため、発注機関によりその内容が異なることがある。一方、民間工事では、民間(七会)連合協定工事請負契約約款や日建連設計施工契約約款などがあり、約款と個別の工事請負契約書を併せて用いられる。

また、建設リサイクル法 13 条に基づき、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化施設の名称及び所在地、再資源等に要する費用を記載した書面が契約書の一部として添付しなければならない。さらに、公共工事における総合評価方式による入札では、落札者の提出した技術提案書が特別契約図書として位置付けられ、履行報告書の提出が求められる。

(2) 設計図書

公共工事の設計図書は、①質問回答書、②現場説明書(説明/指導/技術事項)、③特記仕様書、④設計図、⑤公共建築工事標準仕様書(以下、「標準仕様書」)から構成されており、契約書 18 条を踏まえて標準仕様書では①から⑤の順番のとおり優先順位を定めている。また、公共工事では先導的な役割として、「建設工事公衆災害防止対策要綱」「建設副産物適正処理推進要綱」を適用図書としているが、両要綱には発注者が条件明示すべき責務が定められている。

一方、「公共建築工事標準仕様書」は国の各省庁の統一基準であり、「公共工事標準請負契約約款」に基づく工事請負契約書の適用を前提としているため、民間工事で適用するためには、「監督職員」を「監理者」に読み替えるなどの対応が必要となる。このため、「民間(七会)連合協定工事請負契約約款(以下、「民間連合契約約款」)」に適合した仕様書として、「公共建築標準仕様書」の第1章のみを見直した「建築工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」)」を一般社団法人公共建築協会が平成16年以降作成している。

この他、民間建築の標準的な仕様を取りまとめた「建築工事、建築設備工事共通仕様書(公益社団法人 日本建築家協会)」がまとめられている。

(3) 設計図書管理と双務契約への取組 (次頁経緯表)

工事請負契約書の双務契約に向けた改定は継続的に行われてきているが、平成7年には翌年のWTO発効を前に国際標準に向けた改定が行われている。その後、平成17以降に国内市場の競争激化に伴い大手建設業者が海外に進出したが、海外工事での赤字工事の多発を受けて受発注者が対等の立場で行う契約変更協議の重要性が認識され、平成22年に国内では「請け負け者」を連想させる「請負者」から「受注者」に契約書の用語が変更されている。

また、公共工事では設計変更ガイドラインを作成して、受発注者の適切な設計図書の変更が行われるように先導的な取り組みを行っている。土木工事では、平成17年以降、ワンデーレスポンス、三者協議、設計変更審査会などにより迅速な変更に取り組んでいる。

さらに、令和2年の建設業法の改正を受けて、著しく短い工事の禁止が契約書に追加されている。(次々開頁)

○設計図書管理と双務契約への経緯

	設計図書管理	双務契約への取組
	H3 広島橋桁落下・豊島不法投棄 H3(H14)条件明示通達	H5 公衆災害対策、副産物適正処理要綱 (施工者責任⇒発注者の責務記載)
2000	H10「造る立場」から「買う立場」 H12 建築基準法改正(限界耐力)	H7 工事請負契約書制定(7日以内回答) H8 WTO 協定発効(契約書の国際化)
	H17 耐震偽装 H18 基準法改正 <設計図書管理厳格化>	H17~H22 海外進出、スーパー赤字 H22 契約書改定(請け負者⇒受注者) H25 標準仕様書改定(同上) H26 設計変更ガイドライン<書面協議>
	H27 基礎杭問題 H28 民間工事指針 <柔軟な設計変更>	H28 民間工事指針活用方策(リスク分担) H28 民間(七会)連合協定契約約款改定 監理者権限削減<契約変更は発注者>
2020	R02 民法施行、契約書改定 (かし担保⇒契約不適合責任)	R02 建設業法改正 19 条の 5 (著しく短い工事禁止)
	R03 書面押印廃止	<書面月日氏名、メール可>

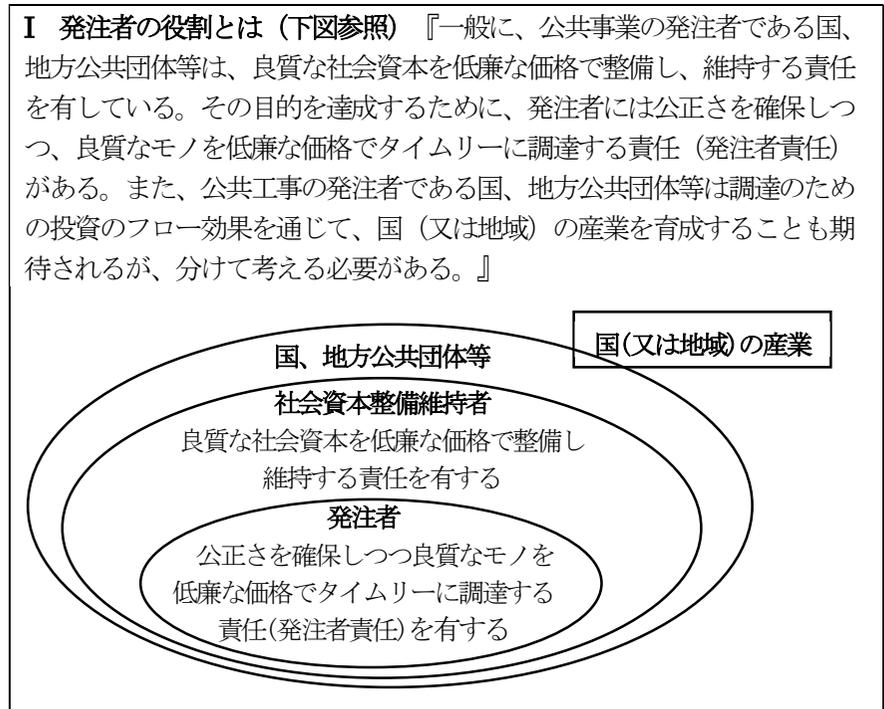
一方、耐震偽装問題を受けて設計者責任を明確にするため、設計図書や確認申請図の変更については厳格な運用が行われるようになったが、基礎杭工事問題を受けて現地状況に応じて設計図書の変更や工期延期を行うことが発注者求められている。このため、設計図書の曖昧さから発生するトラブルを避けるため、平成 28 年に契約前に実施する事前協議についてまとめた「民間工事指針」が定められている。同じく、設計変更に関わるトラブルを防止するため、平成 28 年に民間連合契約書では、契約書上の「監理者」(Ⅱ-2)の権限を限定し、原則的には契約変更については発注者の役割としている。

令和 3 年にはコロナ対策の政府方針に基づき、工事関係書類の押印が廃止され、電子機器の使用による協議の迅速化、記録の充実が進むと思われる。

(4)「買う立場」の視点

平成 8 年以降、顧客のための国際規格 ISO9000 (Ⅳ-1-1) の採用や「買う立場」における契約制度 (Ⅰ-3-1) 及び技術者の役割 (Ⅳ-1-2) の見直しが求められている。

○「H10 公共工事の品質確保等行動指針」



○『造る立場から買う立場』

「公共工事の品質確保等のための行動指針 H10.2 建設省」では、公共工事の品質確保等のための発注者の役割は、発注者が関与しなくても問題がないと考えられる場合は「買う立場」に近づき、発注者が関与しなくては目的を達成することが困難な場合や発注者が責任を負う必要がある場合は「造る立場」に近づくことと定義して、現在に続く様々な施策がまとめられている。

「造る立場」: 造り方に関与し、受注者に指示通りに施工させる立場

「買う立場」: 造り方に関与せず、受注者に任せようとする立場

○ISO9000 は、トレーサビリティ(品質の履歴管理)の顧客説明を充実するなど、「買う立場」の国際的な品質管理システムであり、建設省では、平成 8~9 年に ISO9000 のパイロット工事、平成 12~14 年に試行工事を行い、現在は受注者の申請により ISO9000 を適用することができるようになっている。

II-1-2) 工事請負契約書 (民間、公共)

(1) 工事請負契約書の構成

民間連合協定契約約款は 35 条、公共工事請負契約書は 62 条から構成され、右表のように「a.前提条件、b.条件変更、c.検査支払、d.紛争解決」の4区分に分類すると、公共工事では会計法や予算の関係から b.条件変更 c.検査支払の手續きについて細かく規定されている。

条文 9 条で、公共工事では会計法に基づく「監督職員」、民間工事では建築基準法に基づく工事監理者が従事する「監理者」が規定されている。

なお、民間連合協定契約約款は平成 28 年 3 月に改定されており、「1 条の 2 用語の定義」を新設して各条文を見直している。従来、「9 条監理者」の主語は監理者であり、約款全体の主語の発注者とは異なっていたが、発注者が監理者に委託した内容の表現に改めて主語を統一している。

波下線 R2.4

	民間(七会)連合協定工事請負契約約款 (R2.4/H30.4 改定/H28.3/H23.5/H21/H19)	公共工事請負契約約款 (R2.4/H25.2/H22.9)
a 前提条件	01. 総則 01 の 2 用語の定義(H28) 03. 関連工事の調整 04. 請負代金内訳書、工程表 08. 保証人(保証人を立てる場合) 06. 権利、義務の譲渡などの禁止 05. 一括下請負、一括委任の禁止 07. 特許権当の使用 7-2 秘密保持 09. 監理者(H28) 10. 主任技術者、監理技術者、現場代理人など 11. 履行報告 12. 工事関係者についての異議 13. 工事材料、建築設備の機器、施工用機器 15. 発注者等の立会 14. 支給材料、貸与品 02. 敷地、工用地 16. 設計及び施工条件の疑義、相	01. 総則 02. 関連工事の調整 03. 請代金内訳書、工程表 04. 契約の保証 05. 権利義務の譲渡等 06. 一括委任、一括下請負禁止 07. 下請負人の通知 08. 特許権等の使用 09. 監督職員 10. 現場代理人、主任技術者等 11. 履行報告 12. 工事関係者に関する措置請求 13. 工事材料の品質及び検査等 14. 立合い及び工事記録の整備等 15. 支給材料及び貸与品 16. 工事用地の確保等 17. 改造義務及び破壊検査等

b 条件変更	違など (条件変更条項) 17. 工事用図書のとおりを実施されていない施工 28. 工事の変更、工期の変更 (適正工期設定) 29. 請負代金額の変更 18. 損害の防止 (発注者負担関係) 19. 第三者損害 20. 施工について生じた損害 21. 不可抗力による損害	18. 条件変更等 19. 設計図書の変更 20. 工事中止 21. 著しく短い工期の禁止 22. 受注者の請求による工期の延長 23. 発注者の請求による工期の短縮等 24. 工期の変更方法 25. 請負代金額の変更方法等 26. 賃金物価変動による請負額変更 27. 臨機の措置 28. 一般的損害 29. 第三者に及ぼした損害 30. 不可抗力による損害 31. 代金変更に代える設計図書変更
c 検査支払	23. 完成・検査 23-2 法定検査 23-3 その他の検査 26. 請求・支払・引渡し 24. 部分使用 25. 部分引渡し	32. 検査及び引渡し 33. 請負代金の支払 36. 保証契約の変更 34. 部分使用 39. 部分引渡し 35. 前金払 37. 前払金の使用等 38. 部分払 40-42. 国債に係る契約の特則 43. 第三者による代理受理 44. 前金払等不払に対する工事中止
d 紛争解決	27. 契約不適合責任 27-2 責任期間 30. 発注者の損害賠償請求 30-2 受注者の損害賠償請求 31. 発注者の任意解除等 31-2 発注者の催告による解除 31-3 発注者の催告によらない解除 (債権譲渡制限) 32. 受注者の中止権 32-2 受注者の催告による解除 32-3 受注者の催告によらない解除 33. 解除に伴う措置 22. 損害保険 34. 紛争の解決 35. 補則	45. 契約不適合責任 50. 公共工事履行保証証券による保証の請求 46. 発注者の任意解除権 47. 発注者の催告による解除権 48. 発注者の催告によらない解除権 49. 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限 51. 受注者の催告による解除権 52. 受注者の催告によらない解除権 53. 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限 54. 解除に伴う措置 55. 発注者の損害賠償請求等 56. 受注者の損害賠償請求等 57. 契約不適合責任期間 58. 火災保険等 59. あっせん又は調停 60. 仲裁 61. 情報通信の技術を利用する方法 62. 補則

(2) 「瑕疵担保」から「契約不適合責任」

明治制定以来の大改正が行われた民法が令和2年4月に施行され、工事請負契約書（前頁）、建築設計業務委託契約書（VII-2-2）が改正されている。

- i) 工事請負契約書等の「かし担保」に代わり、一般の契約と同じように「契約不適合責任」となり、56条で「契約不適合責任期間等」が定められている。従来とおり、契約不適合を理由とした損害賠償の請求等は、1項で引き渡し後2年（2項で設備1年）以内と定めているが、契約不適合が受注者の故意又は重過失による場合は「民法の定めによる」としている。（工事監理の債務不履行については10年）
- ii) 民法「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効」が「期間の制限」に変更され、従来、瑕疵担保期間が20年の時効で消滅となるのに対して、今後は損害が知った時から3年間は請求を行うことができるように変更されている。
- iii) このように、請負者、設計・工事監理業務受注者の責任が問われる可能性が高くなるため、適正な業務を実施したことを証明する記録の保管、設計や工事監理業務仕様書の業務内容を明確にすることが求められる。
- ex.設計業務（予算超過責任） ex.工事監理業務（設計図書との照合方法）

○工事請負契約書（R2.6）

『2020.4.1 改正民法施行』

第45条（契約不適合責任）

1. 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3. 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応

じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一) 履行の追完が不能であるとき。
- 二) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第56条（契約不適合責任期間等） 6. 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

○改正・民法（H29.6.2公布/R2.4施行）

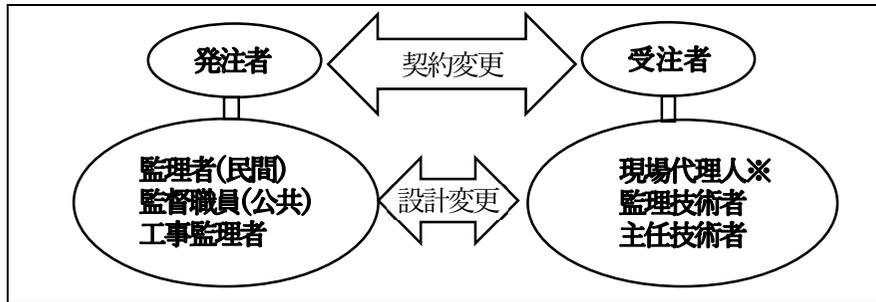
第562条（買主の追完請求権） 1. 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。（略）

第415条（債務不履行による損害賠償） 1. 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。（略）

第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限） 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第724条の2（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

II-1-3) 請負契約書と工事関係者



(1) 現場代理人及び主任技術者等 (民間、公共)

受注者は、工事請負契約書 10 条 (民間、公共) に基づき現場代理人及び主任技術者等を工事現場に設置し、建設業法 26 条 2 項に該当する場合は主任技術者に代えて監理技術者とし、同条 3 項に該当する場合は専任としなければならない。(VIII-2-2 建設業法) R2.10 以降、監理技術者補佐の活用が追加。

現場代理人※は、契約書 10 条 3 項 (民間) 2 項 (公共) により契約変更等以外の契約履行に関する「受注者」の権限を行使できる。なお、公共工事の現場代理人は、契約書 10 条 2 項及び 3 項に基づき、常駐が求められる。

(2) 監理者 (民間)、監督職員 (公共)

工事請負契約書 9 条では、発注者の代理人として監理者 (II-2-2)、監督職員 (II-3-2 公共工事関係者) が定義されているが、契約に関する管理については現場代理人以上に限定的な権限しか付与されていない。

(3) 「設計変更協議」と「契約変更協議」 『2種類の協議』

「設計変更協議(監督職員)」は、契約書 9 条に基づき工事仕様書で、一方、「契約変更協議(受発注者)」は、契約条項 (公共 20 条工事中止、民間 32 条受注者の中止権)、公共 19 条設計図書・23 条工期・24 条請負金の変更、30 条請負金に代わる図書変更) で規定され、根拠条文、及び当事者が異なっている。(II-3-3 契約変更手続き (公共))

このため、請負金額の増減、並びに、工事の一時中止、工期の延期に関すること(契約変更協議)は、「設計変更協議」と併行して、別途受発注者協議(発議：現場代理人)を行わなければならない。P41

○民間/公共工事請負契約約款(現場代理人及び主任技術者等) 波下線R2.10以降

第10条 受注者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知する。また、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書)又は専門技術者(建設業法第26条の2)を定める場合、書面をもってその氏名を発注者に通知する。

2 受注者は、現場代理人を定めたときは、書面をもってその氏名を発注者に通知する。

3 **現場代理人**は、この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、次の各号に定める権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。一 請負代金額の変更、二 工期の変更、三 請負代金の請求又は受領、四 第12条第1項の請求の受理、五 工事の中止、この契約の解除及び損害賠償の請求

4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第10条【公共】 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。一 現場代理人 二 (A)主任技術者(B)監理技術者(C)監理技術者補佐、三 専門技術者 注 (B)は、建設業法第26条第2項に該当する場合、(A)は、それ以外の場合 (C)は、建設業法第26条第3項ただし書により監理技術者が兼務する場合。□の部分には、同法第26条第3項の場合に「専任の」を記入する。

2 **現場代理人**は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
(4, 5項は民間と同じ)

○民間（旧四会）連合協定工事標準請負契約約款（H28.3 改定）

第9条（監理者）

- 1 **発注者**は**監理者**に対してこの約款の他の条項に定めるほか、第1条(3)の委託契約において次のことを委託した。
- 設計図書等の内容を理解し、設計図書等に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、**受注者**に通知すること。
 - 設計内容を正確に伝えるため、**受注者**と打ち合わせ、適宜、説明用図書を、この工事を円滑に遂行するために必要な時期に、**受注者**に交付すること。
 - 受注者**からこの工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書等に定められた品質確保の観点から技術的に検討し、当該結果を**受注者**に回答すること。
 - 施工図、製作見本、見本施工等が設計図書等の内容に適合しているか否かについて検討し、また設計図書等の定めにより、**受注者**が提出又は提案する工事材料、建築設備の機器等、及びそれらの見本が設計図書等の内容に適合しているかについて検討し、当該結果を**発注者**に報告のうえ、**受注者**に対して適合していると認められる場合は**承認**し、適合していないと認められる場合には理由を示して修正を求めること。**受注者**がこれに従わないときは、その旨を**発注者**に報告する。
 - この工事が設計図書等の内容に適合しているかについて、設計図書等と照合し、設計図書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、**受注者**から提出された場合の品質管理記録による確認、それらを抽出によっておこなうなど、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこと。
 - この工事と設計図書等との照合及び確認の結果、この工事が設計図書等のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、**受注者**に対して、その旨を指摘し、この工事を設計図書等のとおり実施するよう求めるとともに**発注者**に報告すること。
 - 第4条(1)に基づいて**受注者**から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により確認し当該結果を**発注者**に報告すること。

- 設計図書等に定めるところにより**受注者**が作成、提出する施工計画について、設計図書等に定められた工期及び品質が確保できないおそれがあると明らかに認められる場合には、**受注者**に対して助言し、その旨を**発注者**に報告すること。
 - この工事がこの契約の内容（eに関する内容を除く。）に適合しているかについて、この契約の内容と照合し、設計図書等に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、**受注者**から提出された場合の品質管理記録による確認、それらを抽出によって行うなど、確認対象工事に応じた合理的方法による確認を行うこと。この結果、この工事がこの契約の内容のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、**受注者**に対して、その旨を指摘し、当該工事をこの契約の内容のとおり実施するよう求めるとともに**発注者**に報告すること。
 - 受注者**がこの契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、**承認**、助言、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じること。
- 受注者**の提出する出来高払又は完成払の請求書を技術的に審査すること。
 - この工事の内容、工期又は請負代金額の変更に関する書類を技術的に審査すること。
- 工事の完成を確認し、この契約の目的物の引渡しに立ち会うこと。
 - 発注者**又は**受注者**は、この契約について**発注者**、**受注者**間で通知、協議を行う場合は、本条以外の他の条項に定めのある事項を除き、原則として、通知は**監理者**を通じて、協議は**監理者**を参加させて行う。
 - 発注者**は、監理業務の担当者の氏名及び担当業務を书面をもって**受注者**に通知する。
 - 発注者**の承諾を得て**監理者**が監理業務の一部を第三者に委託するときは、**発注者**は、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに担当業務を**受注者**に通知する。

II-2-1) 民間工事請負契約書 『発注者の関与』

民間(七会)連合協定工事請負契約約款(以下、民間連合約款)では、監督職員に代わり監理者の権限が定められている。

平成28年の主な改正点は、発注者・受注者間の二者間契約の趣旨の明確化、用語の定義条項の新設による各条文表現の簡素化、第9条の監理者の業務(前頁)と告示第15号の標準業務内容との整合等が行われており、特に、契約事項に関する「発注者」の関与を明確にしている。(以下、「委託監理者」は、委託した場合は監理者の省略、下線は追加部分)

- 03条 関連工事の調整を監理者又は第三者に委託した場合は通知
- ◎04条 工程表は発注者及び監理者に提出
- ◎09条 従前は監理者を主語としていたが、発注者が監理者に委託する内容表現に訂正 1項d.g.i) 検討結果を発注者に報告
- 12条 監理者の意見に基づき、必要な措置をとる
- ◎13条 5項機器等場外搬出の承認、6項交換請求は、発注者(委託監理者)、○1項 監理者による検査 / (委託監理者)
- ◎14条 3項支給材料のかし等の通知先、6項使用方法の指示は、発注者 /
- ◎15条 1項2設計図書で定められた発注者又は監理者(発注者等)の立合
- ◎16条 1項2項設計図書等の疑義等の通知は、発注者又は監理者
- ◎16条 3項通知された疑義等への指示は、発注者(委託監理者)
- ◎17条 2項発注者又は監理者による破壊検査、○発注者又は監理者による指示責任
- ◎18条 3項臨機の処置の通知先は発注者又は監理者、△2項5項受発注者による協議
- ◎23条 1項2項監理者は検査立会、3項4項後片付け等の処置は発注者(委託監理者)
- △23条の2 1項2項3項監理者の立会、△6項受発注者による協議
- ◎25条 1項監理者の技術的審査、2項3項監理者の立会、5項法令手続きは、発注者(委託監理者)
- ◎27条 3項引渡しの時、発注者又は監理者が検査

○民間(七会)連合協定工事請負契約約款 H28.3

	A	B	C		A	B	C
01. 総則			◎	23.完成・検査		◎	立
01の2用語の定義(H28)			◎	23-2 法定検査		×	立
03.関連工事の調整		○		23-3 その他の検査	○		
04.請負代金内訳書、工程表	◎			24.部分使用		○	○
09.監理者(H28)			◎	25.部分引渡し		○	立
12.工事関係者について異議			○	26.請求・支払・引渡			○
13.工事材料、建築設備の機器、施工用機器		◎	×	27.瑕疵の担保	◎		
14.支給材料、貸与品			◎	29.請負代金額の変更			○
15.発注者等の立会	◎		×				
16.設計施工条件の疑義、相違	◎	◎	△	31.発注者の中止、解除			○
17.工事用図書のとおりを実施されていない施工	◎		○	32.受注者の中止、解除			○
18.損害の防止	◎		△	33.解除に伴う処置			△
20.施工について生じた損害			○				
21.不可抗力による損害			△				
A：発注者又は(及び)監理者、C：監理者 B：発注者が委託した場合は監理者(委託監理者) ◎：H28版変更、○：従前、×：削除 △：損害等の負担額の協議は受発注者のみ (←H23 受発注者及び監理者が協議) 立：発注者に対して、監理者立会の下、検査を求める (←H23 監理者の検査を受ける)							

II-2-2) 建築工事共通仕様書 (H16 策定/H28)

建築工事共通仕様書は、民間連合約款の改定に合わせて平成 28 年に改定が行われ、発注者の関与を明確にしている。(◎は H28 改定、○従前より)

- i) 基本的には、標準仕様書の監督職員を監理者に置き換えている。
- ii) 契約金額等の変更に関するものは、発注者指示、承認、協議へ変更
- iii) 自主施工として承諾を提出、又は削除（品質計画、一工程施工確認者）
- iv) 民間連合約款第 9 条 d 及び 13 条で監理者の「承認」行為を規定しているため、4 章材料、5 章施工については承諾ではなく承認となっている。
- V) 標準仕様書とは、下表の斜体箇所が追加・変更されている。

(及、又は、発注者及び(又は) 監理者の略)

1 節 一般 事項	1.1.1 適用範囲	発注者	及	又	監理者
	1.1.2 用語の定義	・	・	・	・
	1.1.3 官公署他への届出手続等		◎		
	1.1.4 書類の書式等			◎	
	1.1.5 設計図書等の取扱い	○			○
	1.1.6 別契約の関連工事	○			○
	1.1.7 疑義に対する協議等		◎	◎	
	1.1.8 工事の一時中止に係る事項		◎		
	1.1.9 工期変更に係る資料の提出	◎提出			
	1.1.10 特許権等	○			
	1.1.11 文化財他の埋蔵物	◎指示		◎	
	1.1.12 関係法令の遵守				
2 節 工事 関係 図書	1.2.1 実施工程表		◎	◎	
	1.2.2 施工計画書				○
	1.2.3 施工図等				○
	1.2.4 工事の記録			◎	
	1.2.5 〈請負代金内訳書〉	○	○		○
3 節 工事 現場 管理	1.3.1 施工管理		◎		
	1.3.2 施工管理技術者		◎		
	1.3.3 電気保安技術者			◎	
	1.3.4 工所用電力設備保安責任者			◎	

	1.3.5 施工条件		◎		
	1.3.6 品質管理				○
	1.3.7 〈専門業者(等)の選定〉		◎	◎	
	1.3.8 施工中の安全確保		◎		
	1.3.9 交通安全管理				
	1.3.10 災害時の安全確保		◎		
	1.3.11 施工中の環境保全等				
	1.3.12 発生材の処理等	◎指示			
	1.3.13 養生				
	1.3.14 後片付け				
4 節 材料	1.4.1 環境への配慮				◎
	1.4.2 材料の品質等			◎	○
	1.4.3 材料の搬入				○
	1.4.4 材料の検査等				○
	1.4.5 材料の検査に伴う試験			◎	○
	1.4.6 材料の保管				
	1.4.7 〈支給材料、貸与品〉	○			
5 節 施工	1.5.1 施工				◎
	1.5.2 技能士				○
	1.5.3 技能資格者				○
	1.5.4 一工程の施工の確認及報告				○
	1.5.5 施工の検査等	◎請求		◎	◎立会
	1.5.6 施工の検査に伴う試験				
	1.5.7 施工の立会い等				○
	1.5.8 工法の提案	○	○		○
	1.5.9 化学物質の濃度測定			◎	
6 節 工事・ 技術 検査	1.6.1 工事検査	◎請求	◎	◎	○立会
	1.6.2 技術検査〈法定検査〉	◎請求			○立会
	1.6.3 〈その他の検査〉		◎	○	
7 節 完成 図等	1.7.1 完成時の提出図書		○		
	1.7.2 完成図				
	1.7.3 保全に関する資料			○	
	1.7.4 〈図書の保管〉	○			

II-2-3) 契約変更手続き (民間)

(1) 民間 (七会) 連合協定工事標準請負契約約款の原則

- i) **双務契約**： 1条(1)で発注者と受注者とは、おのおの対等な立場と双務契約の原則を記載している。
- ii) **書面主義**： 1条(6)では、「協議、承諾、承認、確認、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。」と受発注者のやり取りは「書面による」と規定している。さらに、16条(1)(2)(3)で設計図書の疑義に関する通知についても、書面によると重ねて記載している。契約変更に関するトラブルを防止するためには、口頭による確認ではなく、書面又はIT機器により記録に残すことが重要である。
- iii) **9条 監理者**： 平成28年の改定で9条の主語が監理者から発注者に変更されているが、この他、1条(3)及び16条(3)の主語も発注者に変更され、16条(3)で発注者が委託した場合、監理者が受注者に書面で指示できるとされている。1条(4)で、発注者が監理者に委託した内容を受注者に書面で通知しなければならないため、受注者は監理者に付与された権限を確認することが重要である。

(2) 変更手続き

i) 16条 条件変更

16条(4)により工期の変更又は請負金額の変更を求めることができるのは、受発注者に限定されているため、「設計及び施工条件の疑義、相違など」について監理者に確認しても、さらに、発注者に対して書面協議を行う必要がある。

なお、16条(4)は、令和2年の改定で従前の「(4) 本条(3)の場合、工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議して定める。」から、右表のように変更を求めることができるに変更されている。

○民間(七会)連合協定工事標準請負契約約款 (二重下線 R2.4 波下線 H28)

第1条 総則

- (1) **発注者と受注者**とは、おのおの対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、契約書、この工事請負契約款及び設計図書等に基づいて、誠実にこの契約を履行する。
- (6) この約款の各条項に基づく協議、承諾、承認、確認、通知、指示、請求等は、原則として、書面により行う。

- (3) **発注者**は、この契約とは別に発注者と監理者間で締結されたこの工事にかかる監理業務の委託契約に基づいて、この契約が円滑に遂行されるように監理者へ協力を求める。 <H23 監理者は、・・協力する。>
- (4) **発注者**は、この契約に定めのある事項と異なることを監理者に委託した場合又はこの約款の定めに基づいて発注者が行うことを監理者に委託した場合は、速やかに当該委託の内容を書面をもって受注者に通知する。
- (5) **発注者**は、受注者、監理者又は設計者(その者の責任において設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)の求めにより、設計意図を正確に伝えるため設計者が行う質疑応答又は説明の内容を受注者及び監理者に通知する。

第16条 (設計及び施工条件の疑義、相違など)

- (1) **受注者**は、次の各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって**発注者又は監理者**に通知する。
- 設計図書等の表示が明確でないこと、又は設計図書等に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏又は不適切な納まり等があること。
 - 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約などについて、設計図書等に示された施工条件が実際と相違すること。
 - 工事現場において、土質汚染、地中障害物、埋蔵文化財など施工の支障となる予期することのできない事態が発生したこと。
- (2) **受注者**は、工事図書又は監理者の指示によって施工することが適当でないと認めたときは、直ちに書面をもって**発注者又は監理者**に通知する。
- (3) **発注者 (発注者が本項の業務を監理者に委託した場合は、監理者)**は本条(1)もしくは(2)の通知を受けたとき、又は自ら本条(1)各号の一にあたることを発見したときは、直ちに書面をもって受注者に対して指示する。 <H23 監理者は、・・>
- (4) 本条(3)の場合、発注者又は受注者は、相手方に対し、必要と認められる、工期の変更又は請負代金額の変更を求めることができる。

ii) 28条「工事の変更、工期の変更」

28条(1)(2)項に基づき発注者は工事の変更することができ、また、受注者に工期の変更を求めることができるが、令和2年の改定により(3)項で著しく短い工期を禁止している。

一方、受注者は、施工方法等の変更及びそれに伴う請負金額の変更を受注者に提案することができ、発注者の書面による承諾により変更することができる。また、(6)項により、工事の変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、発注者に対して工期の延長を請求することができる。

(3) 民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）

基礎杭工事問題を受け、「建設業課長と不動産業課長」の連名で発出された「民間工事指針」では、「関係者の基本的な役割」を規定するとともに、「標準的な約款等と異なる場合、双方の認識が異なるまま工事が行われ、トラブル発生原因となるおそれがある」ことを示している。トラブルを防止するため、(一社)日建連では「民間工事指針の活用方策」を策定して、指針に定める事前協議の契約交渉対応方法として「①事前協議（質疑）段階、②見積提出段階、③契約締結段階、④その他（設計・施工方式の違いによる留意点）」における活用例、及び、別表で「標準約款におけるリスク分担の考え方」を示しており、契約前段階でのリスク確認が求められている。

○民間工事指針の活用方策 別表 標準約款におけるリスク分担の考え方

地中関連	支持地盤深度、圧密沈下／地下水位／地下埋設物、埋蔵文化財／土壌汚染、産業廃棄物	発注者負担基本
設計関連	設計図書／設計間の整合	発注者負担基本
資材関連	資材納入	受注者負担基本
周辺環境	日照障害、風害、電波障害	発注者負担基本
	近隣対応／騒音・振動	起因、善管注意
天災・他	地震、台風、洪水等／法廷手続き	義務による

○民間(七会)連合協定工事標準請負契約約款

第28条 工事の変更、工期の変更

- (1) 発注者は、必要によって、この工事に追加し又はこの工事を変更することができる。
- (2) 発注者は、必要によって、受注者に工期の変更を求めることができる。
- (3) 発注者は、工期の変更をするときは、変更後の工期をこの工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期としてはならない。(R02)
- (4) 受注者は、発注者に対して、この工事の変更（施工方法等を含む）及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができる。この場合、発注者は、その書面による承諾により、この工事の内容を変更することができる。
- (5) 本条（1）又は（2）により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者は、発注者に対してその保証を求めることができる。
- (6) 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、この工事への追加又は変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

○民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針H28）

- 1 はじめに
- 2 建設工事に携わる関係者の基本的な役割
 - 発注者 ○設計者、工事監理者 ○受注者（施工者）
- 3 事前準備の重要性 ○事前調査の実施 ○専門的知見の活用
- 4 関係者間の協力体制の構築
 - 民間工事における円滑な協議の必要性
 - 適切に協議を行うための発注者等からの情報提供 ○施工者の役割
 - 設計・施工方式の違いによる留意点
- 5 受発注者間の協議項目
 - 事前協議の基本的考え方
 - 特に留意が必要な項目<地中関連><設計関連>
- 6 適切な工事請負契約の締結、履行
 - 建設業法の趣旨 ○契約実務における留意事項
 - 法令遵守の重要性（「建設業法令遵守ガイドライン」を参照）。
 - 建設工事に対する消費者、利用者の信頼の確保

Ⅱ-3) 公共工事契約図書 Ⅱ-3-1) 公共工事請負契約書の原則

(1) 双務契約

建設業法18条、品確法3条、並びに、公共工事請負契約書(以下「契約書」)の頭書において、発注者と受注者は「対等の立場」とする双務契約の原則が定められている。平成7年には、平成8年のWTO発効に向けて、契約書が国際標準の双務契約へと改定されている。特に、契約書13条(材料検査)、14条(立会等)では、受注者からの申し出に対して7日以内に発注者が対応することを定め、立会については7日以内に回答がない場合、記録を残して施工することができるとしている。

また、平成18年以降、国内市場の縮小、競争の激化にともない海外進出が行われたが、平成22年にはドバイメトロ、アルジェリア高速等で契約上のトラブルにより大規模な赤字が計上されている。このため、国内の「請け負け」的な契約関係からの脱却を目指して、平成22年に契約書が改定され、上下関係を想起する「請負者」「甲乙」の表記を取り止め「受注者」「発注者」に変更している。

(2) 書面主義

公共工事契約書1条5項では契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認、解除は書面によると定められており(民間連合契約約款1条(6)では「協議」も含む(Ⅱ-2-3))、また、契約書9条4項及び標準仕様書1.1.2(ウ)(イ)により、監督職員の承諾、指示は書面によるとされている。

土木工事共通仕様書(次開頁)の定義では、書面により協議を行うとあるが、標準仕様書1.1.2では「(ウ)監督職員と協議」とは、合議結果を書面に残すとされ、事後の書類作成を定めている。また、標準仕様書「1.1.8 疑義に対する協議」「1.2.4 工事の記録」では、協議結果や指示事項の「記録を整備する」とあり、元々「指示は書面により」「協議は書面に残す」とあるため、記録の整備とはこれらの経緯を明らかにすることが重要となる。

なお、従前「標準仕様書(ウ)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。」とされていたが、令和2年の政府の押印削減方針に基づき令和3年3月に押印廃止、情報機器利用が定義されている。

○建設業法18条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の 対等な立場 における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。
○公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の 対等な立場 における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない
○公共工事請負契約書(頭書) 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の 対等な立場 における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
○契約書1条5項 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、 書面 により行わなければならない。
○契約書9条4項 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、 書面 により行わなければならない。
○公共建築工事標準仕様書<1.1.2用語の定義> (ウ)「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が 書面 をもって了解することをいう。 (イ)「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を 書面 によって示すことをいう。 (ウ)「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を 書面 に残すことをいう。 (エ)「 書面 」とは、 発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。R3.3
1.1.8 疑義に対する協議等 (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、 記録を整備する。
1.2.4 工事の記録 (2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、 記録を整備する。
1.1.5 書類の書式等 (2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。R3.3

(3) 土木工事共通仕様書

『書面による協議』

公共建築工事標準仕様書では右表のように、単に「契約書」と記載されているが、土木共通仕様書については公共工事での使用が前提のため、用語の定義において関連する契約書の条番号が記載されている。

また、「協議」については、下表のように「土木工事共通仕様書」では「発注者または監督職員と受注者」、並びに「地方整備局営繕工事監督技術基準(案)」では「発注者と受注者」と主語が異なるが、「協議とは、書面により契約図書の協議事項について、(略) 対等の立場で合議し、結論を得ること」と、事前の書類が前提となっている。さらに、土木工事共通仕様書では、「口頭指示」について後日書面により監督職員及び受注者が指示内容等を確認することを規定している。

<p>○地方整備局営繕工事監督技術基準(案)</p> <p>(1) 「承諾」・・・契約図書で明示した事項で、<u>受注者が監督職員</u>に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。</p> <p>(2) 「協議」・・・<u>書面により</u>契約図書の協議事項について、<u>発注者と受注者が対等の立場</u>で合議し、結論を得ることをいう。</p>
<p>○土木工事共通仕様書 1-1-1-2(16)用語の定義</p> <p>15. 承諾 「承諾」とは、設計図書で明示した事項について、<u>発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意</u>することをいう。</p> <p>16. 協議 「協議」とは、<u>書面により</u>契約図書の協議事項について、<u>発注者または監督職員と受注者が対等の立場</u>で合議し、結論を得ることをいう。</p>
<p>1-1-1-6 監督職員</p> <p>2. 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。<u>口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</u></p>

○公共建築標準仕様書(「契約書の規定」を含む条項)

<p>1.1.2 用語の定義(イ) 「監督職員」とは、<u>契約書(9条)に基づく</u>監督職員</p> <p>(イ) 「受注者等」とは、・・・受注者又は<u>契約書(10条)に基づく</u>現場代理人</p> <p>(ウ) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、<u>契約書(9条)に基づく</u>工事の施工のための詳細図等をいう。</p> <p>(ハ) 「工事検査」とは、<u>契約書に基づく</u>・・・省略<→1.6.1 工事検査></p>
<p>1.1.8 疑義に対する協議 (2)(1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、<u>契約書の規定</u>による<18条(条件変更等)、23条(工期の変更方法)、24条(代金変更)、30条(代金に代わる設計図書の変更)></p>
<p>1.1.10 工期変更に係る資料の提出 <u>契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり</u>・・・協議に必要な資料を<20条(工事一時中止)、21条(受注者請求延期)、22条(発注者請求短縮)、23条(工期変更方法)></p>
<p>1.2.1 実施工程表 <u>契約書に基づく</u>条件変更等により実施工程表(3条)を変更する必要がある場合は、・・・遅滞なく変更<18条(条件変更等)></p>
<p>1.6.1 工事検査 (1) <u>契約書に基づく</u>工事を完成したときの通知・・・</p> <p>(2) <u>契約書に基づく</u>部分払を請求する場合・・・</p> <p><31条(検査及び引渡し)、37条(部分払)、38条(部分引渡し)></p>
<p>1.2.4 工事の記録等 (1)<u>契約書に基づく</u>履行報告に当り、R4</p> <p>1.1.2(x)概成工期 1.1.7 関連工事等の調整 「<u>契約書に基づく</u>関連工事」 R4</p>

○土木共通仕様書と引用条項

<p>1.1.1.2 用語の定義</p> <p>(30)契約関係書類 (9条5項)</p> <p>(37)工事検査 (31,37,38条)</p> <p>(38)検査職員 (31条2項)</p> <p>3 設計図書照査等 (18条)</p> <p>6 監督職員 (9条2項)</p> <p>8 工事着手(始期)</p> <p>11 受注者相互の協力 (2条)</p> <p>13 工事一時中止 (20条)</p> <p>15 工期変更</p> <p>(15,17,18,19,20,21,22,23,43条)</p>	<p>16 支給材料貸与品 (15条1,5,8項)</p> <p>20 工事完成検査(17条1項,31,38条)</p> <p>21 既済部分検査等 (34条,37条2項,38条1項)</p> <p>22 部分使用 (33条)</p> <p>24 履行報告 (11条)</p> <p>32 交通安全管理 (28条)</p> <p>33 施設管理 (33,9条)</p> <p>38 不可抗力による損害 (26,29条1,2項)</p> <p>39 特許権等 (8条)</p>
--	---

II-3-2) 公共工事標準仕様書における工事関係者

(1) 発注者及び受注者等 『受注者等とは?』
 標準仕様書では、「契約書(前頁)」及び「発注者(右表)」に関する手続きが規定されている。特に、「1.1.8 疑義に対する協議」「1.1.10 工期変更に係る資料の提出」「1.1.11 特許権等」に関しては、監督職員には権限が付与されていないため、受発注者が直接協議しなければならない。

また、契約書9条2項に基づく「監督職員の指示、承諾、協議、検査」等については、標準仕様書「1.1.2 用語の定義」で「受注者等(受注者又は現場代理人)」と行うと定義されている。このため、現場の技術書類の提出者も現場代理人が行わなければならない(関連II-3-3(2) ii) 設計変更ガイドライン)。監理技術者については、標準仕様書では記載されていない。

(2) 監督職員 『監督職員の責務』
 i) 標準仕様書では、幅広い発注機関の利用を想定して「監督職員とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。」とされ、土木仕様書のように監督職員の区分については規定されていないため、監督職員通知書で監督区分及びそれぞれの権限を契約書9条3項に基づき通知する必要がある。
 ii) 契約書13条3項、契約書14条4項により、監督職員は、受注者から材料の検査又は立会い・見本検査を請求された場合、7日以内に対応しなければならない。特に、14条5項により、監督職員が7日以内に対応しない場合、施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備すれば工事を施工することができる。しかしながら、標準仕様書は受注者の責務を定めるものであり、監督職員の責務は「1.1.4 材料の検査」「1.5.5 施工の検査等」には記載されていない。
 iii) 契約書9条2項3号の「立会い・・・検査(確認を含む)」については、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領(VIII-3-2)及び土木仕様書では、「(他のものを実施させ当該実施を確認することを含む)」と具体的に記載されている。(次開頁) 建築工事の工事監理業務、土木工事の品質確認業務(みなし公務員)が該当すると考えられる。

○公共建築工事標準仕様書 1.1.2 用語の定義 (受注者等)

(ア)「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。
(イ)「 受注者等 」とは、当該工事請負契約の 受注者又は契約書に基づく現場代理人 をいう。(以下、「 受注者等 」を含む項目)
(ウ)「監督職員の承諾」 (エ)「監督職員の指示」 (オ)「監督職員と協議」 (カ)「監督職員の検査」 (キ)「監督職員に報告」 (ク)「監督職員に提出」 (ケ)「品質計画」

○公共建築工事標準仕様書 (発注者の権限)

1.1.2 用語の定義	(イ)工事検査/ 発注者 又は検査職員が行う (ニ)技術検査/ 発注者又は検査職員が行う
1.6.1	工事検査/(3) 発注者 から通知された検査日
1.6.2	技術検査/(1)(イ) 発注者 が特に必要と認め たとき 、(2) 発注者 から通知された検査日
1.1.8 疑義協議	(2)契約書の規定による。 受発注者協議 >18条(条件変更)、23条(工期変更)、24条(代金変更)、30条(代金に代わる設計図書変更)
1.1.10 工期変更等	契約書に基づく 工期の変更についての発注者との協議に当たり 、・・・協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。
1.1.11	特許権等/あらかじめ 発注者 と 協議
1.1.12	文化財他の埋蔵物/ 権利 は、 発注者に帰属する 。
1.3.11	発生材の処理/ 発注者 に引渡しを要するもの

○公共工事請負契約書

○契約書13条(工事材料の品質及び検査等)
3 監督職員 は、受注者から前項の検査を 請求 されたときは、 請求 を受けた日から 7日以内 に応じなければならない。
○契約書14条(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
4 監督職員 は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を 請求 されたときは、当該請求を受けた日から 7日以内 に応じなければならない。
5 前項の場合において、 監督職員 が正当な理由なく受注者の 請求 に 7日以内 に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、 受注者は、監督職員に通知 した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、 工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる 。(略)

(3) 監督職員の権限と責務

『2種類の承諾』

公共工事請負契約書第9条において監督職員の権限が定められている。

2項>設計図書に定める監督職員の権限については、次の2種類の承諾があり、3項に基づきそれぞれの承諾者は異なっている。

一) 契約の履行に対する受注者等に対する「指示、**承諾**又は**協議**」(総括)

二) 設計図書に基づく・・受注者が作成した「詳細図等の承諾」(主任)

3項>2名以上の監督職員の分担権限については、国土交通省「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」では、「監督総括業務、現場監督総括業務、一般一般監督業務」を規定し、それぞれ「総括監督員、主任監督員、監督員」が担い、重要なものの処理は総括監督員の権限としているため、主任監督員の権限は「詳細図等の承諾」に限定される。土木工事では共通仕様書に、国土交通省官庁営繕部では現場説明書に各監督職員の分担権限が記載されている。

4項>書面による指示、承諾については、標準仕様書でも定義している。

5項>「設計図書により監督職員を経由しない図書」とは、「工事関係者の措置請求」「支払請求書、前払金の保証契約にかかる保証証書」等とされる。これは、当事者を経由しないほか、監督職員が経理担当課への提出を怠り、受注者への支払いが遅れることのないようにするためである。

○公共工事請負契約書(第9条 監督職員)

1. 発注者は、**監督職員**を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。**監督職員**を変更したときも同様とする。
2. **監督職員**は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて**監督職員**に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、**承諾**又は**協議**
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の**承諾**
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査公務員

3. 発注者は、2名以上の**監督職員**を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの**監督職員**の有する権限の内容を、**監督職員**にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
4. 第2項の規定に基づく**監督職員**の指示又は承諾は、原則として、**書面**により行わなければならない。
5. この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、**監督職員**を経由して行うものとする。この場合においては、**監督職員**に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

○土木工事共通仕様書<1-1-1-2 用語の定義>**○地方建設局請負工事監督検査事務処理要領 (Ⅶ-3-2)**

1. **監督職員** 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、**総括監督員、主任監督員、監督員**を総称している。
2. **総括監督員** 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等(※)に対する報告等を行う者をいう。また、土木工事にあつては主任監督員及び監督員、港湾工事及び空港工事にあつては主任現場監督員及び現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。(※会計法による契約担当官)
3. **主任監督員** 本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理、工事实施のための詳細図等(軽易なものを除く)の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施(他のものに実施させ当該実施を確認することを含む)で重要なものの処理、関連工事の調整(重要なものを除く)、設計図書の変更(重要なものを除く)、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

II-3-3) 契約変更手続き (公共)

(1) 監督職員協議と受発注者協議

『2種類の協議』

契約書9条に基づき標準仕様書第1章で規定される「監督職員の協議」の一覧を右表に示している。一方、「1.1.8 疑義に対す協議(2)協議の結果、変更を行う場合の措置は、契約書の規定 (契約書 18、23、24、30 条 (次開頁)) による」では「発注者と受注者による協議を行う」と定められており、協議の当事者が異なっている。また、「監督職員との協議」では「1.1.2(㌦)協議し、結果を書面に残す」とあるが、営繕監督技術基準及び土木工事共通仕様書で受発注者の協議とは「書面により合議し結論を得ること」と書面を前提としている。

(II-1-3(3) 土木工事共通仕様書)

契約書 18 条 (条件変更等) 第 1 項①～⑤号では、設計図書の不備 (①不一致②誤謬・脱漏③不明確な表示)、④現場状況と一致しない場合や⑤予期しない特別な状態が生じた場合、受注者は監督職員に直ちに通知して確認を請求しなければならない。また、監督職員は直ちに調査して、発注者は調査修了後 14 日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。一方、標準仕様書 1.1.8 疑義に対する協議等では、「(1)設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督職員と協議する。」と契約書とは異なる記載となっているが、契約書に定める「確認請求」と同じように書面による協議を実施することが重要である。

また、契約書 18 条 4 項一号、二号の設計図書の訂正又は変更は発注者が行うが、三号の目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者が協議して発注者が行うとある。同様に、「23 条/工期の変更方法」「24 条/請負代金額の変更方法等」「30 条/代金額に変える設計図書の変更」においても、発注者と受注者が協議して定めることとなっている。ただし、14 日以内に協議が整わない場合、発注者が定めて受注者に通知することとなっている。

なお、「入札時積算活用活用方式」が平成 28 年試行、29 年に本実施され、契約書 18 条の 2 (疑義の確認請求、次開頁) が追加記載されている。

○公共建築工事標準仕様書<監督職員と協議>

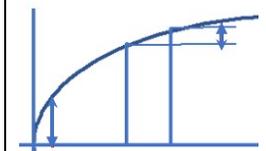
< H31 波下線 >

1.1.2 用語の定義	(㌦) 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を <u>書面</u> に残すことをいう
1.1.8 疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、 監督職員と協議 する。 (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、 <u>契約書の規定</u> による。(18、23、24、30 条) (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、 <u>記録を整備する。</u>
1.2.4 工事の記録	(2) 監督職員の指示した事項及び 監督職員と協議 した結果について、記録を整備する。
1.3.6(3)	品質管理の結果、疑義が生じた場合は、 監督職員と協議 する。
1.3.7 施工中の安全	工事の施工に当たっては、・既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、 監督職員と協議
1.3.11 発生材処理	(1)設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化、再生資源の活用を行う場合は、 監督職員と協議
1.5.8 工法の提案	設計図書に定められた工法等以外 <u>について、次の提案がある場合、</u> 監督職員と協議 する。(㍑)(イ)(ウ)略
1.7.3(2)	保全に関する資料/作成に <u>当たり、</u> 監督職員と・ 協議を行う。

(参考)公共工事における変更契約の留意事項

- ①落札率が掛る ② 変更工事の経費率は全体工事費から算出 ③ 着工遅延の協議(計画通知、現地条件相違、立入禁止等)

④ 「承諾」は変更対象外、書面による「協議」必要



○公共工事請負契約書

第18条 (条件変更等) 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに**監督職員**に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 **設計図書**に誤謬又は脱漏があること。
- 三 **設計図書**の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等**設計図書**に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 **設計図書**で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 **監督職員**は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、**設計図書**の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し**設計図書**を訂正する必要があるもの（発注者が行う。）
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し**設計図書**を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの（発注者が行う。）
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し**設計図書**を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの（発注者と受注者とが協議して発注者が行う。）

5 前項の規定により**設計図書**の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条 (設計図書の変更) 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第30条 (請負代金額の変更に代える設計図書の変更) 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第23条 (工期の変更方法) 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条 (請負代金額の変更方法等) 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第18条の2(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

II-3-3 (2) 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

I. 本ガイドライン (GL) の位置づけ	→	1. 設計変更 GL 策定の背景
II. 設計変更ガイドライン		2. 用語の定義
III. 工事一時中止ガイドライン		3. 設計変更に関する留意事項
IV. 参考資料		4. 設計変更が不可能なケース
		5. 設計変更が可能なケース
		6. 設計変更手続きフロー
		7. 関連事項

(H26.3/H27.5 改定)

「営繕設計変更ガイドライン(GL)」は平成26年3月に策定され、工事一時中止ガイドラインを含む内容となっている。また、平成26年の品確法の改正による基本理念の追加を受けて平成27年5月に改定されている。

営繕設計変更 GL2 用語の定義では、「設計変更」は契約書 18 条又は 19 条により発注者が指示、「契約変更」は契約書 23 条又は 24 条により受注者と協議して契約を締結することと定義している。また、昭和 44 年通達により請負代金額の 20% を超えない「軽微な設計変更」については、工期末に変更契約を行えばよいとしている。

i) その他の変更

① 「請負代金の変更」に代える設計図書の変更 (契約書30条)
② 標準仕様書「1.1.8疑義に対する協議等」
③ 「軽微な変更」 (確認申請図書副本の設置、建築基準法第89条第2項)

契約書 30 条「請負代金の変更」に代える設計図書の変更では、新たに予算の増額が見込めない場合、当初設計の仕様変更による減額と新たな増額を相殺する変更手法を規定している。予算超過しないため民間能力を活用して施工者による積極的な減額提案が求められるが、施工者はスペックダウンを独断で判断して実施するのではなく、発注者と設計者に協議して正式な書面による指示を受けてから施工しなければならない。また、協議の結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項 (現場処理) が標準仕様書 1.1.8(3)に定められている。

一方、建築基準法の手続きとなる「軽微な変更」については、別途設計者の判断を確認しなければならない。

○営繕設計変更 GL2 (用語の定義)

1. 「設計変更」とは、契約書第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。 【留意事項】設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
2. 「契約変更」とは、契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
3. 「軽微な設計変更」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。 イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの ロ. 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額の20% (概算数量発注に係るものについては25%) を超えるもの。 【留意事項】軽微な設計変更に伴うものは、工期の末 (国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末) に行うことをもって足りるものとする。(以下を参照)
・ 工事請負契約書の制定について(H7.6.30建設省厚契発第25号) ・ 工事請負契約書の運用基準について(H7.6.30建設省厚契発第27号) ・ 設計変更に伴う契約変更の取扱いについて(S44.3.31建設省東地厚発第31号の2)

○公共工事請負契約書と契約変更 (○印は「設計変更ガイドライン案」)

・ 08 条) 特許権等の使用※ ・ 15 条) 支給材料及び貸与品※ ・ 17 条) 工事用地の確保等※ ○18 条) 条件変更等※ ○19 条) 設計図書の変更※ ○20 条) 工事の中止※ ○21 条) 受注者請求の工期延長※ ○22 条) 発注者請求の工期短縮等※ ○23 条) 工期の変更方法 ○24 条) 請負代金額の変更方法等	・ 25 条) 賃金物価変動による請負額変更※ ○26 条) 臨機の措置※ ・ 27 条) 一般的損害※ ・ 28 条) 第三者に及ぼした損害 ・ 29 条) 不可抗力による損害 ・ 30 条) 代金変更」に代える設計図書変更※ ・ 33 条) 部分使用※ ※印は 30 条関係
---	--

II-3-3 (2) ii) 設計変更が不可能なケース

土木工事変更ガイドラインでは、「承諾」で施工した場合は変更対象にならないことを明確に記載しており、別途協議を必ず行わなければならない。施工計画書は、現場代理人決済で提出されるため、予算管理も了解済みと考えられる。(II-3-2(1)工事関係者)

○営繕設計変更ガイドライン 4

- ◆下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。(ただし、契約書第 26 条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない)
- 1) 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
 - 2) 契約書第 18 条～24 条、公共建築工事標準仕様書 1.1.8～1.1.10 に定められている所定の手続きを経ていない場合。
 - 3) 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督職員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)を踏まえないで施工を実施した場合。

○土木工事設計変更ガイドライン<2. 設計変更が不可能なケース>

- ◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。
- 1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合 / した場合
 - 2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施
 - 3) 「承諾」で施工した場合 <別途協議が必要>
 - 4) 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている所定の手続きを経ていない場合(契約書第 18～24 条、土木仕様書 1-1-13～15)
 - 5) 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの⇒**設計変更不可**

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の指示によるもの⇒**設計変更可能**

II-3-3 (3) 工事一時中止ガイドライン

1. 工事一時中止 GL の運用	6. 中止の指示通知 [20 条 1,2 項]
2. 工事一時中止の基本フロー	7. 基本計画書の作成 (の指示)
3. 発注者の中止指示義務	8. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担 [20 条 3 項]
4. 工事の中止 [20 条 1,2 項]	9. 増加費用の考え方 [20 条 3 項]
5. 工事を中止すべき場合 (例示)	

工事一次中止ガイドラインは、契約書 20 条の内容を例示を加えた説明した内容となっている。契約書 20 条第 1、2 項は発注者の中止義務、第 3 項は費用負担を定めている。中止の指示は発注者権限となるが、受注者は施工続行が困難な状況報告を行う必要がある。

○公共工事請負契約書 第 20 条 (工事の中止)

- 1 ①工事用地等の確保ができない等のため、又は、②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。) であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 **発注者**は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 **発注者**は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

Ⅲ. 公共建築工事の設計図書

Ⅲ-1) 公共建築工事標準仕様書 Ⅲ-1-1) 標準仕様書の経緯

S36 版	建築工事共通仕様書発刊	中小規模庁舎 RC3000 m ²
S48 版	工事請負契約書の制定 S47	自主施工、常駐から巡回監督
H05 版	公衆災害防止対策要綱適用 建設副産物適正処理要綱適用	S50 工事監理指針(営繕協会) 安全・環境への発注者責任明確化
H09 版	工事請負契約書の改定	H8WTO、ISO9000、国際化
H16 版	各省庁の統一基準、3年改定	名称標準仕様書、配筋図を別図
H22 版	建築基準法改正への対応	設計者責任明確化、別図参考図
H25 版	工事請負契約書の改定	請負者⇒受注者、特記増

(1) 中規模の事務庁舎を対象<S36 版> 戦後の庁舎建築の不足を解消し、庁舎の不燃化を効率的に進めるため、S27 に建設省営繕局(当時)が内部資料として共通仕様書を定め、昭和 36 年に営繕協会(当時)から発刊されている。

当初は RC3000 m²程度の庁舎建設が主であり、大規模建築や鉄骨造の建築物の増加に伴い、H9 監理指針から「中規模の事務庁舎」、H28 国土交通省 HP で「一般事務庁舎」と適用範囲が拡大しており、設計特記が重要になっている。

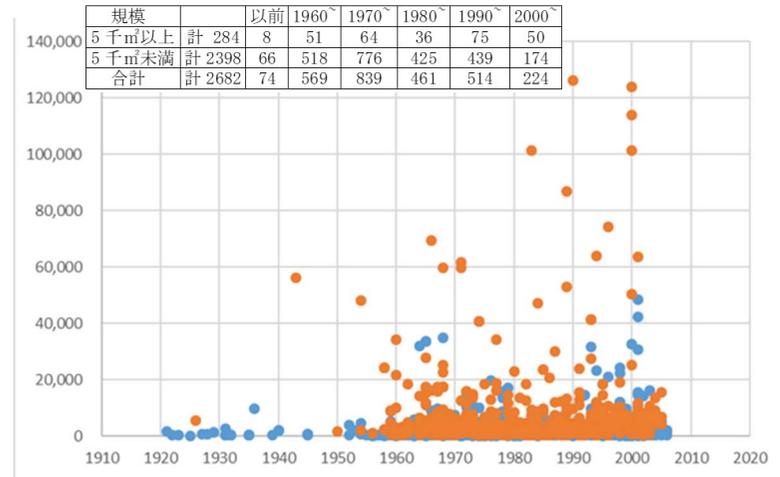
(2) 公共工事請負契約書の改定<S48 版> 昭和 47 年に請負者の「自主施工」を前提とした工事請負契約書が制定されている。これにより、「官」が請負者を直接指導する「常駐監督」から「巡回監督」の監督体制となっている。

<H09 版> 平成 8 年の WTO 条約発効に向けた工事請負契約書の改定では、国際標準としての「双務契約」に関する条項の明確化が図られているが、標準仕様書では双務契約に関する新たな改定はなされていない。一方、平成 8 年以降の ISO9000 への取組、平成 10 年の建築基準法の性能規定化を背景に、品質計画や品質管理の採用、各章 1 節で基本的性能の定義がなされている。

<H25 版> 平成 22 年 9 月の工事請負契約書の改定により「請負者」が「受注者」に変更され、標準仕様書 H25 版からも「請負者」の表現が削除されている。(建設業法には残っているが。)

(3) 国の統一基準<H16 版> 平成 14 年 4 月、営繕事務の一層の合理化・効率化が求められ、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会

○官庁施設の規模分布 (国土交通省 HP 耐震診断結果報告 H18~20 より)



議 H15.3」において「統一基準」として決定し、名称を「共通仕様書」から「標準仕様書」に変更し、従前の 4 年毎の改定から H16 版以降は 3 年毎の改定としている。また、統一にあたって、構造配筋については、「別図」として「仕様書 5 章鉄筋工事」から切り離して各省庁の独自性を認めている。(H13.16,19 版)

(4) 先導的な取組<H5 版> 平成 2 年の豊島不法投棄の摘発、平成 4 年には広島新交通システム高架の橋桁落下事故などが発生している。建設工事の安全・環境対策に対する国民意識の高まりに伴い、発注者が施工条件に積極的に関与するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」が制定され、また、条件明示に関する通達も行われている。

(5) 建築基準法改正への対応<H22 版> 平成 17 年 12 月の耐震偽装を契機とした平成 18 年の建築基準法改正により、設計図書に対する設計者責任が非常に重くなり、従来、仕様書で「特記がなければ」として定められていた構造関係の仕様書が削除され、設計者が「特記」するように変更されている。特に、H13~19 年度版の「別図」構造配筋図については、H22 版以降は単なる「参考資料」に変更されている。H25 版以降は仕上げ材についても特記事項が増加している。一方、H31 版では、躯体工事において「施工管理技術者や技能資格者」に関する項が新たに定められている。

○公共建築工事標準仕様書「第1章一般共通事項」の変遷

平成9～令和4年版 (9, 13, 16, 19, 22, 25, 28, 31) 50 (43) 項目	昭和48～平成5年版 (48, 52, 56, 60, 元, 5) 39 (33) 項目	昭和32～44年版 (32, 36, 40, 44) 19 (17) 項目
1節 一般事項 1.1.1 適用範囲 1.1.2*用語の定義 1.1.3 官公署等への届出手続等 1.1.4*工事实績情報の登録 1.1.5*書類の書式等 1.1.6 設計図書等の取扱 1.1.7 別契約の関連工事 1.1.8 疑義に対する協議等 1.1.9*工事一時中止に係る事項 1.1.10*工期変更に係る資料提出 1.1.11*特許権等 1.1.12*文化財その他の埋蔵物 1.1.13 関係法令等の遵守 <H13>	1節 一般事項 1 適用範囲 2 設計図書 3△監督員 4△設計図書の優先順位 <H5> 5 疑義に対する協議 6△現場納まり等による協議 7△協議の結果の処置 8 官公署等への手続 9 別契約の関連工事 10 発生材の処理 11 施工条件 <H5> 3節 実施工程表、施工計画書等 1 実施工程表 2 施工計画書 3 施工図、原寸図、見本等 4△色、柄等の指示 5△ 専門工事業者 への指示<H5>	1節 一般事項 1 適用範囲 2 監督員 3 疑義 4 軽微な変更 5 工程表 6 施工計画書 7 原寸図その他 8 材料 9 施工の立会及検査 10 解体材及発生材処理 11 別契約の関係工事<H40> 12 官公署等への手続 13 工事現場管理 14 災害及び公害防止 15 養生 16 工事報告 17 清掃及び跡片付け 18 工事写真 19 工事完成図<H40>
2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 1.2.2 施工計画書 1.2.3 施工図等 1.2.4 工事の記録	2節 工事現場管理 1×現場代理人 2×監理・主任技術者 <H0改> 3 電気保安技術者 <S60改> 4 工事現場の安全衛生管理 5 工所用電力設備の保安	
3節 工事現場管理 1.3.1*施工管理 1.3.2 施工管理技術者 1.3.3 電気保安技術者 1.3.4 工所用電力設備の保安責任者 1.3.5*施工条件 1.3.6 品質管理<H13> 1.3.7*施工中の安全確保 1.3.8 交通安全管理<H13>		

1.3.9 災害時の安全確保 1.3.10*施工中の環境保全等<H19>1.3.7から分離 1.3.11 発生材の処理等<H16>移動 1.3.12 養生 1.3.13 後片付け	6 災害及び公害の防止 7△臨機の処置 8 養生 9 後片付け	
4節 材料 1.4.1 環境への配慮 <H16> 1.4.2 材料の品質等 1.4.3 材料の搬入 1.4.4 材料の検査等 1.4.5 同・試験 1.4.6* 材料の保管 5節 施工 1.5.1 施工 1.5.2 技能士 1.5.3* 技能資格者 1.5.4 一工程の施工の確認及び報告 1.5.5 施工の検査等 1.5.6 同・試験 1.5.7 施工の立会い等 1.5.8* 工法の提案 1.5.9 化学物質の濃度測定 <H16> 6節 工事検査・技術検査 1.6.1* 工事検査 1.6.2* 技術検査 7節 完成図等 1.7.1* 完成時の提出図書 1.7.2 完成図 1.7.3* 保全に関する資料	4節 材料 1 材料 2 材料搬入の報告 3 材料の検査 4 同・試験 5節 施工 1 施工 2 技能士 <S56> 3 施工管理技術者 <S60> 4 一工程の施工確認及び報告 <S60> (1.5.2 一部施工の報告<S48>) 5 施工の検査 6 施工の立会い 7 施工の検査に伴う試験 6節 記録 1 記録 2 完成図書等 7節 単位 <H5> 1.7.1×単位 <H5>	<H0> 改定年版 * H9 版新設 △ H9 版統合等、 × H9 版削除 別 図: 各部配筋 <H13, 16, 19> 参考図: 各部配筋 <H22, 25>

Ⅲ-1-2) 利用上の注意

- ①仕様書の主語は「受注者」、建築工事監理指針は「監督職員」
 ②標準仕様書 1.1.1(3) (7) 2章以降の各章は、1章と併せて適用する。
 (イ)各章の第1節共通事項 H31 は、2節以降の規定と併せて適用する。

標準仕様書の編集方針として第1章は以降の各章に適用され、各章第1節はその章の各節に適用される。また、各章第1節では、1項一般事項 H31、2項基本的性能の他、原則3項以降に施工管理に関する共通事項が記載されている。また、主語は省略されているが、「受注者」となっているため、監督職員の承諾、検査、立会業務等は受動態で記載されている。一方、建築工事監理指針の主語は監督職員であり、発注者が条件明示すべき事項が含まれているため、契約図書の適用図書にはならない。

標準仕様書には「受注者業務」と「造り方」に関する記載があり、「造り方」の記載内容については受注者が「一工程の施工の確認及び報告」義務を負っている。ex. 「7.6.8 気温が-5℃を下回る場合は溶接を行わない。」

なお、第1章以外に下表の監督職員の検査と立会が定められている。

章・工事名称	監督職員の検査 11 項目[立会 1 項目]
02 仮設工事	2.2.1 敷地状況確認及び縄張り 2.2.2 ベンチマーク/2.2.3 遣方
03 土工事	3.2.1 根切り
04 地業工事	4.5.5 試験ぐい、支持地盤確認 4.2.1 試験一般、試験杭、載荷試験[立会]
05 鉄筋工事	5.1.3 配筋検査
06 コンクリート	6.9.6 仕上りの確認
07 鉄骨工事	7.10.5 建方/7.4.8 ボルト締付け後確認
09 防水工事	9.1.3 防水層の施工
11 タイル工事	11.1.5 接着力試験、不合格の措置後

(参考)

平成31版仕様書では細目番号を変更し、「,」を「、」にしている。「公用文作成要領 1952」で横書きはコンマと定められているが、近年、点を用いる省庁が増加し、文化審議会国語分科会で見直しを検討されている。

Ⅲ-2) 設計図書 Ⅲ-2-1) 現場説明書と条件明示

(1) 「施工条件明示について (H3/H14)」

安全や環境問題に対する国民の意識の高まりを受け、国土交通省では平成3年に安全環境対策に関して条件明示すべき事項を通達し、その後、平成14年5月の建設リサイクルガイドラインに合わせて改正している。現場状況が異なることが判明した時点で受発注者による変更協議を実施しなければならない。(次々開頁)

(2) 現場説明書 (又は追加特記仕様書)

公共工事では、入札契約制度の改正や安全環境対策等で先導的な取組を実施するため様々な通達が行われているが、これらの内容については現場説明書等に記載して迅速に対応している。その後、民間工事でも広く実施されるようになった時点で標準仕様書に採用されている。

ex. 標準仕様書「2.2.4 足場その他」「手すり先行工法に関するガイドライン」による足場

一方、公共工事での利用を前提とした土木工事共通仕様書では、いち早く先導的な取組も記載しているため、土木工事を前提とした現場説明書を建築工事で利用する場合、先導的な取組については追加しなければならない。たとえば、公共建築工事の現場説明書(次開頁)に記載のある「1. 公共事業労務費調査ほか太下線部 (2、3、19、24、25)

また、現場説明書「57. 建築物等の利用に関する説明書(標準仕様書 1.7.3(1)(7))」については、追加特記の作成担当者一覧表により、「使用の手引き、防災偏」等は建築設計意図伝達業務受注者の担当になっており、施工者が全て作成するわけではない。このように、標準仕様書は現場説明書と合わせて使用しなければ発注者の意図が正確に伝わらない場合がある。

なお、「標準仕様書 1.7.2(1)表 1.7.1 施工図(構造躯体、カーテンウォール)、施工計画書(カーテンウォール)については、改修工事の競争性を確保するため発注者が保有するように平成9年度版以降改定されていたが、令和4年削除

<p>1.7.2 完成図 (1) 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現し、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表 1.7.1 による。</p> <p>表 1.7.1 完成図 (配置図及び案内図、各階平面図、各立面図、断面図、仕上表)、<u>施工図 (構造躯体及びカーテンウォール)</u>、<u>施工計画書 (カーテンウォール)</u> R4</p>
<p>1.7.3 保全に関する資料</p> <p>(1) 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ、2部とする。</p> <p>(ア) <u>建築物等の利用に関する説明書</u>、(イ) <u>機器取扱い説明書</u>、(ウ) <u>機器性能試験成績書</u>、(エ) <u>官公署届出書類</u>、(オ) <u>主要な材料・機器一覧表等</u> R4</p>

○現場説明書その2、追加特記仕様書

<p>【1】共通事項</p> <p><u>1.公共事業労務費調査</u></p> <p><u>2.低入札価格調査制度に係る監督体制等の強化</u></p> <p><u>3.工事の一時中止に係る計画の作成</u></p> <p>4.火災保険の取扱い</p> <p>5.配置技術者</p> <p>6.管理技術者等</p> <p>7.総合評価落札方式における評価について</p> <p>8.現場代理人の常駐を要しない期間</p> <p>9.主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間</p> <p>10.条件変更等</p> <p>11.工事の下請負</p>	<p>12.図面等の情報の適正な管理</p> <p>13.官公署その他への届出手続等</p> <p>14.工事实績情報登録</p> <p>15.施工体制台帳及び施工体系図の作成等</p> <p>16.関係法令等の遵守</p> <p>17.工事写真</p> <p>18.デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p><u>19.施工中の安全確保</u></p> <p>20.事故報告</p> <p>21.廃棄物等の適正な取扱いの徹底等</p> <p>22.建設副産物情報交換システム</p>	<p>23.建設リサイクル法第 11 条通知完了連絡書の送付</p> <p><u>24.環境への配慮</u></p> <p><u>25.施工中環境保全等</u></p> <p>26.木材利用の促進について</p> <p>27.技能士</p> <p>28.六価クロム溶出試験</p> <p><u>29.契約後VE</u></p> <p>30.ISO9001 認証取得を活用した監督業務等</p> <p><u>31.工事における創意工夫等</u></p> <p>32.適用基準等</p> <p>33.ワンデーレスポンス</p> <p>34.ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用について</p>
---	---	--

<p>【2】施工条件等</p> <p>36.電気保安技術者</p> <p>37.施工の制約</p> <p>38.既存施設の利用</p> <p>39.交通誘導警備員</p> <p>40.監督職員事務所</p> <p>41.仮囲い等</p> <p><u>42.工事用資材の輸送</u></p> <p>43.イメージアップ</p> <p>44.部分払いの対象となる出来形の範囲</p> <p>45.地下埋設物・躯体埋込み配管等の確認等</p> <p>46.追加工事予定</p> <p>【3】工程等</p> <p>46.余裕期間</p> <p>47.別契約の関連工事</p> <p>49.概成工期</p> <p>50.中間技術検査</p> <p>【4】調査等</p> <p>51.PCB 含有シーリング材の調査</p> <p>52.化学物質濃度測定</p> <p>53.石綿障害予防規則に基づくアスベスト含有建材の事前調査等</p> <p>【5】発生材等</p> <p>54.発生材の処理等</p>	<p>【6】提出図書等</p> <p><u>55.完成図等の提出</u></p> <p>56.電子納品</p> <p><u>57.建築物等の利用に関する説明書</u></p> <p>58.完成写真</p> <p>【7】その他</p> <p>59.共通費実態調査</p> <p>60.情報共有システム</p> <p>61.特定住宅瑕疵担保責任</p> <p>62.CADデータ貸与</p> <p>63.技能資格者</p> <p>64.塗装工事の工事指導制度</p> <p>65.〇〇県産業廃棄物税の取扱いについて</p> <p>66.昇降機設備の計画通知及び完了届について</p> <p>67.受電後の基本料金</p> <p>68.負担金等</p> <p>69.BIMモデルを活用した施工計画等(試行)</p> <p>70.遠隔地からの建設資材等の調達費用の積算方法等</p> <p>71.遠隔地からの労働者確保に要する費用</p>	<p>の積算方法等</p> <p>72.若手技術者登用・育成工事を評価する試行工事</p> <p>73.鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業について</p> <p>74.グリーン購入法に基づく特定調達品目「合板型枠」について</p> <p>75.工事関係図書等に関する業務効率化について</p> <p><u>76.新技術の活用について</u></p> <p>77.ゴム製品等の品質確認等</p> <p>78.公共建築物木材利用促進法に係る木材利用状況調査</p> <p>79.現場環境改善(快適トイレの設置)</p> <p>80.通行許可</p> <p>81.営繕工事における週休2日促進工事の実施</p> <p>82.ICT建築土工を活用した施工</p>
---	---	---

○施工条件明示について (国営計第24号H14.5.30)

工程関係	<p>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</p> <p>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容施工時期、施工時間及び施工方法</p> <p>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</p> <p>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</p> <p>5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</p> <p>6. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数等</p>
用地関係	<p>1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、仕様条件、復旧方法等</p>
公害関係	<p>1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合、その内容</p> <p>2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</p>
安全対策関係	<p>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</p> <p>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合、その内容</p> <p>4. 交通誘導員を指定する場合は、その内容／5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>
工事用道	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合／① 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p>

路関係	<p>② 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合／① 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法／3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件／なお、再資源化処理施設又は最終処分場等を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</p> <p>2. 支給材料及び貸不品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>5. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p>

Ⅲ-2-2) 設計照査と設計変更ほか

(1) 設計照査 (技術的視点)

設計照査については、土木仕様書で「施工前及び施工中」に契約書 18 条に基づき行うと定められているが、平成 27 年 6 月に過度な設計照査を防止するため「設計照査ガイドライン」を定め、設計照査の範囲を超える事例や照査項目チェックリストを示している。一方、建築工事の標準仕様書では設計照査ではなく、「1.1.8 疑義に対する協議等」として規定されている。

しかしながら、工事成績採点項目 (Ⅳ-2-3 公共工事の検査) では次の項目で評価される。

1. 施工体制	Ⅱ配置技術者	2. 書面報告協議	3. 契約図書理解	4. 設計照査
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	1. 設計照査結果協議		
3. 出来形・出来ばえ 4. 工事特性 5. 創意工夫 6. 社会特性 7. 法令遵守				

このため、建築工事の施工者も設計照査の実施状況が評価されることを留意する必要があり、特に、土木仕様書で「施工前及び施工中」とあるように、施工前の設計照査の重要性を認識する必要がある。

近年、CAD、BIM 等の推進により設計審査能力が低下して設計熟度が低い場合もみられるため、欠陥のない施工を行うために施工者は、工事着手前の設計照査により設計図書に関する質疑書を提出して確認を求めるとともに、設計者、監督職員との三者の打ち合わせにより設計者の意図を踏まえて重点的に管理すべき部位、納まりを抽出、特定することが重要である。

(2) 設計変更ほか (契約的視点)

設計照査を行った結果については、標準仕様書 1.1.8(1)書面により監督職員と協議を行い、変更を行う場合は、同 1.1.8(2)契約書の規定により発注者と受注者の協議を別途書面で行う必要がある。(Ⅱ-3-3(2)設計変更ガイドライン)

また、民間能力を活用して品質確保やコスト縮減を図るため、現場説明書では「創意工夫、新技術の活用、契約後 VE」、標準仕様書では「1.5.8 工法の提案」を施工者に求め、工事成績採点項目 (Ⅳ-2-3(2)) でも「5. 創意工夫」が評価されることとなっている。監督職員は、このような高度な提案手法を理解して施工者が提案を行いやすい環境づくりに勤めなければならない。(次開頁)

○公共建築工事標準仕様書

1.1.8 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、**監督職員と協議**する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、**契約書**の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は**変更に至らない事項**について、**記録を整備する**。

1.2.4 工事の記録 (2) 監督職員の指示した事項及び**監督職員と協議**した結果について、記録を整備する。

1.5.8 工法の提案 設計図書に定められた工法等以外**について、次の提案がある場合**、監督職員と協議する。

- (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案
- (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案
- (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案

○土木工事共通仕様書

1-1-1-3 設計図書の照査等

- 1. 図面原図の貸与 (略) / 3. 契約図書等の使用制限 (略)
- 2. 設計図書の照査

受注者は、**施工前及び施工途中**において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

○工事請負契約における設計変更ガイドライン (H30.3 総合版)

- Ⅰ. 設計変更ガイドライン Ⅱ. 工事一時中止に係るガイドライン(案)
- Ⅲ. 設計照査ガイドライン(H27.6) Ⅳ. 設計変更事例集(主な事例)
- Ⅴ. 受発注者間のコミュニケーション Ⅵ. 参考資料

○現場説明書

31. 創意工夫等について 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価を希望する取り組みがある場合は、工事完了時までに書面により提出することができる。

76. 新技術の活用にあたって

- (1) 「公共工事等における新技術活用システム実施要領 H22.2.5 国官総第 278 号他」、「新技術情報提供システム (NETIS) 登録申請書の実施規約」に基づき、新技術 (NETIS に登録または登録申請された技術に限る) の活用を行うことが出来る。
- (2) 新技術 (NETIS に登録または登録申請された技術に限る) を活用する際は、監督職員と事前に協議し、承諾を得なければならない。活用した後は、新技術活用効果調査表を監督職員に提出しなければならない。
- (3) 提案した新技術を施工することにより設計図書 (工事目的物の性能等) に変更が生じる場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。
- (4) 当該技術の施工にあたっては、本現場説明書によるほか「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に留意するものとする。
- (5) 新技術の施工にあたって不具合又は疑義が生じた場合は、監督職員に速やかに報告し協議を行うものとする。
- (6) 本工事によって知り得た当該技術に係る情報を、監督職員の許可なく公表してはならない。
- (7) 新技術に関するインターネットアドレス等は、以下のとおり (略)

29. 契約後 VE 方式を採用する工事に指定するので対処すること (別添参照)

1. 定義: 「契約後 VE 方式 (以後 VE 提案)」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。
2. 提案を求める範囲: VE 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容とするが、以下の提案は、原則として含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等、施工条件の変更を伴う提案、② 工事請

負契約書第 18 条に規定された条件変更等に、該当する事実との関係が認められる提案、③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。④ 入札時 VE の提案範囲。

3. 提案の審査・採否等: 提出された VE 提案は、施工の現実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で、経済性が優位であると判断されるものについては VE 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。(様式-1~3)
4. 提案の採否の通知: VE 提案の採否については、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする
5. VE 提案を採用した場合の設計変更等
 - 1) VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行うものとする。
 - 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 - 3) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額 (以下「VE 管理費」という。) を削減しないものとする。
 - 4) VE 提案を採用した後、工事請負契約書 18 条の条件変更が生じた場合、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。
6. 提案内容の活用と保護: 評定の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
7. 責任の所在: 発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

Ⅲ-3) 標準仕様書と建築基準法 Ⅲ-3-1) 標準仕様書と構造規定

(1) 耐震設計の変遷 (I-1-1 表による)

大正 9 年(1920 年)に市街地建築物法が施行され、自重と積載荷重による鉛直力に対する許容応力度設計が定められたが、大正 12 年 9 月(1923 年)の関東大震災発生後の改正により耐震規定をとして水平震度 0.1 が定められている。昭和 25 年(1950 年)には市街地建築物法が廃止され、建築基準法により許容応力度計算が定められ水平震度が 0.2 に引き上げられている。

昭和 43 年(1968 年)十勝沖地震を受けて昭和 46 年(1971 年)に帯筋の基準が強化され、また、昭和 53 年(1978 年)宮城県沖地震後、昭和 56 年の建築基準法施行令の改正により一次設計、二次設計の概念を導入した「新耐震設計法」が定められている。

平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)後、平成 12 年(2000 年)の建築基準法、同施行令の改正で性能規定の概念が導入され、構造計算法として従来の許容応力度等計算に加えて限界耐力計算法が定められている。また、平成 18 年の改定により許容応力度等計算(令 82 条の 6)と保有水平耐力計算(令 82 条~82 条の 2~4)は分離されている。

この他、限界耐力計算の特例として「通称・エネルギー法(エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算(平成 17 年国土交通省告示 631 号))」が定められている。

(2) 構造計算ルートと仕様規定

建築基準法 81 条と 36 条により構造計算ルートと該当技術基準が定められている。時刻歴応答解析(60m 超え)、限界耐力計算(31m 超え)については耐久性等関係規定のみの適用、保有水平耐力(31m 超え)については 1~7 節の一部、許容応力度等計算(31m 以下)については 1~7 節の適用を受けるため、工事関係者は工事対象施設の計算ルート、適用基準について確認しなければならない。

(3) 官庁営繕部「構造設計基準」改定>層間変位規定強化

○構造計算ルート

建築物の規模	構造計算ルート	確認申請ほか
超高層建築物	時刻歴応答解析(令 81 条 1 項)	・大臣認定
大規模建築物	限界耐力計算(81 条 2 項 一 号 口)	・構造計算 適合性判定 (ヒューチェック)
木造：高さ>13m 、軒高>9m	ルート 3 保有水平耐力計算(81 条 2 項 一 号 イ)	
鉄骨造：階数≥4 RC 造： 高さ>20m 等	ルート 2 (31m 以下) 許容応力度等計算(81 条 2 項 二 号 イ) 木造 ルート 2、鉄骨造 ルート 2 RC 造 ルート 2-1、-2、-3	
中規模建築物	ルート 1 許容応力度計算	
小規模建築物	(構造計算不要)	

○令 36 条 構造方法に関する技術的基準

令 36 条 1 項 (法 20 条 1 号 60m 超え)	耐久性等関係規定
令 36 条 2 項 二 号 (31m 超え限界耐力、法 20 条 2 号 口)	
：36-36 条の 3(構造方法等)、37 条(構造部材の耐久)、38 条 1, 5, 6 項(基礎)、39 条 1 項(屋根ふき材)、41 条(木材)、49 条(防腐措置)、70 条(防火被覆)、72 条 (Con 材料)、 74 条(Con 強度)、75 条(養生)、76 条(型枠等除去)、79 条(鉄筋かぶり厚) 、79 条の 3(鉄骨かぶり厚)、80 条の 2(特殊構造)	
令 36 条 2 項 一 号 (31m 超え保有水平耐力)	1 節~7 節の 2 の一部
令 36 条 2 項 三 号 (31m 以下許容応力度等)	1 節~7 節の 2 (36 条~80 条の 2)
令 36 条 3 項 (20 条 三 号 イ, 四 号 イ)	
1 節：総則(36-36 の 3)、2 節：構造部材等(37-39)、3 節：木造(40-50)、4 節：組積造(51-62 の 8)、5 節：鉄骨造(63-70)、6 節：RC 造(71-79)、6 節の 2：SRC 造(79.2-79 の 4)、7 節：無筋コン(80)、7 節の 2：補足(80 の 2)	

Ⅲ-3-2) 標準仕様書と仕様規定

- i) 材料規定： 建築基準法等により主要構造材料・仕様が規定されており、平成 28 年 3 月には告示 1102 号（コンクリート強度）、告示 110 号（型枠等の取り外し）、並びに、6 月 13 日には告示 1446 号（主要構造部材料）が改定され、標準仕様書の改定が行われている。告示 1446 号の改定によりエコセメントや再生骨材 H、また、平成 30 年 6 月 14 日の同告示の改正により回収骨材を使用したコンクリートの大臣認定が必要なくなっている。
- ii) 鉄筋の継手と定着： 平成 19 年の建築基準施行令の改定により「施行令 73 条第 5 項 前各項の仕様規定の適用除外に関する規定」が削除されたため、H22 版標準仕様書では 40d の仕様規定が追加されたが、H23.4.2 告示 432 号により H25 版では 40d の義務付けが削除されている。その後、平成 27 年の施行令の改定により、73 条第 3 項ただし書により仕様規定の適用除外が復活している。
- iii) 構造体コンクリート強度の判定： H19 版以前の標準仕様書では、「6.2.1 構造体のコンクリート強度（略）現場水中養生による供試体の材齢 28 日圧縮強度は、設計基準強度に構造体コンクリートと供試体の強度の差を考慮した割増 3N/mm²を加えた強度以上とする。」と定義されてきたが、コンクリートの強度の高度化に伴い、H22 版以降の標準仕様書では、(イ)現場封かん養生 91 日強度による判定、さらに、平成 28 年の告示 1102 号の改定により(ウ)標準養生 28 日による判定も追加している。

標準仕様書・年度版 6.9.5(1)	H19	H22	H25	H28	H31
(ア)現場水中養生 28 日 20℃以上	○	○	○	○	○
28 日 20℃未満		○	○	○	○
(イ)現場封かん養生 28 日 0.7 強度	—	(○)	(P 外)	P 外	○
91 日強度	—	○	○	○	○
(ウ)標準養生 28 日 (H28.3.17 告示)	—	—	—	○	○
標準仕様書 5.3.4 継手と定着	—	40d	—	—	—

(○)：追補、P外：ポルトランドセメント以外

○建築材料に関する規定（建築基準法、施行令）

法 37 条 建築材料の 品質	告示 1446 号主要構造部に用 いる材料(H12.5/H28.6/H30.6 改定)、国住指 770 号(H30.6)	標仕 5.2.1 鉄筋 標仕 6.2.1 コンクリートの種類 6.3.1 コンクリートの材料
令 73 条 継手及定着	3 項、告示 432 号 H23.4.27 2 項、告示 1463 号 H12.5.31	標仕 5.3.4 継手及び定着 (40d) 5 章 5 節機械式、溶接継手
令 74 条コ ンクリ ートの強度	告示 1102 号(H56)改定 (国住 指 4893 号 1 項 H28.3.17)	標仕 6.2.2 構造体コ ンクリ ートの強度 6.9.3 強度試験総則 6.9.5 推定
令 75 条	養生 (5 日間、2℃以上)	標仕 6 章 7 節養生
令 76 条型 枠 支柱の除去	告示 110 号(S46)改定 (国住指 4893 号 2 項 H28.3.17)	標仕 6.8.5 型枠取り外し
令 79 条 かぶり厚さ	標仕 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔、6.6.3 打継目地 6.8.2 誘発目地、9.7.3 シーリング目地、11.1.3 タイル目地	

○施行令 73 条第 3 項継手及び定着

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の 40 倍以上 (40d) としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

○構造体コンクリートに関する規定 (告示 1102 号(S56)(H28.3.17 改定))

- 一) 現場水中養生又はこれに類する養生 28 日供試体が設計基準強度以上
 - 二) コア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する 28 日供試体が設計基準強度の 70%以上、かつ、91 日供試体が設計基準強度以上
 - 三) コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で標準養生（水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。）を行ったものについて強度試験を行った場合に、材齢が 28 日までの供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値にセメントの種類及び養生期間中の平均気温に応じて次の表に掲げる構造体強度補正值を加えて得た数値以上であること。
- ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りではない。 >技術的助言、次開頁

Ⅲ-3-3) 標準仕様書と設計者責任

標準仕様書では、標準的な庁舎の品質向上と施工合理化を図るため、標準的な仕様、納まりについては、あらかじめ「特記がなければ、～とする。」と定められていたが、平成18年の基準法の改正により設計者責任を明確にするため、平成22年版標準仕様書では、構造関係の4章地業工事、5章鉄筋工事、6章コンクリート工事、7章鉄骨工事では多くの「特記がなければ、～とする。」の表現が削除され、「特記」によるとされている。一方、「6.2.5 コンクリートの仕上がり」では、「特記及び特記がなければ」を削除して、発注者責任として仕上がり寸法等を明示している。

また、平成25年版標準仕様書では、施工ミス防止や施工効率化のためのボルト長種類の削減やSRC造の鉄筋孔の径の統一については、設計者責任でボルト余長や断面欠損の判断を行うものとして削除されている。

H22版 (削除箇所)	
4.2.2	試験杭(a)「特記がなければ、最初の1本を試験杭とする」削除
4.3.3	打ち込み工法(e)試験杭(3)打込杭の推定支持力算定方法 「特記がなければ4.3.1式とする」削除
4.3.3	(g)杭の精度「水平方向の位置ずれを100mm以下とする」特記 (同4.3.4セメントミルク 4.3.5 特定埋込杭 4.5.4 アースリル工法)
4.3.4	セメントミルク工法(1)アースオーガの支持地盤への掘削深さ 「特記がなければ、1.5m程度、根入れ深さ1m以上」削除
4.3.6	埋込み杭継手「特記がなければ、アーク溶接継手とする」削除 鋼杭継手「特記がなければ、鋼管杭はJISA 5525による」削除
4.4.5	材料その他 (5節 場所打ちコンクリート杭事業) 「帯筋は、特記がなければ、別図各部配筋による」削除
4.5.3	「鉄筋最小かぶり厚さは、特記がなければ100mmとする」削除
5.3.4	継手及び定着「特記がなければ、柱及び梁の主筋はガス圧接、その他の鉄筋は重ね継ぎ手とする」削除
巻末	H13～H19 別図各部配筋 →H22 参考図

6.2.2	気乾単位容積質量「特記がなければ、2.3t/m ³ 程度とする」削除
6.6.3	打継ぎ「特記がなければ、目地寸法は9.6.3(a)(1)による」削除
6.9.2	(d)「特記がなければ、外部打放打増し厚さは20mmとする」削除
6.9.2	(e)「特記がなければ、ひび割れ誘発目地は9.6.3による」削除
6.13.2	(a)マスコンクリート材料「特記がなければ、次により水和熱や発熱速度を考慮して定める」削除
7.2.2	高力ボルト 「特記がなければ、トルシア形とする」削除
7.2.4	アンカーボルト「(a)特記がなければ、構造用アンカーボルトの材質は、(略)SNR400、建方用アンカーボルトの材質は、(略)SS400」削除
7.7.8	デッキプレートの溶接「特記がなければ、～アークスポット溶接又は隅肉溶接で行う」削除
9.2.5	「屋上排水溝の設置、排水溝は、1/200以上の水勾配」削除
H22版 (「特記及び特記がなければ」を削除、条件を明示)	
6.2.5	コンクリートの仕上り(a)部材の位置・断面寸法許容誤差(1)「次の(i)(ii)による」(b)表面仕上り状態(2)平坦さ「表6.2.4による」
6.12.5	寒中コンクリート養生(b)(1)初期養生期間「圧縮強度5N/m ² に達するまでとする」
7.3.3	製作精度「JASS6」による
H25版 (H22版から削除箇所)	
6.15.5	高い強度のコンクリートの取り扱い (100m ² 又は端数毎に供試体)
7.2.3	普通ボルト(b)(2)「ボルト長さは首下長さとし、…。また、長さの種類は、支障のない限り、なるべく少なくする。」また以下削除
7.3.7	鉄筋貫通孔径「主筋の貫通孔径は、最大の径に統一できる」削除
8.5節	押出成形セメント板(ECP) 8.5.5 溝掘り及び開口部の処置 「表8.5.3 パネル開口部の限度」⇒「特記による」
(参考：住指発160号(S56)/H12/廃止H28国住指4893号) >前開頁	
告示1102号に関する技術的助言 (H12自治法245条の4第1項) 二)「コア供試体に類する供試体」とは現場封かん養生供試体を指す。 「ただし、特別な調査及び研究の結果」にJASS5は該当する。	

IV章 建築工事マネジメント

IV-1-1) 品質管理システム

『顧客説明と購買プロセス』

(1) ISO9000の経緯

1970年代に各国で品質保証関係の規格が制定されたが、これら各国毎の規格は貿易の障害となるため、1987年に顧客のための国際的な品質管理システムとしてISO9000規格が定められている。わが国では、1991年に翻訳規格としてJISが制定されているが、1994年の改定後に導入が進んでいる。

2000年には大幅に改定され、①PDCA（計画→実施→点検→見直し）サイクルを導入して環境マネジメント規格ISO14000との両立性向上、②品質マネジメントの8原則の採用、③事業所の性格毎に定められていたISO9001~3は9001に統合などが行われている。2008年にはISO14000との整合を図る軽微な変更が行われているが、2015年には右表のように製造業だけではなくサービス業でも適用できるよう大幅な変更が行われている。

(2) 要求水準と顧客説明

ISO9000は、受注者が提供する品質水準(a)(A)を保証するものではなく、品質向上を図る品質管理体制(b)(B)を確立するために定めるべき要素（図中のくさび）を定めているに過ぎない。このため、適切な品質水準を確保するためには、発注者が的確な要求水準を契約書に記載しなければならない。

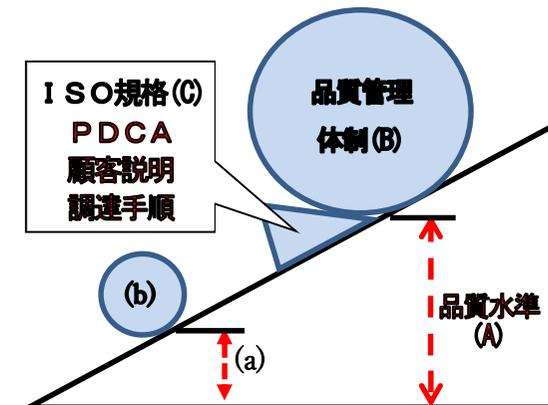
また、ISO9000の2008年版では、「7.2顧客関連のプロセス」「7.4.1購買プロセス」の用語が定義されていたが、2015年版では定義が変更されている。しかしながら、ISO9000においては、顧客プロセス（発注者）と購買プロセス（下請け企業）における契約関係、並びに、顧客とのコミュニケーションが重要となる。

特に、現地生産の建築工事において顧客満足度を高めるためには、適品な品質を確保するだけでなく、入居者に対する事前説明を充実して「こんなはずではなかった」という不満を生じさせないようにすることが求められる。このため、顧客説明は発注者や設計者の業務とするのではなく、監督職員や施工者の重要な役割と理解して、色見本の提出、利用者の手引きやモデルルームによる説明など顧客説明の工程管理の充実が求められる。

○ISO9000：2015と2008の比較

ISO9000：2015	ISO9000：2008
1. 適用範囲 2.引用規格 3.定義 4. 組織の状況 5. リーダーシップ / 6. 計画 7. 支援 / 8. 運用 8.1運用の計画・管理 / 8.2製品及びサービスに関する要求事項 8.2.1顧客とのコミュニケーション 8.2.2要求事項の明確化 8.4外部から提供されるプロセス 9. パフォーマンス評価 9.3マネジメントレビュー 10. 改善	1. 適用範囲 2.引用規格 3.定義 4. 品質マネジメントシステム 5. 経営者の責任 / 5.4計画 6. 資源の運用管理 / 7. 製品実現 7.1製品実現の計画 7.2顧客関連のプロセス 7.2.3顧客とのコミュニケーション 7.2.1要求事項の明確化 7.4購買 7.4.1購買プロセス 8. 測定・分析及び改善 5.3マネジメントレビュー 8.5改善
○ISO9000シリーズISO9000（品質マネジメントシステム基本及び用語） ISO9001（同・要求事項）ISO9004（同・パフォーマンス改善の指針） ISO19011（品質及び/又は環境マネジメントシステム監査の指針）	
○品質マネジメントの8原則 ①顧客重視、②リーダーシップ、③人々の参画、④プロセスアプローチ、 ⑤マネジメントへのシステムアプローチ、⑥継続的改善⑦意思決定への事実に基づくアプローチ、⑧供給者との互惠関係	

○ISO9000の概念図



IV-1-2) 建築工事マネジメント

(1) 広義の施工管理 (工事マネジメント) 『契約管理と技術管理』

施工管理は、標準仕様書で「1.3.1 施工管理・施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。」と定義され、工程には契約的視点もあるが、安全、品質など技術的な内容になっている。一方、ISO9000においては、顧客プロセスと調達プロセスとして契約管理も含む概念で捉えられており、従来のTQC(Total Quality Control)から契約を含むTQM(同Managemennt)へ変化している。

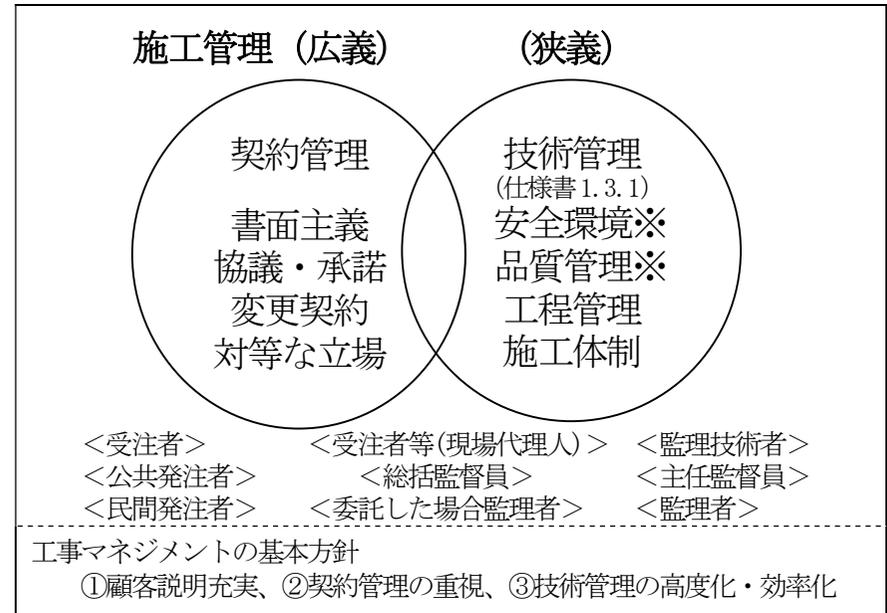
このため、広義の施工管理 (工事マネジメント) として、契約変更、書面協議などを行う「契約管理」、並びに、安全、環境、品質などを管理する「技術管理」の2つの視点から適切な管理をすることが重要である。

(2) 工事マネジメントの基本方針 『買う立場のマネジメント』

品質確保を図るため、顧客のための国際的な品質システムであるISO9000の視点を取り入れ、次の3項目を工事マネジメントの基本方針とする。

- i) 受注者における顧客は発注者、購買先は専門工事業者であるが、公共の発注者の場合、顧客は入居者、管理者のほか、広く住民や国民も含まれるため説明責任が生ずる。また、これら顧客を含めた顧客満足度向上を図るためには、十分な顧客説明が求められる。(顧客説明充実)
- ii) 国際化の進展により、従来の請け負的な契約関係ではなく、対等な立場における契約管理が求められ、また、公共の発注者にあつては、条件明示義務を有するほか、品質確保のために的確な要求条件の記載に勤めなければならない。(契約管理の重視)
- iii) 受注者においてはISO9000の導入により専門業者を調達するマネジメントの導入が進んでいるが、公共の発注者においても厳しい財政事情の中、技術職員の縮減が進み、従来の造る立場の監督から軽易な部分については買う立場として合理化を図らなければならない。このため、計画—実行—評価のマネジメントの各段階での発注者、受注者、工事監理者の役割を再評価して、技術管理業務の効率化を進める。(技術管理の高度化・効率化)

○広義の施工管理 (工事マネジメント)



○公共工事標準仕様書

1.3.1 施工管理

- (a) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (b) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

○工事マネジメントの関係者

	利用者等	発注者	受注者	専門業者
工事 マネジメント (公共発注者)	顧客 プロセス (説明責任)	工事管理	調達 プロセス (契約)	
(施工者) (監理者)	国民、住民、 利用者、執務者、 管理者	顧客 プロセス (契約)	施工管理 工事監理	調達 プロセス (契約)

IV-2) 公共工事の業務体系 IV-2-1) 契約図書

(1) 契約図書に関する法律

契約関係については、民法や建設業法に基づく契約書のほか、住宅建設に関しては、消費者保護の観点から「住宅の品質確保等促進」「特定住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する法律」が定められており、公共工事の住宅建設においても適用される。

公共工事では、この他、品質確保のため会計法（監督職員の設置）、入契法（施工体制点検）、品確法（総合評価の実施）が適用され、また、官公需法により分離分割発注が行われている。

技術関係では、建築基準法・建築士法（工事監理者の設置）、並びに、安全・環境対策関係法令が民間・公共工事を問わず適用される。

(2) 公共工事の契約図書

公共工事では、建設工事現場の安全・環境対策の向上、施工品質の確保を図るため、法律や通達、技術基準により、民間工事を上回る取組を行っている。
 ・品質確保を図るため、建設業法、入契法により監理技術者の専任・常駐義務、施工体制点検が強化され、また、官庁営繕部では原則として第三者工事監理としている。また、建築物の仕様についても、建築基準法を上回る建築性能や独自の仕様を設定している場合もあり設計図書の確認が重要になる。

・過去の事故や事件を踏まえて制定された「公衆災害対策推進要綱」「建設副産物適正処理要綱」の適用が公共建築工事標準仕様書には記載されているが、本要綱及び関連の通達では、安全や環境問題への発注者の関与を明確にするため、発注者の責務とし条件明示を行うことが定められており、発注者は適切な変更を行わなければならない。

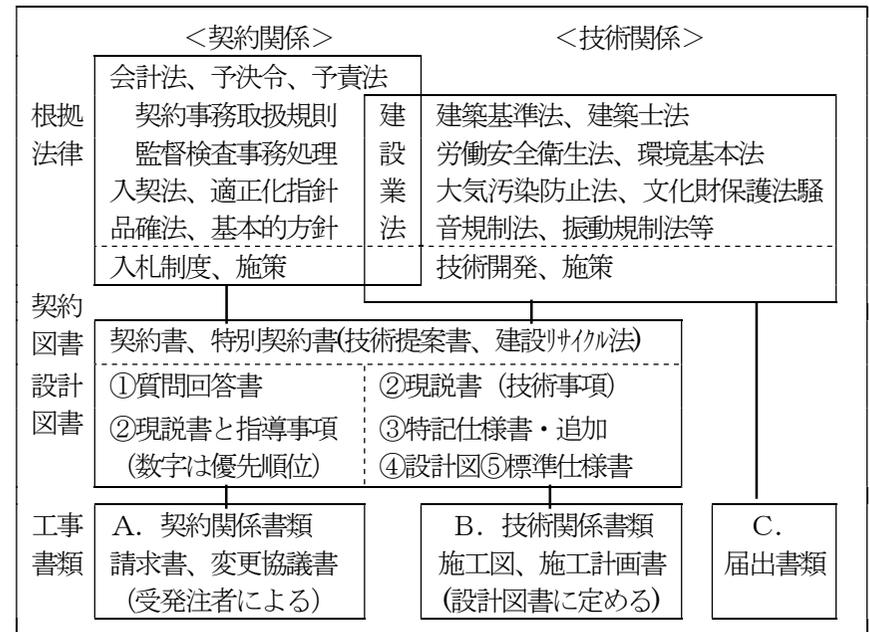
・防災拠点となる施設については、建築基準法より耐震安全率を割増して設計され、配筋量等が多い施設がある。この他、施工実績を踏まえ制定された設計基準や標準仕様書による独自の納まりや工事仕様も採用されている。なお、平成30年に住宅局が防災拠点建築物の機能継続ガイドラインを策定している。

・工事関係書類は、会計法等や技術関係法令に基づき、A契約関係、B技術関係、C届出書類に分類できる。

○公共工事の特性（関係法令等）

	民間工事	公共工事
入札	民法、建設業法(契約書) 住宅の品質確保等促進 特定住宅瑕疵担保責任履行	a.会計法(監督職員)、入契法、 品確法(総合評価、技術提案書) b.官公需法(分割発注)
契約	民間連合協定・工事請負契約書	c.公共工事請負契約書 d.公共建築工事標準仕様書
	耐震、バリアフリー、省エネ法 防災拠点建築物の機能継続 GL	<官公庁施設基準>
工事	建設業法（監理技術者） 基準法、建築士法(工事監理者)	e.施工体制点検、常駐、専任 f.（第三者工事監理）
	労安法、建設リサイクル法	<公衆災害、建設副産物>

○契約図書の体系



IV-2-2) 監督業務と関係者

(1) 監督業務の業務体系

『確認業務と調整業務』

監督職員の業務は、契約書に基づく「契約管理」と設計図書に基づく「技術管理」業務から構成され、各々「確認業務と調整業務」に細分される。

「契約管理」業務のうち、契約履行の確認は「検査職員」、契約変更に関しては「発注者」業務であり、監督職員は事前調整を行うこととなる。

また、契約書9条2項に基づく監督職員の権限（右表）うち、同項1号の指示、承諾、協議については調整業務に分類され、同項2、3号の業務については、「買う立場」の場合は検査立会を行う確認業務、「造る立場」の場合は詳細図や工程管理の調整業務が主体となる。

なお、施工体制点検については、入契法15条3項により発注者の職員や監督職員が実施することが現場説明書で特記されている。

(1) 公共工事における工事関係者

公共工事では、関係法令等により非常に多くの工事関係者が存在している。

i) 会計法では、契約担当官等（契約担当官及び支出負担行為担当官）は自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならないとされ、工事毎に監督職員が任命されている。同一工事で複数の監督職員が任命される場合、各々の監督職員の権限と責任が限定され、国土交通省では、総括監督員、主任監督員、監督員に分類されている。

ii) 官公需法（官公需について中小企業の受注の確保に関する法律）により、公共発注機関では中小企業への発注比率を高めるため分離分割発注が行われる。通常、建築、電気、機械工事に分割発注され、大型工事では通信と電力、空調と衛生、エレベータ工事に分割され、各工事毎に監督職員が任命される。

iii) 官庁営繕部では「第三者工事監理」を実施しているため、設計事務所以外に工事監理事務所の関係者も存在する。第三者工事監理を行わない場合でも設計と工事監理担当者は分離することを求めている。一方、工事監理業務の調査職員と監督職員は同じ職員が任命される。また、設計その2業務として設計者が意図伝達業務を行うこととなっている。

○契約書と監督業務（※は善管注意義務）

	契約管理	技術管理／業務管理	工事監理
設計	○要求条件変更	○設計かし / 設計意図伝達 ○追加設計 / 別途	— —
調整	○履行体制の確認 1-14条 ○条件変更(発注者) 15-19条 条件変更 23-25,30条 契約変更 ○工程管理(発注者) 20-23条 工期変更 26-29条 臨機処置	○品質管理(調整) <u>9条2項1号 指示、承諾、協議</u> <u>同項2号 詳細図等の承諾</u> ○工程管理 <u>同項3号(工程管理)</u> 2条 関連工事の調整(監督) ※(安全管理)公衆災害等 ※(環境管理)建設副産物等	事前検討 事前検討 ※ ※
確認	○契約履行(検査職員) 31-42条 支払引渡 43-54条 契約解除 ○施工体制点検	○品質管理(検査) <u>9条2項2号、3号(立会、検査)</u> 11,13,14条報告、検査、立会 ○技術検査(品確法)	事前確認 設計図書 と照合 (立会)

○契約書9条2項「設計図書に定めるところにより、次の権限を有する。」

1号 契約の履行に対する受注者等に対する「指示、承諾又は協議」
2号 設計図書に基づく・・・受注者が作成した「詳細図等の承諾」
3号 設計図書に基づく <u>工程の管理</u> 、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

○公共工事における工事関係者

工事・業務名	発注者(23名)			受注者(14名)	
建築工事A	総括監督員A	主任監督員A	監督員A	現場代理人A	監理技術者等A
電気工事E	E	E	E	E	E
機械工事M	M	M	M	M	M
工事監理業務(第三者工事監理)	総括監督員=総括調査員	主任監督員=主任調査員A,E,M	監督員=調査員A,E,M	管理技術者	主任技術者A,E,M
設計その2業務	総括調査員	主任調査員A,E,M	調査員A,E,M	管理技術者	主任技術者A,E,M

IV-2-3) 公共工事における検査

(1) 工事検査と技術検査

標準仕様書 1.1.2(イ)、1.6.1 に定める「工事検査」は、会計法 29 条の 11 の 2 項に定める「給付の完了の確認」のための検査を定めている。

一方、1.1.2(ロ)、1.6.2 に定める「技術検査」は平成 9 年版から取り入れられ、その後、平成 17 年施行の品確法では、「第 7 条発注者の責務」として、「工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価の実施」が定められた。同法 9 条による基本方針で「適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術検査（以下「技術検査」）の実施と工事成績評定を適正に行う」とされるため、平成 31 年版標準仕様書から根拠法を記載している。

(2) 工事成績評定

施工者は工事完成後、工事成績評定要領により「1. 施工体制、2. 施工状況、3. 出来形等、その他 4～7」項目で評価される。

このうち、標準仕様書「1.3.1 施工管理」の「施工管理体制、品質、工程、安全等」の品質関係については、完成品の品質以外に以下の視点で評価される。

- ① 社内支援体制や社内検査（下表 1Ⅰ、2Ⅰ：以下同じ）
- ② 施工段階の施工計画書の提出及びその内容、施工図の調整（2Ⅰ）
- ③ 書面による報告協議、設計照査、照査結果協議や変更対応（1Ⅱ、2Ⅱ）
- ④ 一工程施工の検査報告（2Ⅰ）、品質管理記録の内容（3Ⅰ、3Ⅱ）等
（抜粋：工事成績評定項目）

1. 施工体制	I 施工体制一般	施工管理体制（社内検査）
	II 配置技術者	施工管理体制（設計照査等）
2. 施工状況	I 施工管理	施工管理体制（施工計画等）
	II 工程管理	工程管理（変更対応）
	III 安全対策、IV 対外関係	安全環境（次々頁網掛部）
3. 出来形等	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ	品質（品質記録）

○公共建築工事標準仕様書（H31 波下線）

1.1.2 用語の定義

- (イ) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (ロ) 「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。

1.6.1 工事検査（6 節 工事検査及び技術検査）

- (1) 契約書に基づき工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づき部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。
- (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。R4

1.6.2 技術検査 (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。 (ア) 1.6.1 の(1)及び(2)に示す工事検査を行うとき。(イ) 工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合、その実施する段階に到達したとき。 (ウ) 発注者が特に必要と認めたとき。

- (2) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

品確法第 7 条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下、発注関係事務）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

○工事成績評定の評価項目（地方整備局管轄工事成績評定実施要領、抜粋）

1. 施工体制	I 施工体制一般 3.3	1.下請含作業分担記載 2.品質管理体制記載 3.安全管理体制記載	4.現場体制書面と一致 5.工事規模に応じた人員 6.建退協説明証紙配布
	II 配置技術者 7.4 4.1	1.現場代理人工事把握 2.書面による報告協義○ 3.契約・設計図書理解○	4.契約書18条、設計照査○ 5.書類・資料整理○ 6.環境気象地質等把握
2. 施工状況	I 施工管理 13	1.設計照査結果協義実施○ 2.施工計画書施工前提出△ 3.↑図書・現場条件反映△ 4.↑出来形、品質確保記載△	5.↑日常出来形品質管理△ 6.施工図作成調整工程△ 7.打合せ等工事記録作成○ 8.施工計画現場施工一致△
	II 工程管理 8.1	1.実施工程表施工前提出△ 2.日常的に工程管理把握 3.工程の遅れがない	4.変更対応積極的で早い○ 5.工程制約に適切に対応 6.夜間休日作業がない
	III 安全対策 8.8	1.安全協議会月1回、記録 2.店社パトロール月1回、記録 3.パトロール指摘事項、是正 4.安全教育訓練実施、記録	5.安全巡視 KY 実施記録 6.新規入場者教育実施、記録 7.適時適切に安全管理措置 8.重機、人公道範囲分離
小計 41	IV 対外関係 3.7	1.関係機関適切協義調整 2.近隣住民適切協義調整	3.入居官署に保守管理説明 4.工事内容近隣に周知
3. 出来形、出来ばえ	I 出来形 14.9	1.承諾図設計図書満足△ 2.施工図設計図書満足△	3.出来形設計図書満足 4.施工計画管理基準で管理
	II 品質 17.4	1.材料製品設計図書満足 2.品質管理記録内容適切◎	3.施工各段階で品質適切 4.躯体工事施工品質良好
	III 出来ばえ 40.8 8.5	1.良好な施工で仕上り良 2.関連工事と調和仕上良	3.使い勝手使用者安全配慮 4.仕上り、作動状態良好
4.工事特性等 7.3	1.建物規模 2.建物固有機能の難しさ 3.施工技術の難しさ		
5.創意工夫 5.7	1.準備片付け関係 2.施工関係 3.品質関係 4.安全衛生関係		
6.社会特性等 5.2	1.災害時地域救援活動 2.周辺地域環境保全生物保護		
7.法令遵守 (計100)	・指名停止・文書注意・口頭注意・軽微な事故(不問)		

・社会的特性は、施工者の申請による(III-2-2 現場説明書 31 創意工夫)

網掛:安全環境、△:施工前、○:契約関係、◎:品質関係記録、※:社内検査

7.下請施工結果の検査	(10.その他)	10 他
8.本支店支援体制※	(d.文書改善指示)	d 減点
9.施工体制点検問題無	(e.文書指示未改善)	e 減点
7.専門技術者選任配置	10.下請・部下指導	13 他
8.作業主任者選任配置	11.施工提案・工夫実施○	d
9.主任技術者判断	12.施工体制点検問題無	e
9.一工程施工検査報告◎	13.独自管理基準で管理	17 他
10.現場内整理整頓	14.低騒音低振動型機械	d
11.資材調達計画、管理	15.廃棄物、副産物	e
12.計画的な社内検査※	16.施工体制指示無	
7.休日代休を確保		10 他
8.近隣調整、円滑な進捗		d
9.施工体制指示無		e
9.山留め等設置後点検管理	13.過積載防止実施	15 他
10.仮設設置使用時点検管理	14. 施工体制指示無	c
11.機械工具点検整備管理	(c.法令遵守措置該当)	d
12.保安設備設置管理適切		e
5.近隣苦情無、適切対応	7. 施工体制指示ない	8 他
6.イメージアップ実施		d・e
5.出来形記録整理、結果良◎	7.撤去範囲確認適切処分	9 他
6.出来形管理方法工夫有	8.不可視部記録確認可◎	d・e
5.内外仕上施工品質良好		7 他
6.不可視部品質記録整備◎		d・e
5.色調均一、むら無美観良好	7.保全配慮した施工実施	8 他
6.割付通り良、出来ばえ良好		d
4.自然・地盤条件	5.周辺環境	社会条件
6.施工現場対応		
5.施工管理関係	6.他	
3.景観調和	4.広報活動見学会等	5.地域イベント協力
6.他		
・技術提案満足せず		

IV-3) 品質確保 IV-3-1) 施工体制点検の動向

(1) 建設業法による指導

平成3年に「建設産業における生産システム合理化指針」と同時に、「施工体制台帳の整備について」が建設省経済局から通達された後、平成7年6月の建設業法の改正により施工体制台帳の作成等が義務付けられて新たな通達①が出されている。

また、平成15年の通達②により、「施工体制台帳活用マニュアル」「施工体制台帳等のチェックリスト」が整備され、平成18年には重要な民間建築に作成を拡大している。平成19年度からは地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」が設置され、大臣許可業者を対象とした立入検査等が行われている。

施工体制台帳については、建設業法施行規則の改正により平成24年に健康保険等の加入状況、平成26年に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の記載が義務付けられている。

(2) 公共工事の動向

公共工事については、建設業法施行規則の改正により平成13年に2次以下の下請金額の記載、また、平成26年の入契法の改定により下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成することが義務づけられている。

平成12年入契法の制定を受け、公共工事では通達③④により施工体制点検が強化され、監督職員は、施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていること(平成26年入契法改正)等の施工プロセス点検を実施しなければならない。
 >次開頁

(3) 公共工事標準仕様書と施工体制

標準仕様書では、平成9年版から「1.1.5 書類の書式等(b)」で建設業法と入契法(H19版)に従って施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写し(H22版)の提出を定めている。

一方、平成5年版までは、監理技術者等に関する記載があったが、平成9年版からは技術者、現場代理人に関する記述は削除され、「1.3.1 施工管理」の施工管理体制を確立するという表現にまとめられている。

1991	施工体制台帳の整備について H3.2.5 建設省経構発第3号/廃止 H7
1992	H4.12.17 「一括下請負の禁止について」(H13.3.30/H28 廃止/同)
1995	H7.6.29 建設業法改正/施工体制台帳の作成等義務付け
2000	H12.7 入契法、H17.3 品確法、H26.6 (建設業法等) 担い手3法改正
①施工体制台帳の作成等について (H7.6.20 建設省経建発 147号/R3.3.2)	
②施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について(H15.11.7 国総入企第28号「施工体制台帳等活用マニュアル」「施工体制台帳等のチェックリスト」)	
(H8 施工体制書類の提出、H10 施工体制の確保等、H12 把握マニュアル)	
③工事現場における適正な施工体制の確保等について (H13.3.30 国営計第79号他) /第80号他)	
④工事現場における施工体制の点検要領の運用について (H13.3.30 国営計	
⑤施工体制台帳に係る書類の提出について (H13.3.30 国営技第30号他)	

○施工体制点検の経緯

建設業 法他 (通達)	元下請関係合理化 中審査3次答申 生産システム合理化 施工体制台帳整備	S53~H3 S63.5 H3.2.5 H3.2.5	H13 入契法 H7※ ※提出義務	H17 品確法 H18※ ※重要建築	H27 H28 改 H28 改
	一括下請負禁止 監理技術者制度	H4.12.17 H6	— —H16	H18※ H18※	
入契法	台帳・体系図点検 入札内訳書	(H8 提出)	H13—	—H26 全提出 —H26 提出	
仕様書 1.1.5	台帳 体系図		H9—	H19/H22 写し H19/H22 写し	
1.2.1	現場代理人	S48~H5	削除		
1.2.2	監理・主任技術者	H5	削除		
1.5.2	主任技術者等	H元	削除		

○「施工プロセス」チェックリスト／公共建築工事

項目	点検の目安
1 施 工 体 制 一 般	○品質/安全管理体制 ・品質、安全計画に見合う管理体制確立(計画書提出時)
	○建設業退職金共済制度 ・掛金収納書写しを契約締結後1ヶ月以内に提出(契約後、変更後) ・建退協証紙配布を受払い簿等により管理(適宜) ・建設業退職金共済制度適用事業工事現場・標識掲示(1回程度)
	○請負代金内訳書 ・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出(契約後)
	○労働保険成立票 ・労働保険関係成立票を現場の見やすい位置場所に掲示(1回程度)
	○建設業許可標識 ・正しい記載内容で公衆の見やすい場所に掲示(1回程度)
	○施工体制台帳、施工体系図、作業分担資料 ・台帳・体系図の備付け、同一物提出(施工時の当初、変更時) ・下請契約書・再下請写しを添付(当初、変更時) ・体系図を現場関係者、公衆の見やすい場所に掲示(当初、変更時) ・体系図及び下請負人通知書等記載業者のみ作業(月1回程度) ・元請負人が下請け工事に実質関与(当初、変更時)
	○工事实績情報・事前確認、契約締結後10以内に申請登録証明資料提出(契約後、変更後、完成時)
	○現場代理人・現場に常駐している(月1回程度) ・監督職員への通知、報告、申出等を書面で実施(適宜)
	○監理技術者の専任・資格要件を資格者証等により確認(着手前) ・技術者・代理人等通知書記載の本人確認(着手前) ・工事实績情報登録に重複無、現場専任(月1回程度) ・施工計画、工程、技術事項把握、主体的関与(施工中、打合時)
	○専門技術者の配置・専門技術者を選任、配置(施工計画時、適宜)

2 施 工 状 況 理 安 全 対 策	I	○作業主任者の選任・作業主任者を選任、配置(施工計画時、適宜)
		○下請負者の把握・国土交通省の指名停止期間中ではない(適宜)
	II	○設計図書 ¹ の照査等・契約書18条の設計照査を実施(着手前、適宜) ・現場状況相違事項書面で提出、確認(着手前、適宜)
		○施工計画書・施工に先立ち、設計図書反映計画提出(着手前、変更時) ・記載内容と現場施工方法一致(適宜)
	III	○施工管理・建築材料・機材の資料整理、確認(適宜) ・日常の出来形、品質管理が的確に実施(適宜)
		○建設副産物及び建設廃棄物 ・マニフェストにより適正処理確認、監督提示(適宜) ・再生資源利用・促進計画作成、提出(適宜)
	IV	工程管理○工程管理・施工前に各種工程表を提出(着手前、適宜) ・工程把握に努め、フォローアップ実施(適宜)
		○安全活動・安全活動を実施、記録有(無記載は適宜) ①災害防止協議会等②店社パトロール(月1回程度) ③安全教育訓練④安全巡視、TBM, KY⑤新規入場者教育 ○仮設備点検等・仮設備点検等実施、記録有(無記載は適宜) ①過積載防止対策②機械・車両等点検(月1回程度) ③重機操作安全点検記録④山留め・仮締切等点検/記録 ⑤足場支保工点検/監理記録(組立完了時、使用中適宜)
	V	対外関係○関係機関等 ・関係機関等との調整実施、記録有(適宜) ① 関係官署②近隣住民/入居官署③関連工事等

(官庁営繕 HP > 公共建築工事の発注者の役割 > 工事関係資料)

・公共建築工事成績評定要領作成指針 H19.4/H21.11/H30.8

・公共建築工事成績評定基準(統一基準) H21.3.30/H22.3.30

IV-3-2) その他の検査

建築基準法等による 品質確保	(1) 特定行政庁による完了検査、中間検査 (2) 工事監理者による工事監理 (Ⅶ章による) ----- (3) 消防法による検査
住宅の品質確保の促進等に関する法律・住宅性能表示制度 ----- 住宅瑕疵担保履行法・住宅瑕疵担保責任保険	

標準仕様書では法律や契約書の内容は省略しているが、民間連合約款に適合した「建築工事共通仕様書 (Ⅱ-2-2(2))」では、標準仕様書に見られない「1.6.2 法定検査」「1.6.3 その他の検査(設計図書に定める)」が新たに追加されている。

「1.6.2 法定検査」では、「発注者が申請者になっているものの検査に先立つ適切な時期に、発注者に対し、監理者立会いのもとに行う検査を求める」と定められている。

(1) 建築基準法における検査

- ・建築基準法では建築主が建築物を建てる場合には、事前に特定行政庁の建築主事宛、または民間の指定確認検査機関に確認申請を行い、その建築物が建築基準法に適合しているかの審査を受け、「建築確認済証」の交付を受けなければならない。(6条 確認申請)
- ・国、特定行政庁の建築物については計画通知となる。(18条確認等の手続の特例)
- ・建築基準法では建築物が完成した時点で「完了検査 (7条 完了検査)」を、中間検査が必要な建築物は「中間検査」を受けなければならない。
- ・平成 19 年 6 月 20 日施行の建築基準法改正により新たに中間検査特定工程 (法第 7 条の 3) が定められた。①国、特定行政庁の建築物は適用除外となるが、②特定行政庁の指定により公共施設を含めるとともに対象施設の用途、規模を拡大できるため、特定行政庁により対象が異なっている。
 - ① 中間検査特定工程 (共通) (法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号)
 - ② 特定行政庁が指定する中間検査特定工程 (法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号)

IV-3-3) 低入札時の監督体制強化

1994	○低入札調査制度対象工事に係る監督体制等の強化について (H6.3.30 建営監 13 号)
2000	○低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について (H12.12.12 営計 159 号)
2002	○工事コスト調査について(H14.2.12 営計 189 号)
2003	○品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について(H15.2.10 営計 157 号)
2006	○いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せ排除等対策について(H18.4.14/H20.10.3) ○緊急公共工事品質確保対策 (H18.12.8)

(1) 低入札工事における監督体制強化 (次開頁)

低入札価格調査制度対象工事(予算決算及び会計令 86 条該当工事)においては、品質確保を図るため現場説明書では(1)～(7)の条件明示がされており、現場管理に関するものとして次の取組が行われている。(括弧は通達年)

- (1)(2)項：施工台帳、施工計画のヒアリング(H6)の実施、関連して施工台帳、施工計画の記載内容(H6)及び重点調査結果(H12)の実施状況の確認を行う。
- (3)項：工事コスト調査の実施(H14)、実施の徹底(H15、H18.4)、調査結果の公表(H20)と強化
- (5)(6)項：モニターカメラ及び不可視部分の出来高管理のビデオ撮影(H18、H20)については、予定価格 1 億円以上の工事に対象が拡大されている。
- (7)項：受注者技術者の増員(H15、H18、H20)については、予定価格 1 億円以上の工事の場合で 70 点未満の工事成績点が通知された企業に対象が拡大している。

また、発注者の取組みとしては、施工検査の原則立会い等の重点的監督、労働部局との連携、主任検査官等による厳格な検査(H6)、施工体制・専任の点検(H15、H13)、並びに、重点調査対象(H12)の拡大・結果の HP 公開(H18、H20)などを実施する。一方、建設業部局の取組みとして、下請け支払い確認(H15)立入調査の強化(H18)が定められている。

○低入札価格調査制度対象工事(予算決算及び会計令86条該当工事)に関する条件明示例
(括弧は通達年)

- (1)施工体制台帳の提出及びその内容のヒヤリングについて (H6)
- 1)基準価格を下回る価格で落札した場合においては、**受注者**は**発注者**の求めに応じて、施工体制台帳を**発注者**に提出しなければならない。提出に際して、その内容のヒヤリングを**発注者**から求められたときは、**受注者**の支店長、営業所長等は応じなければならない。
- (2)施工計画書の内容のヒヤリングについて (H6)
- 基準価格を下回る価格で落札した場合においては、公共建築工事標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒヤリングを**発注者**から求められたときは、**受注者**の支店長、営業所長等は応じなければならない。
- (3)工事コスト調査について (H14/H15.2/H18.4)
- 基準価格を下回る価格で落札した場合においては、**受注者**は、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
- 1)**受注者**は、下請負人の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては、共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに**発注者**に提出するものとする。なお、調査票等については別途**監督職員**から指示するものとする。
- 2)**受注者**は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては、共通費実態調査票)について、費用の内訳についてヒヤリング調査に応じるものとする。この場合において、**受注者**は下請負人についてもヒヤリングに参加させるものとする。
- (4)基準価格を下回る価格で落札した場合において、予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上になる場合には、出来高金額が請負金額の50%以上の時期に、**受注者**の申し出があった場合において、中間検査を1回、実施することができる
- (5)基準価格を下回る価格で落札した場合で、かつ入札説明書に記載がある場合には、工事の監督補助並びに安全対策を目的としてモニターカメラの設置を行うこととする。モニターカメラの設置費用については、工事の**監督補助**として活用するものについては**発注者**が負担するが、工事現場内の

安全対策として活用するものについては**受注者**が負担するものとする。なお、詳細な設置位置、設置台数、仕様等については**監督職員**と協議し決定する。

- (6)前項と同じ場合には、不可視部分の出来形管理についてビデオ撮影を行うこととし、撮影した画像については**監督職員**へ提出するものとする。なお、不可視部分のビデオ撮影箇所等については**監督職員**と協議し決定する。(5)(6)共、H18.4/H20.10)

(7)受注者技術者の増員 (H15.2/H18.4/H20.10)

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査制度調査対象工事においては、契約の相手方が整備局発注工事で入札日を起算日として過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。さらに、予定価格1億円以上の工事については、監理技術者(主任技術者)が現場代理人を兼務することは認めない。また、当該技術者が現場代理人を兼務することは認めない。

- 1) 70点未満の評定点を通知された者
- 2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補(軽微な手直し等は除く。)又は損害賠償を請求された者
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- 4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官に通知することとする。

V. 標準仕様書と品質管理

V-1) 品質管理体制 V-1-1) 変遷 (枝番号は制定版による)

仕様書	S32(~44)	S48(~H5)版	H9 版	H13 版	H22 版
品質管理	常駐監督	巡回監督 自主施工	H9 用語の定義 (11)品質計画、(12)品質管理		
検査	現地確認		H9 書面確認 (1.1.2(6)監督職員の検査)		
		H 元 1.2.2(b) 品質管理	1.3.1 施工管理 (技術検査)	1.3.6 品質管理	1.1.2(6) 品質管理記録
安全 環境		H5 H5	建設工事公衆災害防止対策要綱 建設副産物適正処理推進要綱		
双務 契約		H8 H8	WTO 発効 ISO9000	H12 入契法 H17 品確法	H22 受発注者 H26 変更 GL
項目数	17(19)項	6 節 33(39)項	7 節 43 項	7 節 48 項	7 節 50 項

(1) 監督業務の変遷

『調整業務の増加!』

監督職員は、会計法 29 の 11 の 1 項により「契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない」とされるが、監督の方法については時代とともに変化している。平成 47 年までは常駐監督で現地確認を行っていたが、昭和 48 年以降は施工者の自主施工を前提とした巡回監督に移行し、平成 9 年版標準仕様書では監督職員の検査は書面確認によることを明確にしている。「技術検査」については平成 9 年に導入され、品確法で法的根拠を定めている。また、官庁営繕部では、平成 13 から第三者工事監理を導入するなど監督業務の効率化を図っている。

一方、平成年代に入り重大事故の発生により安全・環境対策関する技術的関与を強める他、平成 8 年の WTO の発効ともなう国際的な双務契約への意識改革の取組み、入契法による施工体制点検、品確法による総合評価や技術検査の導入等の品質確保に向けた様々な取組みが行われており、それに伴い調整業務が増大するなど監督業務内容も大きく変化している。また、令和 3 年からは遠隔臨場の取組も行われている。

(2) 品質管理と性能規定

『品質管理は平成から!』

昭和 60 年版以前は、施工計画書として「1.3.2(a)工事の総合仮設をまとめた施工計画書」と「(b)工種別の材料、工法などを具体的に定めた施工計画書」の作成が定められていたが、平成元年版で「材料、工法、品質管理など」と「品質管理」の概念が追加されている。

平成 9 年版では、建築基準法の性能規定化や ISO9000 の普及を背景に、構成の大幅な改定が行われ、新たに設けられた「1.1.2 用語の定義」の中で「(11)品質計画」と「(12)品質管理」が定義されている。品質計画については、「受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化すること (V-2-1)」と新たに「工法」に代わり「性能」で定義され、各章に基本要件品質が記載されている。

平成 13 年に「1.3.6 品質管理 (V-2-1)」が追加され、また、平成 22 年には「1.1.2(6)監督職員の検査」は「品質管理記録(H9 は資料)(V-2-2)」に基づき行くと新たに定義され、平成 31 年に「品質計画に係る監督職員の承諾」対象が工種別施工計画書に加えて総合施工計画書に拡大している。(V-2-1)

一方、契約書第 1 条 5 項により、「仮設等の「施工方法等」については設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める」とされているが、発注者の責任範囲を明確にするため、平成 5 年版「1.3.2(c)施工計画」では「承諾の範囲には仮設は含まれない」と記載されたが、平成 9 年版からは品質計画に係る部分以外は監督職員の承諾内容から除外されている。

なお、「建設工事公衆災害防止対策要綱」「建設副産物適正処理推進要綱」については、平成 5 年に適用が通知され、平成 9 年版から採用されている。

(参考)

○マンション欠陥 (多摩ニュータウン・ベルコリーヌ南大沢)

住宅都市整備公団 (現 UR 都市機構) が 1989~1993 に分譲した 46 棟のマンションにおいて、1997 年調査でひび割れや漏水、2003 年には構造の鉄筋不足が判明し、20 棟を建替、2011 年に新たに 5 棟建替 2014 年竣工。

○高層住宅/鉄筋不足 H19 市川市/グラウト不良 H20 千里、H26 新川崎/
PC 製作遅れ R5 麻布台 ORC 梁不正コア抜 H26 青山、H17 大阪住宅公社

○ビル鉄骨精度改ざん H22 梅田、R5 札幌 ○グラウト不良 H14 晴海高校

V-1-2) 標準仕様書第1章

(1) 受・発注者の役割

計画段階では、受注者は施工計画書の提出や施工図等の作成報告を行い、監督職員は「1.2.2(1)(3)の品質計画に係るもの」や施工図の承諾の他、品質管理として特に重要な「1.1.2(ト)一工程の施工」や「1.5.4 一工程の施工の確認及び報告」の確認報告者について承諾を行うこととされている。

施工段階では、受注者は「1.4.3 材料の搬入報告」「1.5.4 一工程の施工の確認及び報告」の他、「1.3.1 施工管理」「1.3.6 品質管理」を行うことが定められている。「1.3.1 施工管理」では自主施工に基づく施工管理体制に関する記載がなされており、「1.3.6 品質管理」では品質計画に基づく管理を行うとともに、必要に応じて監督職員が検査を行うとされている。

近年、ISO9000 の導入により専門工事業者の自主検査の活用が拡大し、また、第三者工事監理の導入も進められており、品質管理体制の構築にあたっては、受発注者のみならず専門工事業者や工事監理者を含めた役割分担を品質計画書で明確にしなければならない。(V-2-3(2) 誰が全数現地確認するのか)

(2) 工場製品の検査

平成 27 年の杭工事問題を受け、「監理技術者制度運用マニュアル H28.12」では、工場製品の品質管理についても、元請下請の技術者には責任があり、合理的な方法で品質管理を行う必要があるとされ、令和元年の建設業法の改正で、資材欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等が建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できることとしている。

また、免震・制振ダンパー検査結果改ざん問題を受け、令和元年に「建築基準法の指定建築材料に関する大臣認定制度の技術的基準」の改正を行い、2020 年 4 月以降、免震材料の製造会社に対して性能確認検査時に発注者又は発注者指定の第三者機関による性能確認、検査結果のデータの必要期間保存、改ざん防止のためのルールを社内規定で明確化するなど必要な措置を定めている。

標準仕様書はRC造の建築物を想定して現場製作を主体とした品質管理手法が記載されているため、鉄骨、PC、建具工事など工場製作物については、工場が行う品質管理以外に受注者が自ら工場に対して行う品質管理が求められる。

○1章における品質管理

(斜体は ISO9000 の視点による追加)

	計画段階	施工段階	完成段階
発注者 ・監督 ・監理 (検査)	1.2.1 実施工程表承諾 1.2.2(4) 品質計画に係るもの承諾/変更承諾 1.2.3 施工図承諾/変更承諾(下線 H31) 1.3.5 施工条件承諾 (ト)一工程の施工承諾 1.5.4 確認報告者承諾	1.3.6 品質管理の検査 1.4.2(6) 材料見本承諾 1.4.4 材料検査(2) 抽出検査 1.5.5 施工検査(2) 抽出検査 1.5.5(3) 見本施工の承諾 1.5.4 一工程の施工確認指示 1.5.7 施工の立会 1.4.5 材料検査の試験立会 1.5.6 施工検査の試験立会	(1.6.1 完成検査) (1.6.2 技術検査)
現場工程 ・受注者	1.2.2 施工計画書 (1)総合施工計画提出 (3)工種別施工計画提出 (4)変更時報告 1.2.3 施工図等作成 /変更時報告	1.3.1 施工管理<H9> 1.3.6 品質管理<H13> 1.4.2 材料の品質/資料提出 1.4.3 材料の搬入報告 1.5.4 一工程の施工確認報告 受入検査(工程内検査)	(カ)品質管理記録 H22 1.2.4 工事記録 社内検査
専門業者		自主検査 (日常管理)	
工場工程 ・受注者	品質管理計画	受入検査 (広義)	受入検査
・工場 責任者	製作工程表 製作図、製作計画書	受入検査 (狭義) 自主検査(工程内検査)	出荷検査
・製作者		自主検査 (日常管理)	

(参考)

- ・免震装置偽装 H27 東洋ゴム、制振装置偽装 (H30 カヤバ、川金 HD)
- 防火サッシ H30 エクセルシャノン、強化ガラス H30 セントラル硝子
- 非常用発電機 R3 三菱電機、水道管塗料 R3 神東塗料
- ・無資格者による完成検査 (H29 日産自動車、スバル H30 スズキ、マツダ、ヤマハ) ・検査結果改竄 (H29 神戸製鋼所、三菱マテリアル、東レ、宇部興産、H30 日立化成、クボタ、三菱電機トーカー、R3 三菱電機、トヨタ車検) ・新幹線台車亀裂 H29JR 西日本、台車枠削込 H30 川崎重工
- ・ボーイング 737 MAX 8 墜落 (H30 インドネシア H31 エチオピア航空)、排ガス不正 (H27VW、H30BMW、ダイムラー、R4 日野自動車)

V-2) 品質管理 V-2-1) 品質計画と品質管理

(1) 広義と狭義の品質管理

『計画段階の品質管理』

標準仕様書「1.3.6 品質管理」では、「1.2.2(3)による品質計画に基づき必要な管理を行う」と定義され、1.2.2(3)工種別施工計画書の品質計画に係る部分が承認された後の施工時における品質管理（狭義）に限定されている。

一方、平成31年版では、「1.2.2 施工計画(4)」では「(1)総合施工計画書(H31)及び(3)工種別施工計画書」の「品質計画に係る部分及び変更(H31)」、並びに、「1.2.3 施工図」の変更(H31)について、承諾対象に追加して、総合施工計画における品質計画に係る部分を明確にしている。(次開頁)

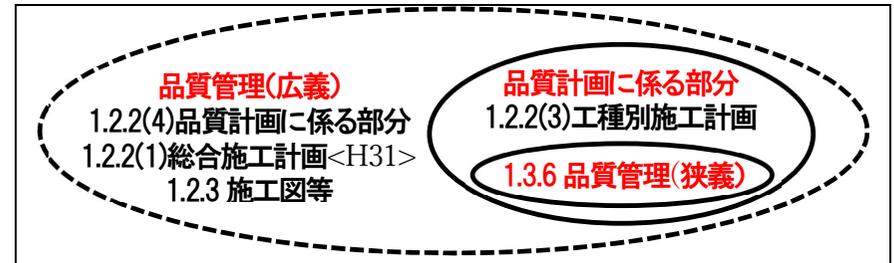
従来より、買う立場として建物の調達を行う PFI 事業では、「総合施工計画作成要領 第7章品質管理」で品質管理全般の共通ルールの記載として、「①設計図書等の周知方法②施工管理の手順③検査等の計画④施工図等の作成⑤工事記録一覧」の記載を求めている。(IX-3-1 PFI 事業)

このような計画段階を含めた品質管理（広義）について、標準仕様書では「1.3.1 施工管理・施工管理体制を確立して品質、工程等の施工管理を行う」とあり、「1.3.6 品質管理」ではなく「1.3.1 施工管理」に含まれていると考えられる。特に外注による BIM 施工図の作成や専門工事業者が主体となり施工計画書案を作成する場合、工事受注者の事前審査でどのような指摘・修正が行われたか等、工事受注者が品質管理（広義）として実施した内容を確認することが重要である。

この他、計画段階における品質確保のための方策として、①総合図や BIM を活用した収まり等の調整の効率化や②情報共有システムの活用促進に関する通知が行われている。

- 施工図作成のためのガイドライン 2017（日本建築士連合会）
- 営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者調整の円滑化について H30.3.23 事務連絡 / について H26.3.31 国営整 247 号
- 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定に/

○品質確保と品質管理（広義、狭義）



○公共工事標準仕様書

1.1.2 用語の定義

(㊦) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。

(㊧) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

1.3.6 品質管理<H13 新設>

- (1) 1.2.2(3)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質(H31)管理
- (2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。 / を行う。
- (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

1.3.1 施工管理<H09 新設>

- (1) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (2) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

1.2.3 施工図等

- (1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。R4
- (3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける(H31)。

(2) 一工程の施工の確認及び報告

『一工程の施工の承諾!』

昭和48年版以降は類似規定があり、昭和60年版から「1.5.4 一工程の施工の確認及び報告」と定められ、平成元年、5年版では、「確認及び報告を行う者は原則として監督職員の承諾を受ける」とされたが、平成9年版以降「原則として」は削除されている。また、「1.1.2 用語の定義」で「(ト)一工程の施工」については監督職員の承諾を受けることが定められている。

平成31年には、「1.2.2 施工計画書」で「(3)品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を作成し、「(4)品質計画に係る部分」について監督職員の承諾を受ける」こととされた。

したがって、「一工程の施工の確認及び報告」については、工種別施工計画書に次の事項を記載して品質計画に係る部分として承諾を受けることとなる。

- ① 1.1.2(ト) 一工程の施工の定義(期間)
- ② 1.5.4 確認及び報告を行う者
- ③ 1.2,2(3)(4) 確認内容及びその確認を行う段階

一方、その確認方法については定めがないため、受注者が全数現地確認するのか抽出検査によるのか、下請業者による自主検査結果を書面で確認するのかについても明確にしなければならない。

さらに、「1.5.4 適時、監督職員に報告する」とあり、確認と同時にない場合もあるため、①不具合については直ちに報告、②初回工程については直ちに合否判定を報告、③全一工程の施工終了時に報告書を提出して受注者による施工結果報告を行う場合など報告の時期や内容書式について工種別施工計画書の中で定めなければならない。

○公共建築工事標準仕様書

<>は標準仕様書の年版

1.1.2 用語の定義<H09 新設> (ト)「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。

1.2.2 施工計画書<H09>< H31 波下線>

(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。

(2) 施工計画書の作成に当たり、別契約を含む施工上密接に関連する工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。(R4 見消し)

(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。

ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。

(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

<S60>1.3.2 施工計画書 (a)工事の総合仮設をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出する。(b) 工種別に材料、工法などを具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 /を受ける。

<H01>(b) 工種別に材料、工法、品質管理などを・・作成し、監督職員の承諾
<H05>(c) (b)の施工計画書の承諾の範囲には、仮設は含まれないものとする。

1.5.4 一工程の施工の確認及び報告<S60> 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。 <H09 改>

<S48>一部施工の報告<S52、S56>一部施工の確認及び報告 /が行う。

<H01,H05>なお、確認及び報告は、原則として、監督職員の承諾を受けた者

V-2-2) 監督職員の検査

(1) 監督職員の検査方法 『書面検査と抽出検査』

i) **書面検査**: 標準仕様書 1.1.2(カ)では、「監督職員の検査とは、・・・受注者等より提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断すること」とあり、品質管理記録による書面検査を前提としている。ただし、必要に応じて監督職員指示により 1.5.7 立会いを行うこととなる。

ii) **抽出検査**: 標準仕様書の第1章では、監督職員による「1.3.6(2)品質管理の検査、1.4.4(1)材料の検査、1.5.5(1)施工の検査等、1.5.7 施工の立会い等」が定められており、このうち材料及び施工の検査については、合格した材料、施工と同じ場合は、「以降、抽出検査とする」から「することができる」に平成31年版で変更されている。したがって、初回の一工程の施工の確認及び報告又は現地確認により監督職員が合否の判断を行った品質管理記録がトレーサビリティとして求められる。

一方、監督職員の指示により設計図書の定め以外の「1.5.7 施工の立会い、1.5.4 一工程の施工の確認と報告、1.5.5 施工の検査等」を求めることができる。

また、平成13版から導入された「1.3.6 品質管理」の検査については「必要に応じて検査を受ける」と定められている。これらの検査については、明確な判断基準はなく、監督職員の判断によって行われることとなる。

iii) **「確認を含む」**: 契約書9条2項3号では、「3.設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）」とし、他のものに実施させ当該実施を確認することを含むとしている。したがって、工事監理者による立会い、施工状況の確認を活用した監督業務の効率化が求められる。(II-2-2(2)監督職員)

一方、建築基準法に基づく「工事監理ガイドライン(VII-1-2)」では、工事監理者による「工事設計図書との照合及び確認」は、対象工事に応じた合理的方法によるとし、立会い確認又は書類確認により初回は詳細に確認を実施して以降は抽出による確認としている。このため、監督職員（業務の調査職員）は、工事監理業務の工程管理、監理内容の確認しなければならない。

○公共建築工事標準仕様書

<>は標準仕様書の年版

1.1.2 用語の定義<H9 新設>

(カ) **「監督職員の検査」**とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等から提出された**品質管理記録<H22/H9 資料>**に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、**「品質管理記録」**とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

(キ) **「監督職員の立会い」**とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。R4

1.4.4 材料の検査等<H31 波下線>

(1) **「工事現場」**に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の**検査**を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の**承諾**を受けた場合は、この限りでない。

(2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、**抽出検査とすることができる。**ただし、監督職員の**指示**を受けた場合は、この限りでない。

(3) (1)による検査の結果、不合格となった材料は、直ちに工事現場外に搬出する。

(4) 設計図書に定める J I S 若しくは J A S のマーク表示のある材料又は規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱うことができる。

1.5.5 施工の検査等<H31 波下線>

(1) 設計図書に定められた場合 **又は** 1.5.4 により報告した場合は、**監督職員の検査**を受ける。

(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、**抽出検査とすることができる。**ただし、監督職員の**指示**を受けた場合は、この限りでない。

(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の**承諾**を受ける。

(4) 検査に用いる基準巻尺は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級とする。

(2) 施工の記録と工事写真

『品質管理記録とは?』

昭和48年版の標準仕様書では、「1.6.1 記録」として定められていたが、平成9年版から現在の「1.2.4 工事の記録」として記録内容を定めている。「1.2.4 工事の記録(4)(ア)～(エ)」については、施工の記録、工事写真、見本等を作成する。」とあり、「1.1.2(カ)監督職員の検査」(前頁)に定められた「品質管理記録(H22)」については施工計画書で明確にしなければならない。また、工事写真の撮影対象について、「(5)特記又は協議(H31)」とされたが令和4年に削除されている。

国土交通省官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」では「材料および施工状況等」として「施工状況」の他、「施工状態」の記録も一部項目では指定している。配筋検査のように監督職員による立会いを前提にした場合は適切な施工が行われていることを示す「施工状況」の記録で十分であるが、民間工事では配筋ミスが発見された事例もあり、マンションの購入者からは、ISO9000におけるトレーサビリティとして全ての柱配筋の本数が確認できる「施工状態」の写真を求められることも考えられる。

このように、品質計画では受注者が品質管理として実施する項目や方法について記載するだけでなく、実施した内容を確認できる記録方法や撮影箇所等(R4版削除)について事前に検討して記載しなければならない。

(3) 補修と報告・承諾

『2種類の補修』

標準仕様書には、重要度に応じて次の二種類の「補修」が記載されている

A. 監督職員報告(承諾)後の補修(是正)

・6.9.6 構造体の不良(位置・断面・平坦さ精度、かぶり厚不足兆候)を報告し、必要な措置を定め、承諾を受けた後に補修し検査を受ける。(V-3事例(3))

・11.1.7(1)直ちに外観確認結果を報告し、不具合箇所を補修する。

(2)直ちに打診結果を報告し、不良箇所を張り直し(R4版から承諾削除)

・11.1.6 タイル下地確認結果を直ちに報告し、不良箇所を補修

・15.3.5(4)タイル下地打診・浮き確認結果報告。不具合確認時直ちに補修

B. 工程内検査後又は作業中の補修

・7.6.13 再溶接、7.7.7 スタッド溶接打直し、

・7、16、18 章錆止め塗料、亜鉛メッキ補修 ・8 章 ALC、セメント板補修

・9、13 章防水ルーフィング、金属板下地葺き・19 章床下地調整、断熱材補修

○公共建築工事標準仕様書**1.5.7 施工の立会い等**

- (1) 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。(以下、立会請求、日時指示削除)
- (2) 監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.2.4 工事の記録<H09><H31、R4 波下線>

- (1) 契約書に基づく履行報告に当り、報告に用いる書面等は、特記による R4
- (2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合 R4
 - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- (5) (2)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。

~~(5) 工事写真の撮影対象は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。(H31 新設、R4 削除)~~

1.6.1 記録<H48、改 H52>

- (a) 工事の全般的な経過を記載した文書を、原則として毎週作成し、監督員に提出する。
- (b) 監督員が指示した事項又は監督職員と協議した事項について記録し、監督員に提出する。ただし、簡易な事項については、監督員の承諾を受けて省略することができる。
- (c) 監督員が施工の適切なことを証明する必要があると認め指示する場合は、工事写真、見本品、試験成績書など必要な資料を整備して、提出する。

V-2-3) 受発注者による品質確保

(1) 品質管理体制の評価

『発注者による評価』

「買う立場」の発注者においては、品質管理体制の確認が重要であり、工事完了時の工事成績評定項目（IV-2-3(2)）では各プロセスにおける品質管理体制を評価している。

i) 着手時評価： 発注時の資格要件として、建物特性や敷地条件に応じた会社や技術者の施工実績を評価しているが、公共建築工事や標準仕様書の適用経験の無い配置技術者等も想定される。このため、配置技術者等の公共工事成績の確認、設計照査結果により設計図書の理解度を評価して、会社の支援体制の強化や不慣れた配置技術者等に対する契約手続き、標準仕様書などの基本事項の指導や留意点を指示して、ミスのない施工が行われるように注意しなければならない。

ii) 計画時評価： 高度な技術や高品質が求められる施設以外の一般庁舎については、過度な要求をするのではなく自主施工を尊重しなければならない。品質計画における品質水準については設計図書の規定を上回るものではなく、精度目標等の品質管理水準の確認を行うこととなる。また、躯体工事、工場製作、仕上工事毎に専門工事業者の役割が異なり、品質計画書の内容、作成方法も異なるものとなる。

一方、設計詳細の検討や厳密な現場管理が必要となる部分については、重点管理を行うため、施工図や施工計画書で収まりや管理方法について事前に検討しなければならない。

iii) 施工時評価： 専門工事業者の公共工事施工実績を確認して、経験の少ない場合は、初回の一工程の施工の確認において、出来映えや施工能力を確実に評価することが重要となる。

○品質管理体制の評価

建物種別	軽微な施設	一般庁舎	歴史的建造物等
要求品質	簡易仕様	標準仕様	高品質、高精度
施工者能力	低 ←————— 並 —————→ 高		

i) 着工時



配置技術者実績	低 ←————— 並 —————→ 高		
設計照査能力			

ii) 計画時



	ミスのない施工	自主施工	
材料/施工	指導教育 留意点の指示	(一般部)	(重点管理部)
		1.1.2(サ)品質計画	総合図/施工管理

使用予定材料、仕上の程度、性能、精度等の目標、品質管理・体制		
品質水準		設計図書による
管理水準	工場	ex. コンクリート、鉄骨、免震装置
	躯体	ex. 材料管理方法、打設計画、精度目標
	仕上	ex. 材料規格、使用数量、建具精度

iii) 施工時

品質管理 (狭義)	1.5.4 一工程の施工確認報告
	1.2.4 工事の記録
(広義)	1.2.2 施工計画、1.2.3 施工図の作成・提出 工程管理
	1.1.8 疑義協議書類の提出、1.2.4 工事記録の提出
監督検査	1.1.2(カ)品質管理記録に基づき適否判断
	1.4.4 材料 1.5.5 施工の検査/①初回工程の合否判定

(2) 施工者等による品質確認

『誰が全数現地確認するのか?』

i) 現地確認：平成8年の国土交通省の試行工事に際して多くの建設会社がISO9000の認証を受けているが、業務の効率化を重視して社内の品質マニュアルでは専門工事業者による現地確認を主体として、工事受注者は書面検査又は抽出による現地調査にしている例が多い。しかしながら、その後、多くの品質欠陥工事が発覚したため、特に配筋検査についてはISO9000における特殊工程として「元請社員による全数現地検査」とした建設会社も見られる。

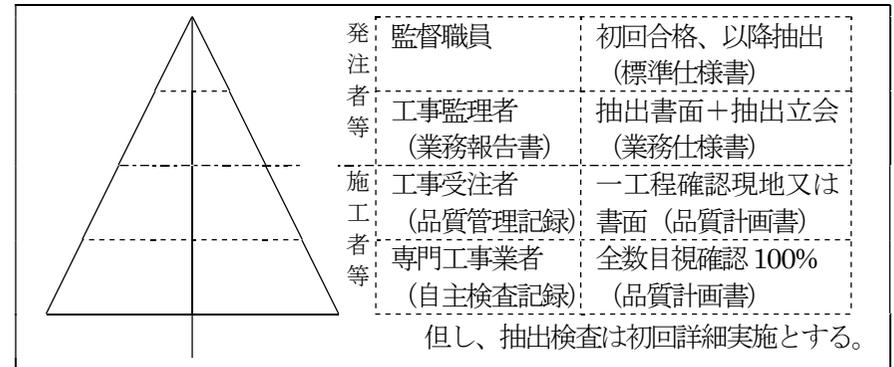
また、平成27年の杭データ偽装問題では、設計施工の工事ではあるが工事関係者の発言として、「標準仕様書に基づき試験杭の立会と専門工事業者の施工報告書で確認している。」と報道されていた。標準仕様書では、監督職員については同一材料・工程における抽出検査を認めているが、受注者による「一工程の施工の確認」を抽出で行うことを認めている訳ではない。一方、受注者が全数現地確認しなければならないと定められている訳でもない。

このように、「誰が現場で全数の品質確認を行うのか」については意外と曖昧で、多くの場合、専門工事業者は全数現地確認するが、その他の工事関係者は抽出検査や全数書面検査となっている。

ii) 自主検査：工事監理ガイドラインでは、「品質管理記録とは自主検査記録などに基づいて工事施工者が作成する品質管理に係る記録（略）」と定義されているが、この自主検査については「専門工事業者が工事受注者」「現地確認か書面検査」は不明であるが、建築工事監理指針では「下請負の専門工事業者が行う自主検査」と定義されている。

iii) 品質管理の階層：右図のように、専門工事業者は現地確認を100%実施するが、監督職員検査や工事受注者による一工程の施工の現地確認については、工事監理ガイドライン定めるように①初回詳細確認から抽出確認への移行に関する判定基準、②現地か書類確認か、③抽出率の設定など、品質管理の強化又は抽出の根拠をあらかじめ明確にするとともに、トレーサビリティを確保しなければならない。また、ベンチマークの設定ミスなど重要な工程についてはダブルチェックの実施も求められる。(V-3 事例(5))

○品質管理の階層



○工事監理ガイドライン (抜粋) (VII-1-2)

2. 用語の定義「品質管理記録：自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。」

3. (2) 具体的な方法等：工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。

①立会い確認 (②書類確認)：原則として、施工の各段階、その段階で確認する工程 (提出される品質管理記録の内容) について、初回は詳細に確認を実施し、以降合格した工程は抽出による確認を実施する。

③抽出による確認：立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

○建築工事監理指針 1-6-3 「標仕」における検査の定義

(5) 受注者が、施工管理や品質管理のために工事材料や下請けの専門工事業者に対して行う受入検査

(6) 下請負の専門工事業者が行う自主検査

V-3) マネジメント事例 (1)

○外壁調査改修工事 (マネジメントとしての課題、改善方法)

監督職員が外壁全面を打診して補修個所の検査を行ったところ、庇の下端が未調査で、かつ、追加補修個所を指摘している。監督職員は、監督業務を的確に行い調査漏れを防いでおり、技術監督としては適切であるが、事前に予防することはできなかったのか。

なお、本工事では、補修個所の概数発注、及び第三者工事監理発注が行われ、また、元請は、調査を含めて補修工事一式を下請負業者と契約している。

監督職員には、技術管理だけではなく、工事関係者がその役割を適正に果たして適正な施工が行われるように指導監督 (マネジメント) することが求められている。

① 設計図書では庇の下端は調査対象か。・補修の判断基準は記載されているか。

監督職員は、工事受注者、工事監理者との事前の打ち合わせにより、現地状況と設計図書の疑義や調査方針の確認を行い、改善提案を行うように指導しなければならない。

② 工事監理仕様書の記載は ・工事監理の検査は全面か抽出か。

監督職員は、工事監理者による工事受注者の報告書の確認、又は、抽出検査等により適切な監理が行われたかについて報告を受けなければならない。

③ 工事受注者の品質管理は、書面検査か抽出検査か。誰が全数確認するのか。

監督職員は、工事受注者の行う品質管理方法を品質計画で確認する。特に、最初の工程となる調査について、工事受注者は立会し、調査者の技量、調査方法を確認することを指示する。

④ 下請契約の課題 ・打診時の見落としは、なぜ発生したのか。

下請けの調査者は、仕様書を確認せずに民間工事と同様の意識で調査する可能性がある。また、調査補修一式の請負では補修改修部分が少ないほうが利益

が多くなるというマイナス思考が働く可能性があり、監督職員は、適切な元下契約に基づき調査・施工が行われるように工事受注者を指導しなければならない。一方、出来高清算の場合、補修箇所の水増し請求が行われないか、監督職員の出来高検査が重要になる。(全数、抽出、第三者)

マネジメント事例 (2)

現場総合打ち合わせの目的、主催者

公共工事では分離発注や第三者工事監理が行われ、関連工事の工事関係者が多くなるため、毎月関連工事関係者による会議が行われる。工事関係者は適切な役割を果たしているか。

1) 工事関係者連絡会議 (IV-1-1公共工事の安全対策)

労働安全衛生法による労働安全衛生協議会の他、国土交通省では内部規定により、発注者が主体となる「工事関係者連絡会議」を開催することが定められている。

過去の事故では、定例会議での発言により監督職員が責任を免れた事例もあり、現実的には、総合打ち合わせの冒頭を工事関係者連絡会議として位置づけ、受注者から安全対策活動の報告を受け、必要な指示を行わなければならない。

2) 現場総合打ち合わせ

第2条 (関連工事の調整) 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

契約書第2条により行う調整については、監督職員が行う必要があり、発注者が主催する総合総合打ち合わせにおいては、監督職員が司会を行い、積極的に問題解決を図らなければならない。一方、事前調整会議は工事監理者が主催し、結果について総合打ち合わせで工事監理者から報告を求めることとなる。

V-3) マネジメント事例 (3)

○**施工計画書等の審査体制** (マネジメントとしての課題、改善方法)
 監督職員が施工計画書、施工図を審査したところ多くの修正箇所があり、受注者に修正を指示したが、修正されず、未承諾のまま施工された。

1) 工事受注者による事前審査が十分に行われているか。

近年、専門工事業者による施工計画書の作成、並びに、CAD 要員や外注により施工図を作成する場合が増加し、元請による事前点検が重要になっている。監督職員が審査する段階では指摘箇所のない施工計画書等が提出されるように作成体制、元請の審査体制や工程管理を確認しなければならない。

① 総合施工計画書の段階で、施工計画書や施工図の作成体制 (専門工事業者、外注、CAD 要員)、審査体制 (確認者)、作成工程 (提出、承認期限)、及び、監督職員承諾で施工計画書等を省略 (1.2.2(3)) できる少量工種を確認する。

② 施工者及び工事監理者による作成・審査状況及び審査内容を確認する。

2) 監督職員の承諾がない状態で施工することに問題はないか。

契約書 14 条では、立会いについては申請後 14 日以内に監督職員の対応が無い場合、記録を残して施工することが定められている。品質計画書等の承諾については定めがないが、監督職員はいたずらに承諾を遅らせてはならない。

完成検査時点で成果物があれば検査合格となるが、施工計画書等は成果物が目的ではなく、専門工事業者と作業、管理方法について情報を共有するために活用するものであり、どのような指導を行うかが重要であり、承諾範囲を限定した迅速な承諾も考えられる。

3) 審査基準は明確になっているか。(過度な記載を求めているか。)

施工図段階での検討不足による施工不良は多く見られるため、施工図による詳細な納まりを検討することは重要である。一方、全ての建物が歴史的建造物となる水準の施工品質が求められるわけではなく、また、時間を掛けて記載内容を充実してもその通りに施工されるとは限らず、標準仕様書の規定を見落とし等単純な施工不良も多くみられる。このため、一般の建物では欠陥を出さない施工計画書や適正に施工されたことを証明する品質管理記録の作成を迅速に行うことが重要である。

○「一般品」と「良い品」

1) 一般品	標準仕様書(欠陥のない物)	6.2.5 構造体コンクリートの仕上げ 表 6.2.3 位置断面寸法: 仕上・納まりを考慮して定める 表 6.2.5 平坦さ: 仕上げ種別は特記(H31) 15.3.5(4)(イ)(a)②外壁モルタルタイル張り平坦さ b 種 6.9.6 構造体コンクリートの仕上げの確認 <u>H31 報告、不適合時、必要な措置を定め、承諾後補修 (H28 報告/監督職員指示により補修)</u> 11.1.5 施工後の確認及び試験 (タイル工事) : 接着力試験不合格の場合、品質計画の方法で処置
2) 良い品	工事監理指針	6.2.5(2)(イ): 見ばえにより異なる、品質計画で提案検討 6.9.6(1)(3): <u>あらかじめ不合格の場合の措置を協議記載 / 6.9.6(2): 補修方法を提案させ、了承後に補修</u>

平成 25 年版の改定により、標準仕様書「6.9.6 構造体コンクリートの仕上りの確認」では、設計図書に適合しない場合やかぶり厚さ不足の兆候がある場合は監督職員の指示によるとされ、工事監理指針 6.9.6(1)(3)では、「あらかじめ」検査に合格しなかった場合の処置を設計者担当者等と協議して定めておくこととされた。

しかしながら、不良施工を発見した場合は直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示なく補修を行わないことが原則であり、平成 31 年版仕様書の改定では、「6.9.6(3)確認結果が設計図書に適合しない場合は、必要な措置を定め、監督職員の承諾を受ける。また、承諾を受けた方法で補修 (是正) し、補修後直ちに監督職員の検査を受ける。」とされている。(あらかじめではない)

一方、「11 章タイル工事 11.1.5 施工後の確認及び試験」では、「接着力試験に不合格の場合は、品質計画として定めた方法で処置して監督職員の検査を受ける」と記載されているが、タイル工事の接着試験では不合格の判定基準は明確になっており、また、あらかじめ記載する内容は不合格時の追加試験方法や試験部の補修に限定されている。最終的に不合格となるような重大な施工不良については、別途原因を検討して対策を講じなければならない。

V-3) マネジメント事例 (4)

○**くい偽装報告問題と標準仕様書** (マネジメントとしての課題、改善方法)
 平成 27 年のくい偽装問題は民間の設計・施工の工事ではあるが、公共工事において、このような**欠陥及び不正**が行われないようにするためにはどうすれば良いのか。

1. 建設業法、建築基準法改正による確認 (I-1-2 基礎くい問題)

- ・建設業法告示 468 号「基礎くい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」
- ・国住指 4239 号「基礎くい工事における工事監理ガイドライン」

元請、2・3 次の下請負の技術者については試験くいの立会いが定められ、また、支持地盤の確認記録の代替記録手法について施工計画書で確認すること等が定められており、施工体制の確認と元下請の技術者の役割分担を確認しなければならない。

2. 標準仕様書による確認

- 「1.1.8 疑義に対する協議等」
- ・指示地盤面の傾斜の有無により、追加調査等やくい長変更の可能性を確認して、工程管理や設計変更等の協議の対応を行う。

「1.2.2(3)品質計画に係る部分」「1.1.2(ト)一工程の施工」「1.5.4 一工程の施工及び報告(確認者)」に定める承諾

・問題発覚後、元請が全てのくい 1 本毎の支持層確認する事例が増加しているが、標準仕様書では、一工程の施工の確認時期及び確認者は監督職員が承諾することとされているため、「くい 1 本毎、午前午後、作業班毎の施工、全工事終了時、又は、杭長さの変更時」など敷地状況に応じた一工程の施工の確認時期を設定しなければならない。

・確認方法については、下請が作成する自主検査記録による書面確認か、元請職員が支持層確認時に立会うのかは品質計画の中で承諾し、また、監督職員への報告については「適時報告する」とされたため、必要に応じて報告時期を指定しなければならない。

・一方、工事監理者については、試験くい以外の確認を求める場合、あらかじめ業務仕様書に特記しなければならない。

「1.4.4 材料の検査」「1.5.5 施工の検査」「1.3.6 品質管理」

・「施工の検査」は、品質管理記録によりくいの品質が適切かを確認するため、元請の品質管理及び記録の内容、並びに、下請の自主管理内容との役割分担を品質計画書で事前に確認しなければならない。一方、「品質管理の検査」は、必要に応じて監督職員が行うが、品質管理記録の作成状況の確認が重要となる。

	計画時	施工時	建設業法 ・基準法
監督職員	1.2.2(3)品質計画書・承諾 1.1.2 一工程の施工・承諾 1.5.4 確認者・承諾	1.4.4 材料の検査 1.5.5 施工の検査 1.3.6 品質管理(の検査)	4.2.1 試験杭立会
工事監理者	事前審査、法律事項確認	一工程の施工管理の確認 ・代替記録確認方法	試験杭立会
工事受注者	施工計画、品質計画作成 (杭長検討/追加調査) (一工程確認/報告時期)	1.5.4 一工程の施工の確認 1.1.2(カ)品質管理記録作成 1.5.4 一工程の施工の報告	試験杭立会 代替記録確認方法
下請 1次	施工要領作成 (大臣認定工法施工指導)	(自主検査記録作成)	試験杭立会
2次		(作業担当)	立会
3次			

○マネジメント事例(4)(5)や鉄骨精度測定の不正(V-1)のように、施工者の施工間違いや不正を想定して、発注者や工事監理者による立会、実測の義務化も検討しなければならない。

V-3) マネジメント事例 (5)

H13.3 御坊警察署 (宿舎) 建替工事でベンチマークを誤り設計 GL が当初より 29 (19) cm低いことが判明したため、工事監理契約 2600 万円の解除及び指名停止 2 年を通知したところ、H13.11 工事監理業務受託者が損害賠償請求 7100 万円を提訴している。H18.2 の一審判決では、指名停止は妥当としたが、出来高部分の未払分 1200 万円の支払いを命じている。

判決では、工事監理ガイドラインでは計測確認、立会、記録や写真などの書類確認が併記されており、重要度に応じて合理的な方法で確認を行う必要があったとし、目視による確認を実施したという工事監理者の主張を退けている。

○工事監理ガイドライン確認項目及び確認方法の例 (非木造建築物 建築工事)

工事内容		工事監理者の確認内容	
種別・項目	確認項目	具体的な確認方法	
2. 仮設工事 2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り	・敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差 ・建築物等位置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・計測記録等に係る書類確認
	2) ベンチマーク・設置状態、位置	・高さ (設計 GL との関係)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・設計 GL との関係 (高さ) を自主検査記録・計測定記録・工事写真等により書類確認

○工事監理ガイドライン (抜粋)

3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

(1) 基本的な考え方: 工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により行う。

○公共建築工事標準仕様書

2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り	敷地の状況を確認のうえ、縄張り等により建築物の位置を示し、設計図書と照合ののち、 <u>監督職員の検査</u> を受ける。
2.2.2 ベンチマーク (2)	ベンチマークは、 <u>監督職員の検査</u> を受ける。
2.2.3 遣方 (3)	建築物の位置及び水平の基準を明確に表示し、 <u>監督職員の検査</u> を受ける。

○重点管理項目 (建築工事編/仮設工事) ●「義務立会」: 監督職員が立会

項目	確認内容	監督方法	種別/備考
縄張り	建物位置	計測記録で検査	●建物、工作物等の位置等の根本をなす要素であり、品質管理以前の項目。いろいろな項目の確認が必要になることから、調整業務が生ずる。
	建物の方位	方位計にて確認	
ベンチマーク	設置状況	移動の恐れがないこと 目視確認	●実質的には立会不要。 <u>高さを現場確認すれば、確認されるので●と整理。</u>
	高さ	計測記録により検査、設計 GL との関係確認	●建物、工作物等の高低等の根本をなす要素であり、品質管理以前の項目。
遣方	水平基準高	計測により検査	●建物、工作物等の高低差等の根本をなす要素であり、品質管理以前の項目。
	基準墨	計測検査。逃げ墨養生状態、位置計測確認	

○重点監理項目 (仮設工事) (工事監理業務契約図書)

縄張り、遣方、足場 その他	敷地の状況確認及び縄張り	建物の位置
	ベンチマーク	設置状況/高さ
	遣方	水平基準高さ/基準墨

VI. 標準仕様書と安全環境対策

VI-1) 安全対策の動向 VI-1-1) 公共工事における安全対策

	安全対策の動向	関連事項
1991	H3.3/H14 施工条件明示について	H3.3 広島新交通橋桁落下
1992	H4.3 建設省の安全対策の骨子 H4 営繕工事における安全通達等	H4.12 一括下請負禁止について H6.12 監理技術者資格者証運用
1993	H5.1 公衆災害防止対策要綱(R01)	H7.06 施工体制台帳等義務付け
1995	H7.5 建築工事安全施工技術指針 (H19、H22、H27 改)	H08.12.6 蒲原沢土石流災害
施工条件の明示について (通知) (H3.3.27/H14.5.30 営計発第 24 号)		
① 建設工事の安全対策について (H4.3 技調発第 54 号)		
② 建設工事現場における事故発生の防止について(H4.3 経建発第 39 号)		
③ 営繕工事の安全対策に関する措置について (H4.5 営監発第 15 号)		
④ 営繕工事の発注における工事安全対策要綱 (H4.9 営繕発第 34 号)		
⑤ 建設工事公衆災害防止対策要綱の活用について(H5.6 営監発 26 号-1)		

(1) 背景

平成3年3月の広島新交通システムの橋桁落下事故では、元請技術者が作業場所に不在で下請担当者が技術者でないなど施工管理体制に問題があり、本来作成されるはずの作業計画は存在せず、作業者に手順の説明すら行われていなかった。また、施工方法の検討も不十分であり、転倒防止用のワイヤを張らずに橋桁を単独で降ろすなど、万が一の事態に対する落下防止策なども行われていなかった。

このため、国土交通省では、平成4年に**通達①②**により受発注者として行うべき「建設省の工事安全対策」を内部部局や関係団体に通知するとともに、一括下請負禁止、監理技術者資格者の運用強化の対策を行っている。

(2) 国土交通省の先導的取組

公共工事の発注者としても、安全対策に積極的に関与するため必要な経費を計上する等の対策を講じている。営繕関係では、**通達③～⑤**を定めるとともに、平成5年に「建設工事公衆災害防止対策要綱」を、また、平成7年には新たに

制定した「建設工事安全施工技術指針」を標準仕様書の適用図書としている。その後、安全技術指針については、手すり先行足場、東日本大震災を受けた改定が行われている。

通達③では、発注者組織内部に「施工計画検討委員会、施工条件検討委員会」、「事故調査委員会」を設置し、現場では施工者による「安全衛生協議会」のほか、発注者が設置する「工事関係者連絡会議」を開催することとしている。平成8年12月の蒲原沢土石流災害では、発注者が異なる上流下流の砂防工事等で被害を生じており、近接する工事現場による連絡会議開催も重要になっている。**通達④** (次頁) では、発注段階 (1～6)、施工段階の発注者の責務 (7～10)、及び発注者組織の安全対策活動 (11) について規定している。**通達⑤**に基づき、工事着手前に工事安全計画書、完了後に工事安全計画事後評価書の提出が現場説明書に記載されている。

(参考)

1. 広島市新交通システム橋桁落下事故 (H3.3.14)

広島市新交通システムの長さ63mの橋桁が10m下の県道に落下して、作業員5人、乗用車に乗車していた9人の計14人が死亡、9人が重軽傷を負った事故で、作業時の技術者の不在等により元請職員は業務上過失により有罪となっている。市職員は無罪であったが、民事訴訟の1審では損害賠償責任が認められている。2審では早期解決のため、広島市に対する請求を放棄して、施工会社と和解している。

元請の工事統括責任者 (工事部長) は現場不在で、工事現場代理人及び代理人補佐は作業指示をせずに現場から離れ、実際の現場監督は建設技術の知識のない1次下請けの職員に任せていた。作業を担当した2次下請の作業員4人中2人は当該作業経験のないとび職、2人は初心者であった。

2. 長野県蒲原沢の土石流災害 (H8.12.6)

新潟県境の長野県蒲原沢の上流で土石流が発生して、流路で災害復旧工事中の治山工事、砂防工事、道路橋工事の作業員14人が死亡、19人が負傷している。

3. 福岡駅前地下鉄工事陥没事故 (H28.11.8)

福岡駅前の地下鉄延伸工事で大規模な陥没事故が発生したが、犠牲者はなく、復旧工事も発生後わずか1週間で完了している。

V-1-2) 契約図書における安全対策

(1) 工事請負契約書

建設工事の施工に伴う災害には、工事関係者に対する労働災害と第三者に対する公衆災害（公衆災害対策要綱第1目的で定義）がある。



契約書では、1条で仮設、施工方法等は受注者の責任とし、契約書26（臨機の措置）では受注者及び監督職員の責務が定められている。一方、「27条（一般的損害）」、「28条（第三者に及ぼした損害）」、「29条（不可抗力による損害）」においては、具体的安全対策ではなく、第三者を含む損害の負担方法が規定されている。

④ 営繕工事安全対策要綱（H4.9.7 営繕発第34号）

01.発注	1.工事の平準化、2.請負業者の選定、3.必要工期の確保
02.設計	1.現場条件の調査、2.施工方法の検討 3.施工計画検討会、4.施工計画の選定
03.積算	1.必要経費の計上、2.条件明示、3.積み上げ計上
04.適正工期	1.工期算定、2.休日日数、3.資材等受給動向 4.工事着手、5.改修工事
05.仮設・施工方法の選定	1.指定仮設、2.指定内容
06.条件明示	1.設計図書明示、2.施工条件明示
07.条件変更	1.設計変更、2.工事一時中止
08.施工体制 安全訓練	1.安全施工体制、2.安全・訓練活動 3.研修訓練項目、4.訓練等実施状況
09.作業環境	1.作業環境改善
10.連絡体制	1.工区分け、2.連絡調整体制、3.対象工事
11.その他活動	1.事故情報、2.施工情報、3.安全活動、4.広報活動

○公共工事請負契約書

第1条（総則）

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

第26条（臨機の措置）

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ**監督職員**の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を**監督職員**に直ちに通知しなければならない。
- 3 **監督職員**は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する

（参考）

ウレタン断熱材による火災 ・2018.7 東京都多摩市の10月竣工予定のデータセンターの地下3階で、ガスバーナーで鉄骨の切断中に出た火花が階下のウレタン断熱材に引火し、作業員5人が死亡、約40人が負傷・2019.1 新橋駅近く27階建ビル屋上、2022.4 川崎市役所建本庁舎24階天井裏断熱材出火（2019.7 京都アニメ10.30 ドーコン本社、4.15 ノートルダム寺院10.31 首里城）（2001.9 歌舞伎町雑居ビル、2021.12 大阪北区4F クリニック放火）

消火器設備事故 ・2020.12 愛知県名古屋市のホテルで、メンテナンス中に二酸化炭素消火設備が起動し、男性作業員1人が死亡、10人が重軽傷負。
 ・2021.1 東京都港区のビルの地下駐車場の消火設備点検中、誤作動して点検をしていた作業員2人が死亡。
 ・2021.4 新宿区下落合にあるマンションの地下駐車場で、天井の石こうボードの張り替え作業中、消火設備を誤って作動させ、シャッターが閉まり二酸化炭素が充満して4人が死亡、1人が重体たて

V-1-2) (2) 公共建築工事標準仕様書

「1.1.1(適用範囲)」で受注者の責任を重ねて記載するとともに、「1.3.7(施工中の安全確保)」、「1.3.8(交通安全管理)」、「1.3.9(災害時の安全確保)」で具体的な方策を定めている。また、「2.2.4(足場その他)」における手すり先行足場については、公共工事で先導的に採用して普及を図っている。

「1.3.7(施工中の安全確保)」(1)項では、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従い、「建築工事安全技術指針」を参考にするとされていたが、平成31年度の改定で両者とも「踏まえ」に変更されている。また、安全技術指針では施工者の責務が記載されているが、公衆災害防止対策要綱では施工者に加えて発注者が行うべき責務が記載されている。なお、令和元年9月に見直しされ、設計段階での配慮や危険性の事前評価、適切な工期の確保や経費の確保について規定されている。

- (2)項では、同一現場で複数の建設業者が作業を行う場合、現場全体の安全管理を行うため、労働安全衛生法30条2項により発注者が指名すべき「**統括安全衛生管理義務者**」について規定されている。発注者が指名しない場合は労働基準監督署が指名することとなるが、指名されたものが企業倒産により不在となる場合は速やかに新たな管理者を指名しなければならない。
- (3)項では、災害の予防について規定されているが、「契約書29条(可抗力による損害)」における設計図書で定める基準については営繕工事では定められていない。
- (4)項の既存配管等への支障、(5)項の火災の防止については、基本的であるが度々発生する事故であり、十分な配慮が必要である。

○公共建築工事標準仕様書 (H31 波下線、R4 細下線)

1.1.1 適用範囲 (b) 標準仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。(H28)

(2) 受注者は、設計図書(定義)に従い、責任を持って履行すること。(H31)

1.3.7 施工中の安全確保

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に定めるところによる基づくほか、**建設工**

事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) (令和元年9月2日付け 国土交通省告示第496号) に従うとともに、及び**建築工事安全施工技術指針**(平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号)を参考に踏まえ、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

- (2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、**監督職員**から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、**監督職員**と協議する。
- (5) 火気を使用の使用や溶接作業等を行場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
- (6) 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく**監督職員**に報告する。
- (7) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を**監督職員**に報告する。
- (i) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告のうえ、対応を行う。

1.3.8 交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

1.3.9 災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう、その経緯を**監督職員**に報告する。

2.2.4 足場その他

(b) 「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 H21.4.24)

(3) 建設工事公衆災害防止対策要綱の改定 (R1.9.2 国土交通省告示 496 号)
建設業法第 25 条の 27 第 2 項に基づく技術的事項として位置づけられた。

- ① 関係者の理念と責務の観点から見直し (第 3、4、5、7、8)
- ② 近年の公衆災害状況を踏まえた見直し (第 11、22、25、26、36、37、42、43、44) : 「物損事故」は、埋設物等の損傷、重機等の接触・転倒、架空線との損傷、「死傷事故」では、資材の落下、重機等の接触・転倒等が多い。
- ③ 制度改正や施工技術の進展等を踏まえた見直し (第 33、38、40) : 無人航空機の活用、建設機械のレンタル化の進行やバリアフリー法の改正

○建設工事公衆災害防止対策要綱(網番号 R1.9 改定) 発注者・施工者の責務

1.総則	01 目的/02 適用対象		
	06 建設機械の選定/11 荒天時の対応/12 現場組織体制		
	03 発注者及び施工者の責務	発注者	発及施
	04 設計段階における調査等	発注者	
	05 施工計画及び危険除去と事前調査		発及施
	07 適正な工期の確保	発注者	
	08 付近居住者等への連絡	発注者	発及施
	09 隣接工事との調整		発及施
	10 付近居住者等への周知		発及施
	13 公衆災害発生時の措置と再発防止		発及施
2.一般事項	14 整理、整頓/15 飛来落下による危険防止/16 粉塵対策/17 適正な照明/18 火災防止/19 危険物貯蔵/20 周辺構造物への対策/21 仮囲い、出入口/22 建設資材等の運搬/23 外部足場に関する措置/24 落下物による危害の防止/25 足場等の設置・解体時の作業計画及び手順/30 安全巡視		
	26 埋蔵物の事前確認	発注者	発又は施
	27 埋蔵物の保安維持等		発又は施
	28 鉄道及び軌道敷近傍での作業	発注者	発及施
	29 道路区域近傍での仮設物の設置等		

3.安全対策	31 作業場への工事車両の出入り等/34 乗入れ構台/35 荷受け構台		
	32 一般交通を制限する場合の措置		発及施
	33 歩行者用通路の確保		発及施
4.使用する建設機械に関する措置	36 建設機械の使用及び移動/37 架線、構造物等に近接した作業/39 建設機械の休止/40 建設機械の点検、維持管理/41 移動式クレーン		
	38 無人航空機による操作/		
5.解体工事	43 構造的に自立していないブブの解体/44 構造的に異なる部分の解体/45 危険物の解体		
	42 解体建築物に関する資料の提出	発注者	
6.土工事	50 埋め戻し/52 地下工事		
	48 地盤アンカー		発及施
	46 掘削方法の選定等/47 地下水対策/		(協議)
	51 地盤改良工事 49 山留め管理		(通知)

○建築工事安全施工技術指針 (H7/H19/H22/H27 改)

I編	総則	01 目的/02 適用範囲
II編 一般 共通 事項	1 章安全施工の一般事項	03 法令の厳守/04 一般的事項/05 安全措置一般
	2 章仮設工事	06 共通事項/07 足場/08 仮設通路/09 作業構台/10 仮囲い、出入口/11 仮設建物/12 仮設設備
	3 章建設機械	13 一般的事項/14 賃貸機械等の使用
III編 各種 工事	1 章建築工事	15 土工事/16 地業工事/17 躯体工事/18 仕上工事
	2 章電気設備	19 一般的事項/20 施工/21 試運転・調整
	3 章機械設備	22 一般的事項/23 施工/24 試運転・調整/25 昇降機・設備工事
	4 章外構工事	26 計画/27 施工
	5 章改修工事	28 計画/29 施工/30 産業廃棄物
	6 章解体工事	31 計画/32 施工/33 産業廃棄物

VI-1-3) 安全対策関係法令

(1) 安全対策関係法令

「労働安全衛生法（以下：安衛法）」は、昭和47年に「労働基準法（以下：労基法）」第5章（安全及び衛生）の規定から分離・充実して制定されている。また、昭和61年女子労働基準規則、平成26年には過労死等防止対策推進法が新たに制定されている。

建設業については、工事現場における危害防止及び技術的な基準が、建築基準法90条及び施行令で定められており、また、平成28年には建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、安全経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、対策を国及び都道府県等に求める「建設工事従事者の安全及び健康の確保推進に関する法律（建設職人基本法）H28.12」が制定されている。

○建築基準法

<p>第90条（工事現場の危害の防止）</p> <p>1 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。</p> <p>第90条の2（工事中の特殊建築物等に対する措置）</p> <p>第90条の3（工事中における安全上の措置等に関する計画の届出）</p> <p>第12条（報告、検査等）5項 特定行政庁等は、施工の状況を工事施工者に求めることができる。</p>
<p>建築基準法施行令 第七章の八 工事現場の危害の防止</p> <p>第136条の二十（仮囲い）、</p> <p>第136条の三（根切り工事、山留め工事等を行う場合の危害の防止）</p> <p>第136条の四（基礎工事用機械等の転倒による危害の防止）、</p> <p>第136条の五（落下物に対する防護）、第136条の六（建て方）、</p> <p>第136条の七（工事用材料の集積）、第136条の八（火災の防止）</p>

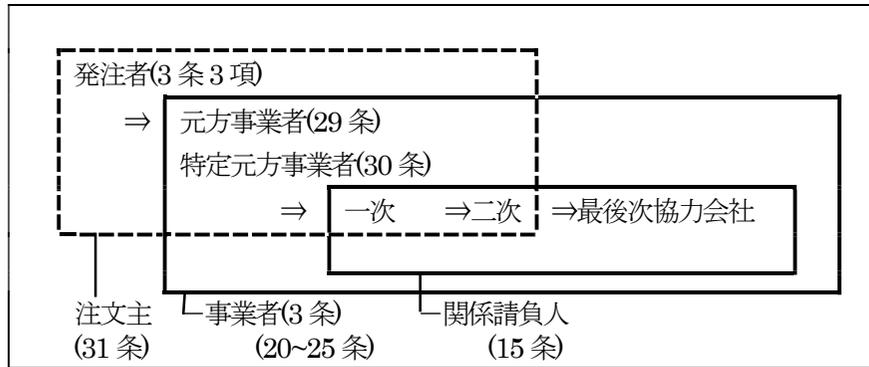
○労働基準法

<p>日本国憲法 第25条 すべて国民は、健康的で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。</p> <p>第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。</p>	
<p>労働基準法 S22 同施行令 S22</p>	<p>女子労働基準規則 S61、年少者労働基準規則 S29、建設業付属寄宿舍規定 S42、事業寄宿舍規定 S22</p>
<p>労働安全衛生法 S47 同施行令 S47、 同規則 S47 同関係手数料令 S47</p>	<p>ボイラー及び圧力容器安全規則 S47、クレーン等安全規則 S47、ゴンドラ安全規則 S47、有機溶剤中毒予防規則 S47、鉛中毒予防規則 S47、四アルキル鉛中毒予防規則 S47、特定化学物質障害予防規則 S47、石綿障害予防規則 H17、高気圧作業安全衛生規則 S47、電離放射線障害防止規則 S47、酸素欠乏症等防止規則 S47、事務所衛生基準規則 S47、粉塵障害防止規則 S54、ほか</p>
<p>作業環境測定法 S50、同施行令 S50、同規則 S50／じん肺法 S35、同規則 S35 過労死等防止対策推進法 H26、過労死等防止対策推進協議会令 H26</p>	

○建設職人基本法

<p>第1章 総則(第1～7条目的、定義、基本理念、国県等責務)</p> <p>第2章 基本計画等(第8、9条国県)</p> <p>第3章 基本的施策(第10～14条適切な積算等、責任体制、統一的な実施、点検、啓発)</p> <p>第4章 建設工事従事者安全健康確保推進会議 (第15条)</p> <p>(参考)</p>	
<p>2022.1 安衛即改正</p> <p>2024.4 安衛法改正</p> <p>2024.4 労基法改正</p>	<p>フルハーネス義務化</p> <p>本足場義務化</p> <p>残業上限規制適用 (月 45 時間年 360 時間以内)</p>

VI-1-3) (2) 労働安全衛生法の関係者 () は講ずべき措置条番号



安衛法の関係者は、右図のように2条（定義）のほか、3条（事業者等の責務）、15条（統括安全衛生責任者）、30条（特定元方事業者等の講ずべき措置）において定義されており、事業者や関係請負人（第15条）であっても注文主としての責務を負っている。それぞれの責務は、事業者の講ずべき措置（第20条～第25条の2）、元方事業者（第29条）、特定元方事業者の講ずべき措置（第30条）、注文主の講ずべき措置（第31条）に定められている。

発注者については、3条3項（事業者等の責務）において「注文主等仕事を他人に請け負わせるものは、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない」と規定され、適切な条件明示が求められる。

(参考)

2016 六本木マンション修繕工事現場で鉄パイプが落下して通行人死亡	
2020 現場監督は業務上過失致死で禁錮1年4カ月執行猶予4年地裁（下請会社の作業責任者は禁錮1年6カ月執行猶予4年確定済）	
H4.2	ビルトラス倒壊による体育館スラブ落下
H13.10	フラットデッキ中央部に鉄筋仮置き後崩壊 RC 建物
H14.11	コンクリート打設作業終了直後崩壊
H17.8.8	フラットデッキの使用に係る注意喚起等について(労基局)

(3) 安全衛生管理体制

事業者主体	100人以上	総括安全衛生管理者（10条）
	50人以上	安全管理者（11条）、衛生管理者（12条）、産業医（13条）安全、衛生委員会（17、18条）、安全衛生委員会（19条）
	10人以上50人未満	安全衛生推進者（12条の2）
混在作業	[全ての混在作業]	災害防止協議会（元請、下請）
	S造 SRC造建築物 50人以上	統括安全衛生責任者（元請、15条） 元方安全衛生責任者（元請、15条の2） 安全衛生責任者（下請、16条）
	20～49人	店社安全衛生管理者（元請、15条の3）
分離発注の場合	統括安全衛生管理義務者、発注者が指名（30条2項）	

事業者は安衛法3条により、労働者の安全と健康を確保しなければならない。このため、事業者は、各々の事業規模に応じて上表のように労働災害防止を推進する役割と責任を果たす者を定め、安全委員会・衛生委員会（又は安全衛生委員会）を設置して事業者主体の安全衛生管理体制を整えなければならない。

一方、建設現場は複数の事業者が混在して事業を行うので、特定元方事業者の講ずべき措置を安衛法30条で定めている。特定元方事業者は、事業規模に応じて上表のように統括安全衛生責任者、元方安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を定め、また、関係請負人が参加する協議組織を設置しなければならない。

さらに、公共工事においては、分離発注が行われるため、発注者が統括安全衛生管理義務者を指名しなければならない。

VI-1-3) (4) 労働災害等と事業者責任

刑事責任	① 刑法：重大かつ重篤な労働災害等に対して、その災害発生の予見可能性、結果回避義務について業務上過失致死傷等が問われる。 ② 安衛法：労働者の安全と健康確保履行についての罰則 ③ 労基法：強制労働禁止、中間搾取排除違反、最低年齢制限違反等
民事責任	① 使用者に対する民事上の責任（治療費等） ② 事業者が安全配慮義務違反あるいは過失等がある場合
行政法上の責任	① 安衛法：労働基準監督署等は、作業一部停止等や是正勧告を行う。 ② 建設業法：違反した許可業者に対して、指示、営業停止等の処分の ③ 厚生労働省と国土交通省の相互通報制度（法令違反、賃金不払等） ④ 公共工事における工事指名停止処分等
社会的責任	補償費等の直接コスト、社会的信用失墜に伴う間接コスト（保険給付費用相当額の徴収、支払い保険料の増加、訴訟費用、現場生産性の低下、災害に伴う経費、指名停止等受注機会の減少等）

i) **事業者責任** 建設工事で事故（労働災害、公衆災害）が発生した場合、上表のように事業者は、刑事責任、民事責任、行政法上の責任を負うほか、社会的責任とコスト負担を強いられる。

刑事責任としては、刑法による業務上過失致死傷等、安衛法や労働基準法の罰則規定が適用される。民事責任としては、民法上の債務不履行責任、不法行為責任、工作物の瑕疵責任、注文主責任により損害賠償請求を受けるおそれがある。また、行政処分としては、安衛法や建設業法による処分、公共工事における指名停止などが行われる。

一方、刑事責任や民事責任を問われるのは、事業者のほか、現場代理人、作業指揮者、職長など会社から作業の責任を以上されている個人が対象となる。また、発注者も対象となる場合もある。

ii) **安衛法による罰則** 労働災害と公衆災害の事故事例を右表に示すが、建設業では安衛法 20 条（設備等）、21 条（作業方法）違反、また、「労災かくし」となる 100 条（報告等）及び安衛則 97 条（労働者死傷病報告）に関する違反が多く見られる。

○労働災害事例と労働安全衛生法

事故概要	元請と現場代理人等	下請と現場責任者
1.杭打機転倒で 通行人死傷 (公衆災害)	元請現場代理人と工 事主任:刑法 211 条(業 務上過失致死罪)	下請責任者、杭打機運転手:同左 下請法人、同責任者:安衛法 20 条
2.手抜き工事で型 枠支保工が倒 壊・墜落	元請法人と現場主任: 安衛法 31 条、規則 646(型枠支保工)	下請法人と現場責任者:安衛法 20 条、規則 242(型枠支保工)
3.工事現場開口 部から転落死	元請法人と現場代理 人:安衛法 31 条、規 則 653(物品揚卸口)	3 次下請と現場責任者:安衛法 21 条(墜落)、規則 519(開口部囲)
4.労災隠し発覚	元請法人と現場代理 人:安衛法 100 条、規 則 97 条(死傷病報告)	1 次下請と現場担当者、2 次下 請と社長:同左

○事業者両罰規定

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働基準監督官は、安衛法 92 条に基づき、揭示訴訟法の職務規定による司法警察員として司法調査を行う権限を有しており、事故が発生した場合、労働基準監督署は「安衛法、労基法違反」、並びに警察署は「刑法違反」について調査を行い、それぞれ法令違反者を検察庁に書類送検することとなる。

安衛法の主な罰則（次々頁）を示しているが、安衛法 20 条から 25 条、30 条第 1 項、31 条第 1 項、100 条第 1 項に違反した場合は、安衛法 119 条、120 条に規定する罰則が適用される。また、安衛法 122 条によりその違反者と同時に違反者が所属する事業者にも罰金刑が科せられる。

VI-1) 資料 (○労働安全衛生法/同規則)

第30条 (特定元方事業者等の講ずべき措置)

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。／三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるものうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のものうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。
- 3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。
- 4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に

関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

同規則第643条 (特定元方事業者の指名)

- 1 法第30条第2項の規定による指名は、次の者について、あらかじめその者の同意を得て行わなければならない。
 - 一 法第30条第2項の場所において特定事業（法第15条第1項の特定事業をいう。）の仕事を自ら行う請負人で、建築工事における躯体工事等当該仕事の主要な部分を請け負ったもの（当該仕事の主要な部分が数次の請負契約によって行われることにより当該請負人が二以上あるときは、これらの請負人のうち最も先次の請負契約の当事者である者）
 - 二 前号の者が二以上あるときは、これらの者が互選した者
- 2 法第30条第2項の規定により特定元方事業者を指名しなければならない発注者（同項の発注者をいう。）又は請負人は、同項の規定による指名ができないときは、遅滞なく、その旨を当該場所を管轄する労働基準監督署長に届け出なければならない。

○建設業における労働安全衛生法上の主な罰則規定

1. 懲役6ヵ月以下又は罰金50万円以下（法第119条）

事業者（第20条～第25条）労働者救護（第25条の2）特定元方事業者（第30条の2）注文者（第31条）機械等貸与者等（第33条）建築物貸与者（第34条）作業主任者の不選任（第14条、第59条）就業制限規定（第61条）使用停止等命令の違反（第98条、第99条）等

2. 罰金50万円以下（法第120条）

統括安全衛生責任者選任（第15条）元方安全衛生管理者選任（第15条の2）安全衛生責任者の選任（第16条）労働者の危害防止措置（第26、32条）特定元方事業者等（第30条）請負人（第32条）貸与機械等を操作する者（第33条）定期自主検査及び特定自主検査（第45条）雇入れ時等の教育（第59条）計画届出義務違反（第88条）報告違反及び虚偽報告等（第100条）書類の保存（第103条）等

VI-2) 環境対策の動向 VI-2-1) 公共工事における環境対策

1991	H3 廃棄物処理法改正、資源有効利用促進法(H13 改)
1993	H5.11 環境基本法、H5.1 建設副産物適正処理推進要綱(改 H14.5.30)
1996	H8.11 「建設業の環境自主行動計画」
1997	H09 建設リサイクル推進計画 97(H09) (2002、2008、2014.9)
2000	H12 循環型社会形成推進基本法、グリーン購入法、建設リサイクル法
・ 施工条件の明示について (通知) (H3.3.27/H14.5.30 営計発第 24 号)	
① リサイクル原則化ルール(H18.6.12 国官技第 41 号他) ＜公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について H3/H14＞	
② 建設リサイクルガイドライン H14.5.30 国官技第 41 号他 ＜建設リサイクル推進に係る実施事項について H10.8＞	
③ 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(営繕) (H18.3.31 国営計第 238 号) ＜営繕工事における再生資源活用 H04/H14＞	
④ 建設汚泥の再利用に関するガイドライン(H18.6.12 国官技第 46 号他) ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル H14/H18/H29.3 廃止	

(1) 経緯

平成 2 年の豊島不法投棄摘発等を受け、平成 3 年に「産業廃棄物処理法」の改正、「再生資源の利用促進法」の制定、平成 5 年に「環境基本法」の制定が行われている。また、平成 12 年に「循環型社会形成促進法」、「グリーン購入法」、「建設リサイクル法」の制定及びマニフェスト制度の改正が行われ、平成 13 年には「資源有効利用促進法 (H03 再生資源の利用の促進に関する法律改題)」の改正が行われている。

一方、国土交通省では平成 5 年に「建設副産物適正処理推進要綱(H05)」を制定し受発注者の役割を明確にしている。また、平成 9 年に「建設リサイクル推進計画 97」を策定して民間工事を含めた資源の再資源化を推進している。なお、平成 8 年には建設業団体による「建設業の環境自主行動計画」が策定され、「地球温暖化防止、循環型社会の構築、熱帯雨林の保全、生態系保全、環境マネジメントの構築」の方針が示されている。

(2) 国土交通省の先導的取組

国土交通省では、先導的な取組を行うため、「①当面の運用(H03、H04)」、「③営繕工事実施要領(H04)」により、再資源化施設への搬出や再生資材等の利用に関する判断基準、並びに、設計図書への明示方法を定めている。また、「施工条件の明示について H03」を定めて発注者が負担すべき廃棄物処理関係費用の明確化を進めている。

平成 14 年には、「②建設リサイクルガイドライン」を制定し、建設リサイクル法(H12)以上の取組として建設副産物対策委員会の設置、全ての直轄工事を対象とした「リサイクル計画書、阻害要因説明書、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書」の作成を義務付けている。

平成 18 年に「①リサイクル原則化ルール」が制定され、当面の運用を廃止して恒常的な判断基準が示されている。

(参考) 不法投棄事例

1. 香川県豊島事件 (産廃不法廃棄)

豊島開発が 1995 年から 15 年間不法投棄したため、1990 年に兵庫県警が摘発して翌年に有罪判決を受けている。1996 年には住民が損害賠償を提訴して勝訴しているが、1997 年に豊島開発及び経営者は破産宣告を受けている。一方、1993 年には公害紛争処理法に基づく公害調停を申請して 2000 年に公害調停が成立している。2003 年の特別措置法に基づき、香川県による廃棄物を撤去する事業が 2017 年 6 月(2023.3 最終完了)まで実施。

2. 岐阜県御嵩町問題 (産業廃棄物処理場計画)

1991 年に産廃業者が管理型最終処分場を計画、1995 年に町が協力金を受け取る協定を締結したが、同年 4 月に反対派の町長が当選して許可手続きの凍結を県に要請した。その後、1996 年に町長襲撃事件、1997 年には町長宅電話の盗聴事件が発生したが、1997 年に住民投票条例が可決、投票で反対が 79%を超えた。2007 年の新市長当選後、2008 年に県、町及び業者の三者会談が行われ、許可申請取下げに合意している。

(盛土崩壊) 2021.7 熱海市土石流 (震災時の宅地地すべり) 1995 西宮市仁川百合野、2011 仙台市緑が丘、2018 札幌市清田区里塚地区

①リサイクル原則化ルール (H18.6)

(1)建設副産物の工事現場からの搬出	1)Con 塊、As/Con 塊	再資源化施設
	2)建設発生木材	50km 内再資源化施設、条件により焼却後最終処分
	3)建設汚泥	50km 内①他現場②再資源化施設後他現場③製品化施設/条件により縮減後最終処分
	4)建設発生土	50km 内、連絡協議会調整優先
(2)再生資源の利用	1)再生骨材等	40km 内再資源化施設
	2)再生加熱 As 混合物	40km 内、運搬 1.5 時間以内
	3)建設発生土、建設処理土	50km 内

②建設リサイクル推進に係る実施事項について (建設リサイクルガイドラインH14.5)

1. 目的/ 2. 対象事業 (国土交通省所管直轄事業、受託工事を含む)	
3. 実施事項/ 4. その他	
1) 体制の整備	(1)整備局等(2)事務所等建設副産物対策委員会
2) リサイクル計画書等	(1)リサイクル計画書(2)リサイクル阻害要因説明書(3)再生資源利用計画書(搬入)/利用促進計画書(搬出)
3) 検討・調整等	(1)計画案(2)工事仕様書策定時(3)工事契約前(4)工事完了時
4) 実施状況	整備局等建設副産物対策委員会が半年毎取りまとめ

○建設副産物適正処理推進要綱 (H05/H14.5.30) (発注者他は、自主施工者を含む)

第1章 総則	第1 目的第、第4 基本方針	○発注者及び施工者
	第2 適用範囲、第3 用語の定義	
第2章 関係者の責務と役割	第5 発注者の責務と役割	①発注者② 公共発注者
	第6 元請業者及び自主施工者、第7 下請負人	
	第8 その他関係者の責務と役割	

第3章 計画の作成等	第9 工事全体の手順③発注者への説明、⑩発注者への完了報告	④発注及請負の契約書面 ⑤発注者他の事前届出
	第10 事前の手順	
	第11 元請業者による分別解体等の計画の作成 ②発注者への説明	③ 公共発注者 による指導
	第12 工事の発注及び契約	①発注者による条件明示
	第13 工事着手前に行うべき事項	○発注者他
	第14 工事現場の管理体制	③ 公共発注 責任者の指導
第4章 建設発生土	第15 工事完了後に行うべき事項	
	第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進	○発注者、元請及び自主
	第17 工事現場等における分別及び保管第18 運搬	
第5章 建設廃棄物	第19 受入地での埋立及び盛土	○発注者、元請及び自主
	第20 分別解体等の実施	
	第21 排出の抑制	○発注者、元請及び下請
第6章 廃棄物ごとの留意点	第22 処理の委託、第23 運搬、第24 再資源化等の実施、第25 最終処分	
	第26 コンクリート塊、第27 アスファルト・コンクリート塊、第28 建設発生木材、第29 建設汚泥、第30 廃プラスチック類、第31 廃石膏ボード等	○発注者及び施工者は再資源化資材の利用に努めなければならない
	第32 混合廃棄物、第33 特別管理産業廃棄物、第34 特殊な廃棄物	

○木造建築の取り組み

H9	木造工事標準仕様書制定
H22	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 H22 法律 36 号
H25	公共建築木造工事標準仕様書 (改定 H28/H31)
R03	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (公共建築木材促進法改正)

VI-2-2) 契約図書における環境対策

(1) 標準仕様書「1.3.10 施工中の環境保全等」

昭和48年版では「1.2.6 災害及び公害の防止」、平成9年版から「1.3.6 施工中の安全確保及び環境保全」と整理され、平成19年版で「1.3.10 施工中の環境保全」と単独項となり、環境対策が強化されている。

(1)項:「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえて(H31)周辺環境の保全に努めるとされ、発注者(建設工事の注文者)、自主施工者(契約によらず自ら施工する者)、施工者(元請業者、下請負人及び自主施工者)の責務が定められている。特に、公共工事の発注者の次の責務が定められている。(前頁)

第5②項 サイクル原則化ルールや建設リサイクルGLの適用

第11③項 建設リサイクルGLに基づく計画作成に関する元請業者の指導

第14③項 工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策の適正実施の指導をしなければならない。

(2)項:「安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)」とは、有害性のおそれがある科学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に対象科学物質等の性状や取扱いに関する情報を文書や磁気ディスクで提供する。受領者の承諾があればFax、電子メール、Web ページへの掲載で代替も可能となっている。日本では導入当初「MSDS: Material SDS」と呼ばれていたが、平成24年に国連勧告の「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム2003.7」に規定されている「SDS」に統一されている。

(3)項:平成9年版から新たに規定されている。発注者の条件明示又は受注者が技術提案した項目以外の取り組みであり、現場説明書により地域社会への貢献として評価を希望する場合は、書面により提出できるとされている。(Ⅲ-2-1 現場説明書(創意工夫、イメージアップ等))

○公共建築工事標準仕様書(H31 波下線)

1.3.10 施工中の環境保全等

(1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号。以下「建設リサイクル法」という。)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律48号。以下「資源有効利用促進法」という。)その他関係法令等に定めるところによるに基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け 建設省経建発第3号)に従い踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。

(2) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成しJIS Z 7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う科学製品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

(3) 建設事業及び建設業のイメージアップのために工事期間中は、作業環境の改善、作業工事現場の美化等に努める。<H09 新設>

GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

1.3.11 発生材の処理等(1.1.13<H9>、1.3.8<H16>、1.3.11<H28>)

(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。

なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。(続き→)

VI-2-2) (2) 標準仕様書「1.3.1 発生材の処理等」

発生材の処理は、引き渡し財産の扱いとして1節に記載されていたが、建設副産物対策が主となり、平成16年版から3節工事現場管理に移動している。

また、「①再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について (H22.9)」が厚生労働省、国土交通省、環境省三省から関係団体に出され、再生砕石への石綿含有産業廃棄物（重量の0.1%超えて含有）が混入しないように、解体業者、建設工事の元請事業者、産業廃棄物処理業者に対して、分別解体の徹底、産業廃棄物処理法に基づく保管基準、処理基準の遵守、並びに、労働者の暴露対策の徹底を求めている。

(3) 執務環境その他

「1.4.1 環境への配慮」「1.4.2 材料の品質等」「1.5.9 化学物質の濃度測定」では、地球環境、室内環境対策に関して規定されており、関連して①～④の法令、規定が定められている。

- ①再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について (H22.9)
- ②グリーン購入法「環境物品等の調達に関する基本方針 (H21.2)
- ③合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (H29.5)
- ④官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について (H12.6.7/H15.4.1/H24.4.国営整第4号)

(参考)

1990年代に揮発性有機化合物 (VOC : Volatile Organic Compounds) による室内空気汚染が問題となり、厚生労働省では平成9年に検討会議を開催して同年6月に中間報告で濃度指針値を公表している。平成14年には3000㎡以上の特定建築については、新築や大規模模様替え後に濃度測定を義務付け、平成20年には大規模建築における害虫駆除における総合的有害物質管理によるマニュアルを公表している。

一方、平成15年の建築基準法の改正では、(1)クロロピリホス（防蟻剤）とホルムアルデヒドを使用した建材の使用制限、(2)換気設備装置の義務付け、(3)天井裏の建材の対策が定められている。

- (2) 発生材の処理は、次による。
- (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえに保管する。また、保管したものの調書を作成して監督職員に提出する。
- (ウ) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、する。また、搬入したものの調書を作成して、監督職員に提出する。
- (エ) (ア)及び(ウ)以外のものは全て構外工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等による基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱に従いを踏まえ、適切に処理しのうえ、監督職員に報告する。

1.4.1 環境への配慮<H16版>

- (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料をの選定するように努める。
- (2) 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するし、かつ、石綿を含有しないものとする。
- (3) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。<H19版

1.4.2 材料の品質等

- (3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。<H22版>

1.5.9 化学物質の濃度測定<H16版>

- (1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
- (2) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。
- (3) 測定を実施した場合は、測定結果はを取りまとめ、監督職員に提出する。

VI-2-3) 環境対策関係法令

※環境基本法 H5.11/環境影響評価法 H9.6		
・森林法 S26 ・自然公園法 S32 ・河川法 S39 ・自然環境保 全法 S47	・公害対策基本法 S42 ※騒音規正法 S43 ※振動規正法 S51 ※水質汚濁防止法 S45/H23 改 ※大気汚染防止法 S43 ※土壌汚染対策法 H14/H22 改 ・悪臭防止法 S46 等	循環型社会形成推進基本法 H12 ※資源有効利用促進法 H3/H13 改 ※建設リサイクル法 H12/H26 改 (H8 自主計画 H9 国交省推進計画) ※グリーン購入法 H12 ※廃棄物処理法 S45/PCB 特別置 法 H13/フロン排出抑制法 H25 ※印：公共建築工事標準仕様書に 適用記載

i) 資源の有効な(再資源の)利用の促進に関する法律 (H3/H13 改題)

建設副産物は、右図のように廃棄物処理法による「廃棄物」も含まれており、「建設廃棄物」には廃棄物処理法で定義される「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の両者が含まれている。

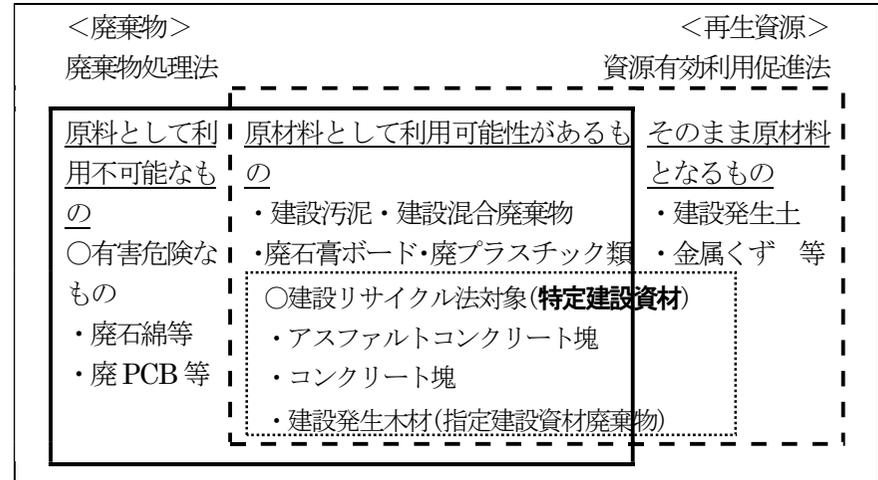
建設業においては、「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」の再生資源の利用を図る「再生資源利用計画」、並びに、右表の「指定副産物」を搬出する場合は「再生資源利用促進計画」を作成して、工事完成後 1 年間保管しなければならない。

ii) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法 H12)

一定規模以上の工事においては、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等と再資源化等の促進することを定めている。ただし、木材については、他の特定建設資材廃棄物に比べて再資源化施設の数が少ないため、「指定建設資材廃棄物」に指定して、工事現場から 50km 以内に内場合等は、縮減（焼却、脱水、圧縮）すれば足りるとしている。(法 16 条)

また、施行規則第 2 条（分別解体等の施工方法に関する基準）では、①事前調査の実施、②解体工事の手順、③解体工事の分別解体等の方法について定めている。

○建設副産物の区分



○再生資源利用計画・再生資源利用促進計画の該当工事

	再生資源利用計画	再生資源利用促進計画
計画作成	次の建設資材を搬入する工事 (1) 1000 m ³ 以上の土砂 (2) 500 トン以上の砕石 /物 (3) 200 トン以上の加熱アスファルト混合	次の指定副産物を搬出する工事 (1) 1000 m ³ 以上の建設発生土 (2) 200 トン以上のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材

○建設リサイクル法の対象工事

工事の種類	規模の基準	工事の種類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80 m ²	建築物修繕・模様替	請負金額 1 億円
新築・増築	延床面積 500 m ²	その他工作物工事	同上 500 万円
建設工事に係る資材再資源化等に関する法律施行規則 (H14.5.30) 第 2 条 (分別解体に係る施工方法に関する基準) 第 3 条 (距離に関する基準)			

iii) 宅地造成規制法改正 (盛り土規制法 R4. 3)

2020 年 7 月の熱海市の土石流災害を受け、盛り土行為を知事の許可制にする「特定盛り土等規制区域制度」の創設、無許可工事の罰則強化、中間検査の導入が行われている。

VI-2-4) 廃棄物処理法

(1) マニフェスト

平成2年の豊島不法投棄問題等の社会的背景を受け、平成3年の産業廃棄物処理法の改正により、特別管理産業廃棄物にマニフェスト制度が導入され、平成9年には全ての産業廃棄物にマニフェスト制度の適用範囲拡大されている。

平成10年から電子マニフェストが開始されており、建設業の利用が全体のほぼ半数を占めている。また、平成29年の改正により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50t以上排出）は3年以内に電子マニフェストの使用が義務付けられることとなっている。

○マニフェストの一般的なフロー 太枠内保存対象 〇は除外

一次マニフェスト			二次マニフェスト			
排出事業者	①排出時 A~E 交付 ⇒	収集運搬業者	②引渡時 B~E ⇒	中間処理業者	収集運搬業者	最終処分業者
A	←A 受領時①			A	←A	
B2	←B2 運搬終了	(B1)	←B1B2 受領時②	B2	←B2 (B1)	←B1B2
		C2	←C2 処分終了時③	C1	C2	←C2 C1
D	←		←D 処分終了時③	D	←	←D
E	←		←E 最終処分 終了確認時④	E	←	←E

①紙マニフェストの交付： 排出事業者は、マニフェスト（7枚複写A・B1・B2・C1・C2・D票・E票）に必要事項を記入し、交付する。廃棄物の引渡し時に、収集運搬業者による署名または押印を得て後、A票を手元に残し、残りのマニフェストを収集運搬業者に渡す。排出事業者はそのA票を5年間保存する。

②運搬終了時： 収集運搬業者は、残りのマニフェストを廃棄物とともに処分業者に渡す。処分業者は所定欄に署名のうえ、B1票B2票を収集運搬業者に返す。収集運搬業者はB1票を自らの控えとして保管し、B2票を排出事業者に送付（10日以内）し、運搬終了を報告する。

③処分終了時： 処分業者は、処分終了後、マニフェストの所定欄に署名し、収集運搬業者にC2票を、排出事業者にD票（最終処分の場合はE票も併せて）を送付（10日以内）し、C1票は自ら保存する。処分（中間処理）業者は受託した産業廃棄物を中間処理した残さ（中間処理産業廃棄物）の最終処分が終了するまでの間E票を保管する。

④最終処分終了時： 処分業者は、自ら交付したマニフェスト（2次マニフェスト）等により最終処分の終了を確認し、保管していた排出事業者のE票に最終処分終了年月日、最終処分の場所を記載の上、排出事業者に返送（10日以内）する。

⑤返送されたマニフェストの確認および保存

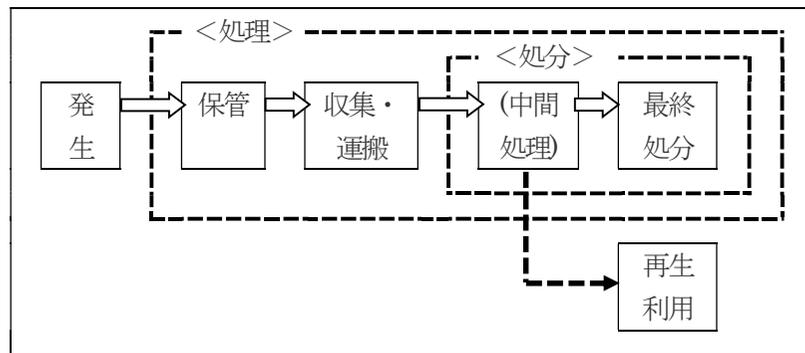
ア.排出事業者による確認： 排出事業者は、A票と収集運搬業者、処分業者から戻ってきたB2票、D票、E票を照合し、適正であることを確認する。

イ.マニフェスト伝票の保存： 排出事業者および処理・処分業者は、上表太枠内のマニフェスト伝票をマニフェストの交付日または送付を受けた日から5年間保存する（法第12条の3第2項(管理表交付者)、9項(運搬受託者)、10項(処分受託者)）。

VI-2-4) (2) 事業者の責務

- ・廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理責任は自治体に、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあると定めている。(法6条の2、11条1項)
 - ・平成22年の改正により、「建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は、発注者から直接工事を請け負った元請事業者である」ことを明確にしている。(法21条の3)
 - ・事業者の処理については、法12条(産業廃棄物)、法12条の2(特別管理産業廃棄物)により、事業場内の保管について省令処理基準が適用され(両条2項)、事業場外で保管する場合は14日以内に都道府県知事に届出しなければならない(両条3項4項)。
 - ・処理を委託する場合、委託基準に従い、収集運搬業者と処分業者と個別に処理委託契約(二者委託)を締結し、契約終了時から5年間保存が義務付けられている。(両条5項)
- また、中間処理を委託した場合であっても、下図のように最終処分終了の確認までを事業者が行うことが努力義務とされた。(両条7項)
- ・特別管理産業廃棄物を生ずる事業所には、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を(12条の2、8項9項)、また、15条1項の処理施設が設置される事業所には産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。(12条8項)

○廃棄物処理フローの概念図 (⇨ 事業者の責任)



○建設副産物の種類と具体例

建設副産物	有価物		スクラップ等(有償売却)
	建設発生土		土砂・土地造成土砂、浚渫土砂
	建設廃棄物	一般廃棄物	事務所ごみ等
		産業廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃油
	特別管理産業廃棄物 (解体共仕5章)	廃酸、廃アルカリ、引火性廃油、特定有害産業廃棄物(廃PCB・石綿・ダイオキシン等)	
	特殊な建設副産物 (解体共仕7章)		フロン(冷凍機器等)、ハロン(消火設備)六ふつ化硫黄(SF6)(ガス絶縁開閉器等)ペルフルオロ(PFOS)(泡消火器)等

○持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

- 目標1 [貧困]、2 [飢餓]、3 [保健]、4 [教育]、5 [ジェンダー]
- 6 [水・衛生]、7 [エネルギー]、8 [経済成長と雇用]、9 [インフラ、産業化、イノベーション]、10 [不平等]、11 [持続可能な都市]、
- 12 [持続可能な消費と生産]、13 [気候変動]、14 [海洋資源]、
- 15 [陸上資源]、16 [平和]、17 [実施手段]

VI-2-4) (3) アスベスト対策

昭和 50 年に石綿含有 5%の吹付けが禁止され、その後耐火被覆材の無石綿が進められ、また、平成元年の大気汚染防止法改正により人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、石綿を特定粉じん指定し規制している。平成 7 年には青石綿、茶石綿及び石綿含有 1%吹付けが禁止されている。平成 16 年には 1%含有製品の使用等が禁止されたが、クボタ尼崎工場周辺住民の健康被害が社会問題となり、平成 18 年には 0.1%含有製品が規制され、建築基準法では増改築時に除去が義務付けられている。

平成 17 年に石綿障害予防規則が新設、平成 21、23、26 年に改正され、レベル 1、2 は、ほぼ同等の規制となり、また、事前調査 (2021.4 全ての解体改修工事)、結果の掲示、労基署事前届出 (2022.4 面積 80 m²以上か 100 万円以上)、特別講習を受講した調査作業主任者の選任 (2023.10) が求められる。

- i) レベル 1 (著しく飛散性が高い) : 石綿含有吹付け材 (含ロックウール、パーライト他)
- ii) レベル 2 (飛散性が高い) : 石綿含有保温材、同耐火被覆材、同断熱材
- iii) レベル 3 (飛散性が比較的低い) : 石綿含有成形板等 (上記以外の石綿含有建材、石綿を重量比で 0.1%を超えるもの)

平成 26 年 6 月施行の大気汚染防止法の改正では、解体工事等の届出者が施工者から発注者へ変更、受注者は調査結果、届出事項を発注者に書面で説明、結果の掲示が定められた。大気汚染防止法及び石綿規則ではほぼ等しい規制があり、令和 2 年の改正によりレベル 1、2 の「特定粉じん排出作業等」に加えて、レベル 3 まで対象が拡大されている。廃棄物処理法では、レベル 1、2 の作業によるものは特別管理産業廃棄物となる「廃棄物等」、レベル 3 の廃棄物は「石綿含有産業廃棄物」と定められている。また、「建設アスベスト集団訴訟」で最高裁が令和 3 年 5 月に国や建材メーカーの賠償責任を認め、国と原告団、弁護団の和解により 6 月に建設アスベスト給付金法が成立している。

なお、建設工事公衆災害防止対策要綱 H5 で第 41 項アスベスト対策が規定されていたが、令和元年 9 月の改定で法令によるとして削除されている。

	労働安全衛生法 石綿障害予防規則等	大気汚染防止法 (大気)、廃棄物処理法 建築基準法 (建)
1975	S50 含有 5%吹付け禁止	S55 ロックウール無石綿化(業界規制)
1987		S62 アスベスト使用耐火構造除外 (建)
1995	H07 青石綿、茶石綿使用 ・含有 1%吹付け作業禁止 除去作業事前届出義務	H01 特定粉塵指定 (大気) H03 特別管理産業廃棄物 H09 建築物解体の事前届出 (大気)
2004	H16 含有 1%以上製品 使用禁止	
2005	H17.2 石綿障害予防規 則新設・施行	H17.6 クボタ旧工場周辺住民被害報道、 H18.3/H23.8 石綿健康被害救済法施行
2006 H18	労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法 (石綿 0.1%以上含有に規制拡大)、建築基準法 (石綿 0.1%以上含有製品使用禁止、増改築時における除去義務付)	
2014 H26.6	大気汚染防止法 : ①特定粉塵排出作業届出を発注者に変更②受注者による調査結果及び届出事項説明、結果掲示③作業基準の強化	
2020	R2.5 大気汚染防止法改正 : 石綿規則レベル 3 を規制対象に追加	
2021	R3.5 最高裁、国・建材メーカー責任 R3.6 建設アスベスト給付金法	
○石綿障害予防規則 (H22.3/H23.8/H26.6/R2.10) ○石綿技術指針 (H24.5/H26.6) ○石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル (H25.3/H26.3/H28.3/H29.3) ○建築物の解体等にかかる石綿飛散防止対策マニュアル (大気 H18.3/H23/H26.6) ○石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 2 版 (廃棄 H23.3) ○建築物石綿含有建材調査者制度 (建 H25.7) アスベスト調査マニュアル (建 H26.11)		

VI-3) 解体工事 VI-3-1) 解体工事の動向

2003	H15.7 解体工事ガイドライン	H15.03 富士市外壁落下事故
2006	H18 建築物解体工事共通仕様書 (H24/H31 改)	H22.10 岐阜市外壁倒壊事故 H29.1 福岡県外壁倒壊

① 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害対策に関するガイドライン (H15.7.3 国土交通省総合政策局長、住宅局長) 以下「解体工事ガイドライン」

② 建築物の解体工事における安全確保について (H22.10.20 建設業課長、H29.1.26 国土建 398 号)

③ 建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について (H22.10.20 建築指導課長)

(1) 安全対策の動向

平成 15 年の富士市の外壁落下事故を受けて、①「解体ガイドライン」が国土交通省総合政策局長、住宅局長より通知されている。さらに、②平成 22 年の岐阜市外壁倒壊事故を受けて、建設業課長から関係団体に再度ガイドラインを通知するとともに、③建築指導課長から特定行政庁に対して、建築基準法 15 条の規定による建築物除却届の届時に建築基準法 90 条 (工事現場の危害の防止) 等の法令遵守及び解体ガイドライン等に基づく危害防止対策の指導を求めている。解体工事ガイドラインの 5 項では、「受発注者は施工計画の必要性及び過失責任を認識すること」と記載されており、参考事例の広島新交通システムの事故 (VI-1-1) のように、発注者も刑法や民法上の責任を問われるおそれがあることを認識しなければならない。

公共建築工事では平成 18 年に「建築物解体工事共通仕様書」が制定され、平成 24 年には廃棄物処理法、石綿障害予防規則等の改正を受けて改定されている。

(2) 解体工事業の追加 (建設業法改正 H28.6)

重大事故の発生、廃棄物処理等環境対策の複雑化、解体工事技術の専門化、並びに、施設の老朽化に伴う解体工事の増加が予想されるため、平成 26 年の建設業法の改正により建設業許可業種として従来の「とび・土工」から新たに

○解体工事ガイドラインの構成

1. 事前情報の提供収集と調査の実施による施工計画の作成 (発注者による情報提供、受発注者は余裕のある工期、適正コストを設定すること)
2. 想定外の状況への対応と技術者等の適正な配置
3. 建築物外周の張出し部、カーテンウォール等外壁への配慮
4. 増改築部への配慮
5. 大規模な建築物への配慮 (受発注者は施工計画の必要性、過失責任を認識すること)
6. 建築物の設計図書等の保存

(参考) 解体工事事事故事例

1. 静岡県富士市ビル解体現場事故 (H15.03.14)

静岡県富士市の 7 階建てビル解体現場において、5 階張り出し部分の鉄筋コンクリートの外壁の一部が県道に落下して乗用車 2 台が下敷きとなり、車内で 2 名死亡 2 名負傷、作業員が 2 名死亡している。

2. 岐阜市工場解体現場事故 (H22.10.14)

岐阜市のステンレス工場解体現場で、高さ 11m、幅 18m の山型の外壁が市道に倒れ、自転車通行中の高校生が下敷きとなり、死亡している。必要な鉄骨解体ではなく、鉄筋コンクリート造解体の資格者となっていた。

2. 福岡県外壁倒壊事項 (H29.1.25)

福岡県内店舗付住宅解体中、重機のハサミで梁を固定したが、柱のガス切断中にハサミから梁が外れて倒壊した。ガス切断中に重機は無人で、重機以外で梁の固定を実施していなかった。

「解体工事」を独立して追加している。平成 28 年 6 月の施行にあたり主任技術者の資格要件 (改正省令第 7 条の 3) として、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士を認めている。

VI-3-1) (3) 解体工事業登録 (建設リサイクル法 H12.5)

平成 12 年制定の建設リサイクル法 21 条により、建設業許可のない者が建設業許可を必要としない解体工事を行う場合、都道府県知事に登録しなければならない。また、31 条により、解体工事業者は省令 (国土交通省省令第 92 号 H13.5.18) 第 7 条で定める基準に適合する者 (以下、技術管理者) を選任し、解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。

資格として該当の施工管理士、技術士、建築士、技能士資格、及び一定の実務経験者の他、国土交通大臣登録講習及び試験の実施機関である (公社) 全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技士試験」の合格者を認めている。また、本団体による登録講習受講者については必要実務経験年数を 1 年短縮している。

○建設リサイクル法 (H12/H23)

第 2 1 条 (解体工事業者の登録) 解体工事業を営もうとする者 (建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。) は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 (以下、略)

第 3 1 条 (技術管理者の設置) 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの (以下「技術管理者」という。) を選任しなければならない。

第 3 2 条 (技術管理者の職務) 解体工事業者は、その請け負った解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。 (以下、略)

建設業法施行令 第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事にあつては 1500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 m² に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては 500 万円に満たない工事とする。

VI-3-2) 建築物解体工事共通仕様書(H18/H24/H31/R4)

1 章 一般共通事項	5 章 特別管理産業廃棄物の処理
2 章 仮設工事	6 章 アスベスト含有建材の除去及び処理
3 章 解体施工	7 章 特殊な建設副産物の処理
4 章 建設廃棄物の処理	

(1) 建築物解体工事共通仕様書 (H24 版) (略称: 解体共仕)

解体工事では、新築工事における騒音・振動、建設副産物対策の他、アスベストや特殊な廃棄物処理等の対策が重要となる。解体工事共通仕様書では、6 章にアスベスト処理、4、5、7 章で廃棄物等の処理を定めている。また、1 章一般共通事項では、標準仕様書における材料や品質管理に関する項目を削除するとともに、4 章施工調査の新設、並びに、1 章では次のような廃棄物処理の体制等を追加している。

- ・ 1.3.1 施工管理: (c)建設リサイクル法に定められた技術管理者資格の確認
 - ・ 1.3.2 責任者: (1)建設副産物対策責任者の設置 (建設副産物要綱 2 章第 6) (2)特別管理産業廃棄物管理責任者の資格 (排出する場合) (3)産業廃棄物処理責任者の設置 (廃棄物処理法 12 条の 6、15 条第 1 項)
 - ・ 1.3.5 施工条件: (b)車両、資機材置場は特記がなければ敷地内
 - ・ 1.3.6 施工中の安全: (f)立入禁止区域、(g)安全巡視
 - ・ 1.3.10 発生材の処理: (1)引渡し要するものは金属類及び PCB 含有物
 - ・ 1.3.11 近隣との折衝: 標準仕様書 1.3.7(f)を分離
 - ・ 4 章施工調査: 1.4.1 施工計画調査、1.4.2 施工数量調査
 - ・ 1.5.2 施工の確認報告: 3.2.1 事前措置、3.3.1 解体手順の各段階完了時
- この他、1.2.2 施工計画書、1.3.7 交通安全管理、1.3.9 施工中の環境保全等では、解体工事に限定した記載になっている。

Ⅶ. 工事監理業務

Ⅶ-1-1) 国土交通省告示等

建築基準法、建築士法 国土交通省告示 8 号(R6.1.9)<98 号(H31)<15 号(H21)<1206 号(S54) 技術的助言国住指 307 号(R6)<3418 号(H31)<3932 号(H21) 工事監理ガイドライン(H21.9)、基礎ぐい工事における工事監理 GL (H28.3.4)、賃貸共同住宅に係る工事監理 GL(R1.10.1) ○告示 670「建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準」(H27.5.25)
① 官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領 R6.1<H31.1<H21.4 ② 公共建築の工事監理等業務委託マニュアル H28.6 (H15.5)

工事監理者については、建築基準法及び建築士法(Ⅶ-1-1)に定められており、建築士法による工事監理者の法定業務は、告示別添一「第2項 工事監理に関する標準業務(4)(5)(6)」に該当し、不履行の場合は法律に基づき処罰される。

「(4)工事と設計図書との照合及び確認」については、業務の具体的な方法を提示した「工事監理ガイドライン」が定められている。その他の業務については、工事監理業務契約に基づき債務不履行として賠償請求等が求められる。

また、建築士法第 25 条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の報酬を算定する基準が告示により示され、平成 21 年に耐震偽装問題を受けて従来の告示 1206 号(S54)に代えて告示 15 号(H21.1.7)が制定されている。主な改正点として、

- ・標準業務量について、工事費ではなく、床面積別に表示(別表三)
- ・建築各分野の専門性を高めるため、総合(意匠並びに意匠、構造及び設備業務の取りまとめ業務)、構造、設備の業務量を新たに区分(次々頁)
- ・告示第 1206 号では工事監理に含まれていた設計意図の伝達業務を告示別添一第 1 項「三、工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」として、設計者の業務に位置付け

平成 26 年の建築士法改正により、本基準に準拠して適正な代金で契約を締結することを努力義務としている。(建築士法第 22 条の 3 の 4)

監理者の業務				
告示第				
別添一 第 2 項 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務			別添四	告示に含まれない業務
一 工事監理に関する標準業務		二その他の標準業務	別添一第 2 項標準業務及びその他標準業務に付随して実施される業務	
項目 (1)~(3)	建築士法による 工事監理者の法定業務			項目 (1)~(7)
	項目(4) (建築士法 2 条 8 項 に対応) 工事監理	項目(5) (建築士法 18 条 3 項 に対応)	項目(6) (建築士法 20 条 3 項 に対応)	

(4)工事と設計図書との照合及び確認 ▼ 工事監理ガイドラインの対象範囲	工事施工者の行う工事が設計図書のないように適合しているかについて、設計図書の定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
--	---

平成 31 年の告示 98 号の主な改正点

- ・標準業務に付随する追加的業務の明確化
- ・基本、実施設計を別主体へ発注する際の扱い(比率、増加業務)
- ・業務実態を踏まえ略算表を刷新(対象規模拡大、経費率 1.1)
- ・総合・構造・設備業務算定の難易度係数設定、複合建築の算定事例

令和 6 年の告示 8 号の主な改定

- ・略算法の建物 21 種類の業務量のうち 14 種類を見直し
- ・複数の難易度係数は掛け算で算出
- ・複合建築物の複合化係数の算定方法を単純合算法に一本化

○国土通省告示 98 号(H31.1.21) (別添一：標準業務等 (抜粋))

1 設計に関する標準業務					
一 基本設計に関する標準業務 イ業務内容 ロ成果図書					
二 実施設計に関する標準業務 イ業務内容 ロ成果図書					
三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務					
(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等					
(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等					
2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務		官庁施設設計料算定基準 対象外業務細分率 H31			
一 工事監理に関する標準業務		告示：業務細分率		対象外率	
(1)工事監理方針の説明等		総合	構造	設備	H31(H21)
(i)工事監理方針の説明		0.02	0.01	0.02	—
(ii)工事監理方法変更の場合の協議		0.01	0.01	0.01	—
(2)設計図書の内容の把握等の業務					
(i)設計図書の内容の把握		0.08	0.08	0.08	0.01(0.13)
(ii)質疑書の検討		0.08	0.09	0.07	0.02(0.12)
(3)施工図を設計図書に照らして検討及び報告する義務					
(i)施工図等の検討及び報告		0.19	0.19	0.20	—
(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告		0.06	0.04	0.06	—
(4)工事と設計図書との照合・確認 2条8号		0.15	0.22	0.18	—
(5)同上の結果報告等 18条3号		0.07	0.07	0.06	0.01(0.1)
(6)工事監理報告書の提出 20条3号		0.07	0.05	0.06	0.00(0.04)
二 その他の標準業務					
(1)請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02	0.02(1.00)
(2)工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03	—

(3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	0.07	0.05	0.07	—
(4)工事と請負契約との照合、確認、報告等				
(i)工事と請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02	0.00(0.02)
(ii)請負契約書に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03	0.01(0.05)
(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00	—
(5)工事請負契約の目的物の引渡しの立会	0.02	0.02	0.02	0.02(1.00)
(6)関係機関の検査の立会い等	0.04	0.03	0.04	0.00(0.09)
(7)工事費支払いの審査				
(i)工事期間中の工事費の支払請求の審査	0.02	0.02	0.02	0.02(1.00)
(ii)最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	0.01(1.00)
別添二 (建築物の類型) 一物流施設～十五その他の戸建住宅 第1類：標準的なもの 第2類：複雑な計算等を必要とするもの				
別添三 (標準業務人・時間) 別表1の1から別表15、割増係数				
別添四 別添一第1項第2項の標準業務及びその他の標準業務に付随して実施される業務 (標準業務に付随する追加的な業務)				

○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」(R6/H31.1/H21.1)

平成 21 年に「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」が制定されており、設計業務等の報酬基準は告示と同じ内容であるが数式によって連続的に示されている。また、改修工事の業務量算出方法が示されている他、監督職員が行う業務については、対象外業務率を設定して削減している。

平成 31 年に告示に合わせて改定されており、工事監理業務に関する対象外業務細分率は大幅に低減された他、主な改定内容は次のようになっている。

- ・改修設計の業務量算定方法の見直し
- ・業務細分率の区分を床面積から総合・構造・設備別に変更
- ・経費の見直し (積算業務、諸経费率、技術料等経费率)

VII-1-2) 工事監理ガイドライン

標準業務の業務量算出については、告示別添二の建築物の類型毎に、別添三の別表から簡便に算出することができる。公共工事においては、標準業務のうち発注者が自ら行う業務については業務量から除外する。(前頁「業務細分率に対する業務委託対象外の割合」による。)

工事監理ガイドラインは、「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的な方法」について具体的に例示することを目的とされている。

○工事監理ガイドライン

1. ガイドラインの目的 2. 用語の定義
3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法
 - (1) 基本的な考え方: 工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により行う。
 - (2) 具体的な方法等: 工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。
 - ⑤立会い確認: 原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおり実施されていると確認された(以下「合格した」という。)工程(当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。)については、抽出による確認を実施する。
 - ⑥書類確認: 原則として、施工の各段階でその段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降合格した工程は抽出による確認を実施する。
 - ⑦抽出による確認: 立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内

容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

- (3) 記録の整備: 工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築士法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

- (1) 確認項目及び確認方法の例示一覧: 確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。

- (別紙1) 非木造建築物 建築工事 (別紙2) 同・電気設備工事
 (別紙3) 同・給排水衛生設備工事・空調換気設備工事
 (別紙4) 同・昇降機等工事
 (別紙5) 戸建木造住宅

- (2) 留意事項 ①「一般共通事項」②「確認項目」欄③「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。

(参考) 賃貸共同住宅に係る工事監理 GL(2019. 10. 1)

○レオパレス21: 平成30年5月に屋根裏界壁未設置や天井せつこうボード一重張りなどの建築基準法違反38件、平成31年1月には1324棟(1996～2001築)が発覚し、国交省の外部有識者検討会が2019年8月に最終報告をまとめている。(R1.10 賃貸住宅監理 GL 制定) また、2019年12月13日に管理建築士3名、2020年9月8日に工事監理者3名の一級建築士免許取り消しの懲戒処分がなされている。

○(株)武地所: 2021年4月に東京都八王子市の賃貸アパートで、外階段が崩落して住人女性が転落死し、業務上過失致死容疑で捜査中に破産

Ⅶ-2-1) 工事監理業務委託契約書

下線は R02 に表題、内容に変更あり

(民間工事)	(公共建築工事)
四会連合協定建築設計・建築監理業務委託契約約款 (H11)	建築設計業務委託契約書(H10) 公共建築業務委託共通仕様書(H15)
(1)建築設計・建築監理業務委託契約書	建築設計業務その2特記仕様書(設計意図伝達)
(2)建築設計業務委託契約書	建築工事監理業務委託契約書 (H13)
(3)建築監理業務委託契約書	建築工事監理業務委託共通仕様書 (H13)

国土交通省では、インハウス設計、工事監理が永く行われてきたが、つくば研究学園都市建設では民間活用が広く行われ、また、国の機関移転の整備事業に伴い平成10年以降は、設計については原則として民間委託が行われている。

しかしながら、工事監理業務委託については契約図書が未整備であり業務委託は進まず、業務委託する場合でも建築基準法上の工事監理者の届け出は発注者や設計者の場合が混在した状況であった。このため、平成13年に「建築工事監理業務委託契約書」が整備され、原則として業務委託を前提したが、当初は工事監理補助者としていた。その後、耐震偽装問題を受けて工事監理者の責任を明確にするため業務受託者を建築基準法上の工事監理者としている。また、国土交通省では随意契約理由のあるものを除き、設計者とは異なる第三者が工事監理を行うこととしているため、工事施工期間中に設計者が行うべき「設計意図伝達業務」については「建築設計その2業務委託」として工事期間中に設計者と契約しなければならない。

一方、民間工事では、設計と工事監理業務を同一者に委託することが多いため、「四会連合協定建築設計・建築監理業務委託契約約款 (H11.10.1)」が作成されており、設計と工事監理を一体又は分離する場合の契約書(1)~(3)と併せて用いることとされている。

また、公共の設計及び工事監理契約書では25年版、民間約款では27年版から、「甲、乙」の表現から「委託者、受託者」に変更され、2020年4月には民法改正に伴う改正が行われている。

四会連合協定建築設計・建築監理業務委託契約約款 (R2.4/H27)	
01. 総則/02. 協議の書面主義	17. <u>業務A</u> における矛盾等の解消
03. 業務に係る情報提供等	18. 受注者の請求による <u>業務A</u> の履行期間の延長
04. 成果物の説明提出	19. <u>業務B</u> 報酬の支払い
05. 業務工程表の提出	20. 監理業務報酬の増額
06. 監理業務方針の説明等	21. 受注者の債務の不履行責任
07. 権利・義務の譲渡等の禁止	22. 発注者の債務の不履行責任
08. 秘密の保持	23. 成果物の内容に <u>契約不適合があった場合</u> の受注者の責任
09. 著作権の帰属	24. <u>業務A</u> における発注者の中止権
9-2. <u>意匠権の登録等</u>	25. <u>業務A</u> における受注者の中止権
10. 著作物の利用	26. <u>委託者の解除権の行使</u>
10-2 <u>意匠権の利用等</u>	26-2. <u>受託者の解除権の行使</u>
11. 著作人格権の制限	27. <u>解除後の取扱い</u>
12. 著作権・ <u>意匠権</u> の譲渡禁止	28. 保険
13. 著作権等の保証	29. 紛争の解決
14. 再委託	30. 契約外の事項
15. 受託者の説明・報告義務	<u>業務A</u> ：設計業務、調査・企画業務
16. 設計業務委託書の追加、変更等	<u>業務B</u> ：設計業務、監理業務、調査・企画業務
16-2監理業務委託書/16-3設計・監理業務委託書/16-4調査・企画業務委託書	

(参考) 建築家賠償責任保険等

建築士法第24条の6(書類の閲覧)で、建築士事務所の賠償責任能力に関する情報開示が義務付けられ(2006.12.20改正)、第24条の9(保険契約の締結等)では、「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化(2015.6.27)」が新たに規定されている。保険には、JIA・建築家賠償責任保険、日事連・建築士事務所賠償責任保険、日本建築士会連合会・建築士賠償責任補償制度があり、補償事例が各ホームページに掲載されている。

VII-2-2) 工事監理業務委託契約書 (公共)

工事監理業務契約書では「33条 債務不履行の責任」により受注者が契約に違反した場合、「役務契約」として賠償請求を求めている。33条2項では、「26条 検査引渡し」、「28条 部分払」の検査に合格した場合でも受注者は責任を免れるものではないとし、同条3項では受注者の故意又は重大な過失による違反についての請求期間は10年間としている。

一方、設計業務については「請負契約」ではなく「委任契約」とする立場が存在するが、従来、設計業務契約書では工事請負契約と同じく「40条 瑕疵による責任」を定めていたが、民法の改正により共に「46条 契約不適合責任」に改定され、重大な過失等の場合は民法の定めによると改定されている。

公共建築設計業務委託契約書 R2.4/H31.3/H28.3	建築工事監理業務委託契約書 (公共) R2.4/H31.3/H28.3
01. 総則02. 指示等及び協議の書面主義 03. 業務工程表の提出04. 契約の保証 05. 権利義務の譲渡等の禁止 06. 秘密の保持 07. 著作権の帰属08. 著作物等の利用の許諾09. 著作者人格権の制限0. 著作権等の譲渡禁止11. 著作権の侵害の防止 12. 一括再委託等の禁止 13. 特許権等の使用 <u>14. 意匠の実施の承諾等</u> 15. 調査職員/16. 管理技術者 17. 管理技術者等に対する措置請求 18. 履行報告/19. 貸与品等	01. 総則02. 指示等及び協議の書面主義 03. 業務計画書の提出04. 契約の保証 05. 権利義務の譲渡等 06. 秘密の保持 07. 一括再委託等の禁止 08. 調査職員/09. 管理技術者 10. 管理技術者等に対する措置請求 11. 履行報告/12. 貸与品等
20. 設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務 21. 条件変更等22. 設計仕様書等の変更 23. 業務の中止 24. 業務に係る受注者の提案	13. 工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任 14. 条件変更等15. 工事監理仕様書等の変更 16. 業務の中止 17. 業務に係る受注者の提案

<u>25. 適正な履行期間の設定</u> 26.受注者の請求による履行期間の延長 27.発注者の請求による履行期間の短縮 28. 履行期間の変更方法 29. 業務委託料の変更方法等 30.一般的損害31.第三者に及ぼした損害 32. 業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更	<u>18. 適正な履行期間の設定</u> 19. 受注者請求による履行期間延長 20.発注者請求による履行期間短縮等 21. 履行期間の変更方法 22. 業務委託料の変更方法等 23. 一般的損害24. 第三者に及ぼした損害 25. 業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更
33. 検査及び引渡し34.業務委託料の支払 35. 引渡し前における成果物の使用 36. 前金払37. 保証契約の変更 38. 前払金の使用等 39.部分払40.部分引渡し 41.債務負担行為に係る契約の特則 42.同・前金払の特則43.同・部分払の特則/44.第三者による代理受領 45. 前払金等の不払いに対する受注者の業務中止	26. 検査及び引渡し27. 業務委託料の支払 28. 部分払 29.債務負担行為に係る契約の特則 30.債務負担行為に係る部分払の特則 31. 第三者による代理受領 32.部分払金の不払いに対する受注者の業務中止
<u>46. 契約不適合責任</u> <u>47. 発注者の任意解除権</u> <u>48.発注者の催告による（49.催告によらない）解除権/50. 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限</u> <u>51.受注者の催告による解除権</u> <u>52. 受注者の催告によらない解除権</u> <u>53. 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限</u> <u>54.解除の効果/55.解除に伴う措置</u> <u>56.発注者の損害賠償請求等</u> <u>57.受注者の損害賠償請求等</u> <u>58.契約不適合責任期間等</u> /59.保険 60. 紛争の解決/61.情報通信の技術を利用する方法/62. 契約外の事項	<u>33. 債務不履行に対する受注者の責任</u> <u>34. 発注者の任意解除権</u> <u>35.発注者の催告による（36.催告によらない）解除権/37.発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限</u> <u>38.受注者の催告による解除権</u> <u>39.受注者の催告によらない解除権</u> <u>40. 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限</u> <u>41.解除の効果/42.解除に伴う措置</u> <u>43.発注者の損害賠償請求等44.談合等不正行為があった場合の違約金</u> <u>45.受注者の損害賠償請求等/46.保険</u> 47. 賠償金等の徴収48. 紛争の解決/49. 情報通信の技術を利用する方法/50. 契約外の事項

VII-3-1) 公共工事の工事監理

(1) 第三者工事監理

国土交通省官庁営繕部では、原則として設計した建築士事務所と異なる事務所に工事監理業務を委託する（第三者工事監理）が、「告示別添一第1.三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務」については、「建築設計業務その2」として設計者と随意契約を行うこととしている。ただし、特殊工法の施設など合理的な理由のある施設については随意契約とすることができる。

また、公共工事の工事監理業務では、告示の工事監理業務のうち①品質管理に関する部分については業務委託を行うが、②契約管理に関する部分及び会計法に基づき発注者として行うべき業務については、監督職員が行うこととして区分している（右図）。

第三者工事監理の発注にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

i) 工事監理業務内容の検討

- ・設計図書との照合(インスペクト)に限定するのか。
現場総合調整業務、設計者及び設計変更調整、設計変更図作成の実施
- ・意図伝達業務との区分
入居者説明による設計図書訂正、設計未了部の設計（概数発注部分）

ii) 工事監理業務料の検討

- ・業務料の拡大（旅費、変更作業等の計上）
- ・業務料の限定（業務内容の限定、地域事務所の活用）

iii) 業務契約方針の検討

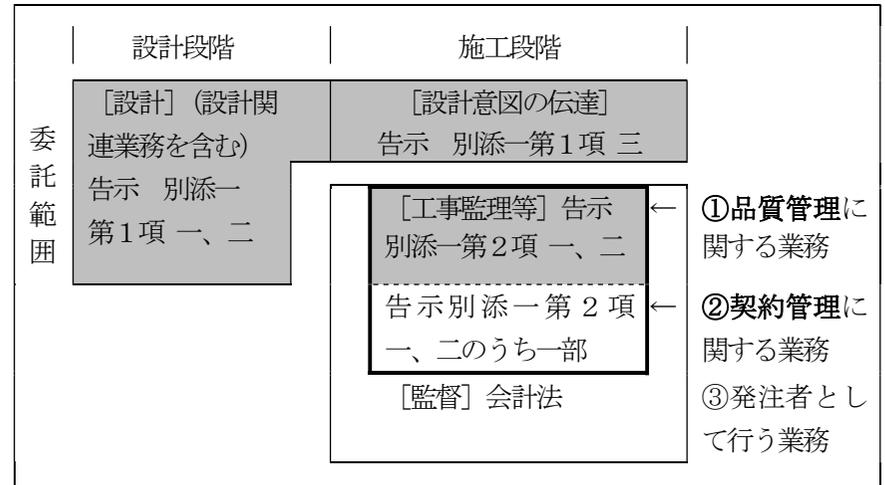
- ・地域を重視した小規模事務所か、技術力を重視した大規模事務所か
現場監理回数の設定、技術者要件の設定、技術力の確認方法
- ・多様な契約方式の活用（小規模随意契約、技術提案方式の活用）

(2) 「公共建築の工事監理等業務委託マニュアル」

全国営繕主管課長会議では「公共建築の工事監理業務委託に関する検討について」を行い、右頁の資料を公開している。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000067.html

○工事監理業務と監督業務



○第三者工事監理関連業務発注工程

	1	2	3	4
基本実施設計	[Progress Bar]			
意図伝達 (設計変更)			[Progress Bar]	
(設計未了部)			[Progress Bar]	
工事監理			[Progress Bar]	
工事発注			[Progress Bar]	

○建築工事監理等業務委託の進め方／公共建築の工事監理等業務委託マニュアル (案) (H15.5/H22.5/改定 H28.6)

目次	6. 工事監理業務の範囲
1. 背景・目的/2. 定義	7. 工事監理業務の委託方式
3. 工事監理方式の種類	8. 予定価格/9. 支払関係
4. 工事監理業務の委託と建築基準法第5条の4第4項に基づく「工事監理者」の定めの関係について	10. 成績評定
5. 第三者監理方式の適用	11. 工事監理業務の進め方
	12. その他
	<別添>資料 (契約書、仕様書等)

Ⅶ-3-2) 工事監理業務委託契約の関係者

	発注の 契約者	権限の 委任者	受注の 契約者	権限の 委任者	その他技術者
建築設計・監理業務 委託契約約款(民間)	委託者	—	受託者	—	—
建築工事監理業務委 託契約書(公共)	発注者	調査職員 (8条)	受注者	管理技術者 (9条)	主任技術者 担当技術者
建築設計業務委託契 約書(公共)	発注者	調査職員 (14条)	受注者	管理技術者 (15条)	主任技術者 担当技術者

() 内の数字は契約書の条番号

(1) 監理業務委託契約の関係者

民間の発注者は建築工事に関する知識が少なく、設計と監理業務一式を同じ設計者に発注することがあるため、契約書の基となる「建築設計・監理業務委託契約約款(四会連合)」が制定されており、また、当事者による協議が前提で権限の委任者は規定されていない。

公共工事の建築工事監理(及び建築設計)業務の受発注者の契約者は公共機関や会社の長になるため、工事請負契約における「監督職員」、「現場代理人」と同様に、発注者及び受注者の権限の委任者として「調査職員」及び「管理技術者」を契約書に定めている。

(2) 調査職員(第8条)

- i) 1項の調査職員の通知、2項の委任権限、3項の2名以上の調査職員の分担権限の通知、及び4項の書面による指示、承諾については、工事請負契約の「9条監督職員(Ⅱ-3-2)」の規定と同様の規定となっている。
- ii) 5項の監督職員を経由しない書面については、「建築工事監理業務委託共通仕様書」に定められており、右表のように、支払い請求、措置請求等に関する書類となっている。
- iii) 設計業務契約書14条の調査職員も同様の規定になっている。

(3) 管理技術者(第9条)

- i) 1項の管理技術者の通知、3項の委任権限、4項の委任権限の変更に関する規定については、工事請負契約の「10条現場代理人(Ⅱ-2-1)」と同様の規定になっている。
- ii) 2項では、監理業務の管理技術者と設計業務の管理技術者は同一であってはならないとしている。国土交通省官庁営繕部では、監理業務は設計業務と異なる第三者への委託を前提としているが、特殊な工法による施設等については設計者と随意契約を行う場合がある。このような場合には、設計者とは異なる観点から施工品質を監理するため、設計業務と異なる管理技術者を配置しなければならない。

建築工事監理業務委託共通仕様書(H27.10.28国営整第172号)

第3章業務の実施(3.3提出書類) 1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

VIII. 工事関係者の関係法令

VIII-1) 技術者の資格 VIII-1-1) 工事監理者と建築士

契約名	資格者	根拠法律
(a)建築設計業務委託	1級建築士	建築基準法第5条の4第1, 2, 3項
(b)工事監理業務委託	2級建築士	建築基準法第5条の4第4項
	木造建築士	建築士法第2条第7項

建築基準法第5条の4第1, 2, 3項により、1級建築士、2級建築士、木造建築士によらなければ設計できない建築物、及び構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士が設計又は確認すべき建築物が定められており、建築基準法第5条の4第4項により、建築主は、適合する資格（1級、2級、木造建築士）を有する工事監理者を定めなければならない。

建築士法上の工事監理者の法定業務は次の3項目であり、適切に行われな
い場合は建築士法の処分対象になる。一方、建築士法21条に規定するその他
の業務については、業務仕様書により債務不履行が問われる。

- ① 建築士法2条7項：「工事監理」
- ② 建築士法18条3項：「工事と設計図書との照合及び確認結果の報告等」
- ③ 建築士法20条3項：「工事監理報告書の提出」

なお、若手建築士人材の安定的な確保に向けて建築士法が改正され、従来の受験要件の実務経験が免許登録要件に変更されている。(H30.12.14)

(参考) 偽装請負

元請負者から施工図の作成業務を受注した設計事務所が、さらに再委託した場合、請負や業務委託であって派遣契約と異なり、元請負者と再委託先の労働者の間に指揮命令関係が生じない。このため、設計事務所や再委託先の社員が現場に常駐せず、元請負者の社員が再委託先の労働者に図面修正箇所などの業務内容を詳しく指示して仕事を進めた場合、職業安定法44条で禁止する労働者供給に当たり、派遣者保護法に違反する。

○建築士法

第2条8項 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。

第18条3項 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに工事施工者に注意を与え、工事者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

第20条3項 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、建設省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

第21条 建築士は、設計及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理等業務を行うことができる。

○建築士の種類別の業務範囲 (出典；公財) 建築技術教育普及センターHP)

延べ面積 S (㎡)	木造			木造以外		全ての構造 高さ>13m 又は 軒高>9m
	高さ≤13m かつ軒高≤9m	同左		同左		
	階数1	階数2	階数3 以上	階数2 以下	階数3 以上	
S ≤ 30	A		C	A		D
30 < S ≤ 100	B			A		
100 < S ≤ 300	B			A		
300 < S ≤ 500	B		A			
500 < S	一般	C		A		D
≤ 1000	特定	C		A		
1000 < S	一般	C		A		D
	特定	C		A		

A：だれでもできる B：一級建築士、二級建築士、木造建築士
C：一級建築士又は二級建築士 D：一級建築士でなければならない
※：特定とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オデイトリウムを有する集会場、百貨店をいう。

Ⅷ-1-2) 監理技術者、主任技術者

(1) 建設業法と技術者制度

通称	元請	一次下請	二次下請	三次下請
発注者	請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人 元請負人	下請負人
建設業	建設工事の完成を請け負う営業をいう			
建設業者	許可を受けて建設業を営む者をいう			
建設業を営む者	許可業者と許可を受けないで建設業を営む者を合わせた総称			
発注者	建設工事（他の者から請け負った者を除く。）の注文主			
元請負人	下請契約における注文者で建設業者			
下請負人	下請契約における請負人（建設業を営む者）			

i) 建設業法の用語

建設業法では、上図のように最下位下請以外の建設業者も元請負人としての責務が問われる。(第2条)

許可建設業種は29工種定められており、許可業種以外の工事は請負ことができない。(第3条) 許可の適用除外工事として、①軽微な工事(第3条)、②附帯工事(第4条)が定められている。

特定建設業以外は、総額4000万円(建築一式工事6000万円)以上を下請契約することはできない。

ii) 技術者制度(第4章「施工技術の確保」25条の27~27条の22)

一般及び特例建設業の許可要件(第7、15条)に、営業所ごとに専任の技術者を置くことが定められている。

26条に定める監理技術者、主任技術者については、「制度運用マニュアル」に、設置条件、雇用関係との詳細が解説されている。

建築一式工事に含まれる専門工事、又は許可を受けた建設業に係る附帯工事を自ら施工する場合、当該専門工事に関して主任技術者の資格を有する者を置かなければならない。(26条の2)

○建設業許可と技術者制度

	特定建設業*1	一般建設業	
下請契約金額総額(建築一式工事)	4000万円以上 (6000万円以上)	4000万円未満 (6000万円未満)	4000万円以上 は契約不可
営業所専任技術者	A		B
工事現場の技術者	監理技術者(等)	主任技術者	主任技術者
A、監理技術者(特例監理技術者)	1級国家資格者、国土交通大臣認定者(指定建設業*2)、実務経験者(*2以外)		
B、主任技術者	1級2級国家資格者、実務経験者、及び登録基幹技能者講習終了者(H29.11.10告示改正)		
*1 特定建設業	総額4000万円以上を下請契約して工事を施工する者		
*2 指定建設業 令第5条の2	法第15条第2号に基づき政令で定める建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の7工種)		
許可不要	・建築一式工事1500万未満又は木造住宅延面積が150㎡未満の工事(主要構造部が木造で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供すもの。)、建築一式工事以外500万未満		
・軽微な工事3条			
・附帯工事4条	・主たる建設工事に附帯する従たる建設工事		

○監理技術者制度運用マニュアル(R2.9.30最終)

目次	(4) 監理技術者等の雇用関係
1 趣旨	①雇用関係
2 監理技術者等の設置	②直接的な雇用関係
(1) 工事外注計画の立案	③恒常的な雇用関係
(2) 監理技術者等の設置	④持株会社化等による雇用
①設置の考え方	3 工事現場における専任
②共同企業体での設置	4 資格者証と講習修了証携帯
③主任技術者からの変更	5 施工体制台帳の整備と 施工体系図の作成
④途中交代	6 工事現場への標識の掲示
⑤営業所技術者との関係	7 建設業法の遵守
(3) 監理技術者等の職務	

参考) リニューアル工事のトラブル増加

改修工事(リフォーム)、外壁補修工事等は、「建築一式工事」には該当しないとされ、500万円未満の「軽微な建設工事」を請負う無許可業者が施工できるため、技術力の確保が課題となっている。

Ⅷ-1-2) (2) 監理技術者と主任技術者 (建設業法第 26 条)

- 1 項：建設業者は、建築工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者をおかなければならない。
- 2 項：特定建設業者が、発注者から直接工事を請負い(元請)、総額 6000 万円以上の建築一式工事を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならない。(令第 2 条)
- 3 項：公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事 (右表※：「公共工事等」)で政令で定める 7000 万以上の建築一式工事については、より適正な施工の確保が求められるため、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(令第 27 条)ただし、令和 2 年年 10 月以降、ただし書きにより、政令で定める者(一級技士補など)を専任で配置することにより、特例監理技術者は 2 現場まで兼務できるように緩和されている。
- 5 項：専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、国土交通大臣の登録講習を受講したものとし、発注者から請求があったときに監理技術者資格者証を提示するため常時携帯(第 6 項)しなければならない。

(3) 施工体制台帳・施工体系図 (建設業法 24 条の 7、入契法)

- 1 項：総額 6000 万円以上の下請け契約をした場合、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。また、(第 3 項)発注者から請求があったときは、発注者の閲覧に供しなければならない。
- 2 項：下請負人は、請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、施工体制台帳の作成建設業者に対して、再下請負通知書を提出しなければならない。
- ・公共工事においては、入契法により一括下請負が禁止され(第 14 条)、施工体制の作成、その写しの提出、及び点検に応じなければならない(第 15 条 1,2,3 項)。また、平成 26 年の改正により施工体制台帳の作成範囲がすべての工事に拡大している。(第 15 条第 1 項)
- ・施工体系図は、現場の見やすい場所(第 4 項)、また、公共工事においては、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。(入契法第 15 条第 1 項)

○技術者制度等 (R5.1/H28/以前)

建築一式工事：7000/6000/4500 万、専任：8000/7000/5000 万
 建築一式以外：4500/4000/3000 万、専任：4000/3500/2500 万

	建設業法/入契法	民間工事	※公共工事等
主任技術者	26 条 1 項		
監理技術者	26 条 2 項、令 2 条	建築一式 7000 万円以上	
技術者専任	26 条 3 項、令 27 条	—	※8000 万円以上
資格者証	26 条 4、5 項	—	※講習受講常時携帯
施工体制台帳作成備置	24 条の 7 第 1 項 入契法 15 条 1 項	7000 万円以上 下請に発注時	上限額なし (H27.4.1)
施工体制台帳の提出、閲覧、保存	24 条の 7 第 3 項、 入契法 15 条 2,3 項	発注者の閲覧	写しの提出 施工技術者の点検
	規則第 14 条の 7 規則第 28 条	工事中現場に備え置く 工事完了後 5 年間保存	
施工体系図の揭示	24 条の 7 第 4 項 入契法 15 条 1 項	現場内の見やすい場所揭示	公衆の見やすい場所
※建設業法 26 条 3~5 項/含多数者が利用する施設、重要な建設工事			
第 26 条の 4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。			
特定専門工事(下請の主任技術者配置免除 3500→4000 万 R5. 1)			

○主任・監理技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法

直接的な雇用関係	恒常的な雇用関係
①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴(裏書)	①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴(裏書)
②健康保険被保険者証、③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称	②健康保険被保険者証の交付年月日

なお、令和元年建設業法の改正、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(令和 2 年国土交通省令第 69 号)等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等の追加、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされている。

Ⅷ-2) コンプライアンス(法令遵守) Ⅷ-2-1) 独占禁止法、下請法

(1) 独占禁止法 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)、公的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針H6

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることであり、右表の規制を定めている。

公正取引委員会が違反行為者に「排除措置命令」を命ずるほか、私的独占、カルテル及び一定の不正な取引方法については、違反事業者に対して課徴金が課される。また、被害者は損害賠償の請求ができ、違反企業は故意・過失の有無を問わず責任を免れない(無過失損害賠償責任)。さらに、違反企業や業界団体の役員に対して、罰則が定められている。

「不当な取引制限(入札談合)」については、「指針」で違反行為や恐れのある事例を紹介している。入札談合の疑いを持たれたり、巻き込まれないためには、同業他社との情報交換は禁止、実施する場合は社内事前許可や記録保存が重要となる。

(2) 課徴金減免制度(リーニエンシー)

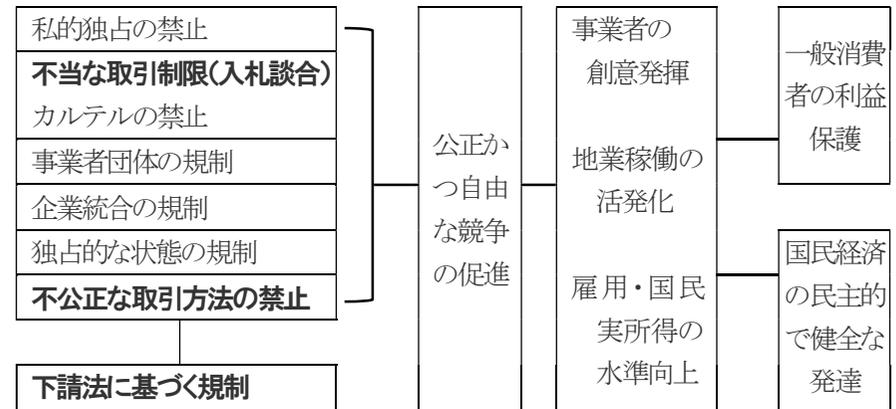
談合やカルテルなど独占禁止法違反行為について、公正取引委員会に自主的に申し出て調査に協力した企業の課徴金を減免する制度で、2006年1月の改正独禁法で導入された。立入検査前に最初に申告した企業は課徴金の全額免除、刑事告発も見送り、二番目は50%、三番目は30%減額する。検査後の申告は一律30%の減額で、立入検査前後を合わせ先着3社まで減免する。

(参考) ○リニア中央新幹線工事談合事件

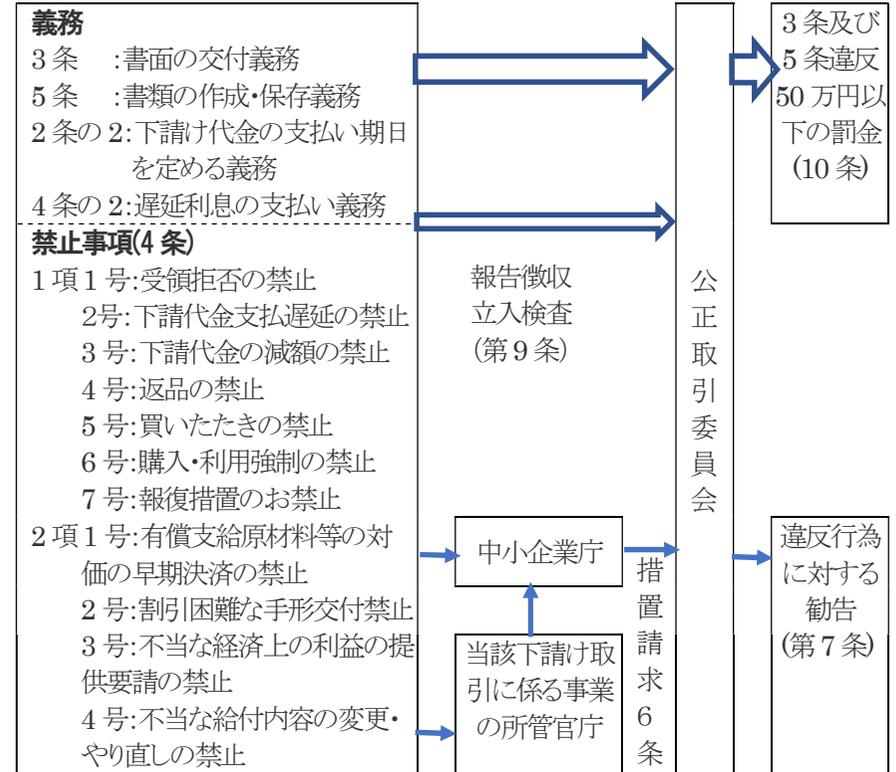
公正取引委員会は2020年12月、談合決別宣言(2005)後、初の独禁法違反(不当な取引制限)で、大成建設、鹿島、大林組、清水建設に再発防止を求める排除措置命令、及び、談合で受注したが違反を自主申告した大林組と清水建設に3割減額して約31億、12億円の課徴金納付命令も出した。

また、独禁法違反(不当な取引制限)罪で大成建設元常務と鹿島元部長及び法人は、2021年3月1日東京地裁で有罪(控訴、2023.3棄却)。量刑は、2人に懲役1年6月執行猶予3年、両社に罰金2.5億円、有罪を認めていた大林組、清水建設には2億、1.8億円の罰金が確定している。

○独占禁止法の目的と規制内容



○下請法における親事業者の義務・禁止事項等



Ⅷ-2-2) 建設業法、下請法

「優越的地位の不当利用の禁止」については、独禁法の他、建設業法にも定めがあり、また、積算業務、施工図作成業務委託等については、下請法により禁止されている。

(1) 下請法（下請代金支払遅延等防止法）

下請法は、親事業者と下請事業者との間の取引を公正にし、下請事業者の利益を保護することを内容とする法律で、親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったたき等の禁止事項と行為を規制している。

前頁図のように、親事業者の義務(第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条)、親事業者の禁止事項(第4条)、並びに、報告徴収・立入検査(第9条)、勧告(行政指導による是正)(第7条)が定められている。

(2) 建設業法、建設業法令遵守ガイドライン(元請下請間、受発注者間)

建設業法第3章では、請負契約書に優越的地位の不当利用の禁止行為を記載することを定めており、ガイドラインで具体的な内容を説明している。

○下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容

	親企業資本金	下請企業資本金
物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合	3億円超	3億以下
	1千万超3億円以下	1千万以下
情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（上段を除く）	5千万円超	3億以下
	1千万超5千万円以下	1千万以下

○建設業法と下請法

建設業法	下請法
支払期日:交付受領日より50日以内	交付受領日より60日以内
罰則:建設業法に基づく指示処分、又は国交省が公取等に処分要請⇒独禁法等違反による処分(排除措置命令、課徴金等)	下請法に基づく勧告・指導

○建設業法令遵守ガイドライン(元請下請間)

1. 見積条件の提示	建設業法 20 条第 3 項
2. 書面による契約締結／当初(変更)	18 条、19 条 1 項(2 項)、19 条の 3
3. 不当に低い請負代金	19 条の 3
4. 指値発注	19 条 1 項、19 条の 3、20 条 3 項
5. 不当な使用資材等の購入強制	19 条の 4
6. やり直し工事	18 条、19 条 2 項、19 条の 3
7. 赤伝処理	18 条、19 条、19 条の 3、20 条 3 項
8. 工期	19 条 2 項、19 条の 3
9. 支払保留	24 条の 3、24 条の 5
10. 長期手形	24 条の 5 第 3 項
11. 帳簿の備付保存及び営業図書の保存	40 条の 3

○建設業法(抜粋)第3章 建設工事の請負契約

【第一節 通則】	24 条(請負契約とみなす場合)
<u>18 条(建設工事の請負契約の原則)</u>	【第二節 元請負人の義務】
<u>19 条(建設工事の請負契約の内容)</u>	24 の 2(下請負人の意見の聴取)
19 の 2(現場代理人の選任等に関する通知)	<u>24 の 3(下請代金の支払)</u>
<u>19 の 3(不当に低い請負代金の禁止)</u>	24 の 4(検査及び引渡し)
<u>19 の 4(不当な使用資材等の購入強制禁止)</u>	<u>24 の 5(特定建設業者の下請代金の支払期日等)</u>
19 条の 5(発注者に対する勧告)	24 の 6(下請負人に対する特定建設業者の指導等)
<u>20 条(建設工事の見積り等)</u>	24 の 7(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)
21 条(契約の保証) 22 条(一括下請負の禁止)	
23 条(下請負人の変更請求)	
23 条の 2(工事監理に関する報告)	

(参考) 下請法違反

公正取引委員会は、自動車大手マツダが下請け業者 3 社に対し、手数料名目で計約 5100 万円を不当に支払わせていたとして、2013 年 3 月下請法違反で再発防止を勧告した。同社は 08 年にも、部品の製造を委託する 58 社に対し、支払うべき代金を不当に減額したとして、下請法違反で勧告を受けていた。

Ⅷ-3) 発注者の規定 Ⅷ-3-1) 監督職員及び検査職員の規定

(1) 監督職員と検査職員

会計法 29 条の 11 第 1 項で「契約の適正な履行を確保するため必要な監督」をしなければならないとされ、予決令 101 条の 3 で必要な監督とは、「立会い、指示その他の適切な方法」によって行うと定められている。大蔵省令 契約事務取扱規則 18 条（監督職員の一般的職務）では、①契約履行に必要な細部設計図、現寸図等の作成、又は審査、承認、②契約の履行について、立会い、工程の管理、材料の試験・検査等の方法により監督し、必要な指示を行うと規定されている。

同様に、会計法 29 条の 11 第 2 項で「給付完了の確認をするために必要な検査」を行うとし、予決令 101 条の 4 で必要な検査は「契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行う」とされ、また、101 条の 7 で監督と検査の兼職は禁止されている。

具体的な運用を行うため、国土交通省では、地方整備局請負工事監督検査事務処理要領、監督技術基準(案)、検査基準(案)が定められている。

(2) 予算執行職員（善管注意義務）

監督又は検査を命じられた職員は、「予算執行職員等の責任に関する法律（以下、予責法）」の「予算執行職員」に該当し、予責法第 3 条 2 項で「予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。」とあり、個人の責任が問われる。「予責法の解釈及び運用方針第 3 条」では、次のように定義されている。

2 項：「故意」とは、支出等の行為が法令又は予算に違反していることを認識することである。その行為の結果国に損害を与えることの認識を必要としない。

3 項：「重大な過失」とは、善良な管理者の注意を著しく欠くことである。善良な管理者の注意義務とは、社会の一般的観念において、その職にある人に当然要求せられる注意義務をいい、特定の個人の注意能力が標準となるものではない。

(3) 入契法、品確法等に定める責務

発注者の責務として監督職員等が行うべき業務が入契法及び同・適正化指針、並びに、品確法及び同・基本的な方針に規定されている。この他、平成 14 年にはいわゆる官製談合防止法が制定され、平成 18 年には行政サービス改革法で見なし公務員が規定されている。

- i) 入契法の適正化指針の第 3 不正行為排除の徹底として、(2)一括下請等建設業法違反への適切な対応、また、第 5 適正な施工の確保のため、(2)受発注者間の対等性の確保(3)施工体制の把握の徹底が求められている。
- ii) 品確法の基本的な方針の第 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項では、契約内容の履行がなされない可能性がある場合、監督の頻度を増やすなど重点的な監督体制の整備を行わなければならない。また、第 9 発注関係事務を適切に実施できる者の活用では、(1)国県等が支援を行うことが定められている。

○監督職員、検査職員の関連法令

(i) 地方自治法第 234 条の 2 (契約の履行の確保)
(ii) 同施行令第 167 条の 15 (監督又は検査の方法)
(iii) 会計法第 29 条の 11 (監督及び検査)
(iv) 予算決算及び会計令／契約事務取扱規則
(v) 予算執行職員等の責任に関する法律の解釈及び運用方針(Ⅷ-3-2)
(vi) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
(vii) 公共工事の品質確保の促進に関する法律／公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
(viii) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
(ix) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 (官製談合防止法)
(x) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (H18.6.2) 公共サービス改革法では、①守秘義務、②「みなし公務員」規定、③民間事業者に対する監督の規定を設けている。

○監督職員、検査職員の規定

入契(適正化)法 4章施工体制適正化 5章適正化法指針	会計法 29条の11 予算決算及び会計令 契約事務取扱規則	品確法 7条発注者の責務 9条基本的な方針
適正化指針 第2の5(1)「工事 成績評定の実施 に努める」	①地方建設局請負工事監 督検査事務処理要領 第2章・監督 第3章・検査 ②営繕工事 ③営繕工事 監督技術基準 検査基準	④局技術検査要領 ⑤営繕工事 技術検査基準
	⑥工事成績評定要領	基本的な方針
会計法	29条の11「監督及び検査」1項 契約の適正な履 行の確保、2項 給付の完了の確認	
予算決算及び会計令	101条の3「監督の方法」、101条の4「検査の方法」、 101条の7「監督の職務と検査の職務の兼職禁止」	
契約事務取扱規則	18条「監督職員の一般的職務」、19条「監督職員報 告」20条「検査職員の一般的職務」、21条「監督・ 検査の実施細則」	
入契法・適正化指針	第2措置5(1)「工事成績評定の実施に努める」	
品確法・基本的な方 針 (Ⅷ-3資料)	第2方針6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・ 評価に関する事項	

○ **見なし公務員による贈収賄事件** 公共機関から「公共サービスの改革法」に該当する「品質確認業務」を受注した団体の下請現場技術者が経営する派遣会社と工事受注者が現場事務員の派遣契約を行ったため、みなし公務員となる下請現場技術者と工事受注者の贈収賄が摘発されている。

○ **地方公務員の賠償責任** 地方自治法では、役所の物品の損傷などで「故意」か「重過失」が認められる場合、職員に損害賠償を請求できる。2015年都立高校(監査請求あり)、千葉市小学校(全額)、2021年高知市小学校プール、2019年兵庫県庁貯水槽で水栓を閉め忘れでは、半額を個人で賠償。2022横須賀市、宮城県高谷町、2023川崎市プール

○監督・検査基準等<抜粋>

①地方建設局請負工事監督検査事務処理要領ほか(次開頁) 第1章総則/第1(通則)第2(監督及び検査の実施の細目) 第2章監督/第3(監督の体制) <u>第4(監督業務の分類)</u> (次頁) 第5(監督職員の担当業務等) 第6(監督職員の任命基準等) 第7(分任官が監督を委託する場合の承認) 第8(監督委託契約書の作成) 第9(監督職員の任命) 第10(契約の相手方への通知) <u>第11(監督の技術的基準)</u> 第12(監督に関する図書) 第3章検査/第13(検査の種類) 第14(検査の体制) 第15(検査職員の任命基準) 第16(検査職員の任命) 第17(監督の職務と検査の職務の兼職) <u>第18(検査の技術的基準)</u> 第19 検査調査) 附則	④地方整備局工事 技術検査要領 第1目的 第2技術検査の実施 第3技術検査を行う者 第4技術検査の方法 第5技術検査結果の復命 (技術検査官) (技術評価官)
②地方整備局営繕工事監督技術基準(案)(H29.3)(次々開頁)	
③地方整備局営繕工事検査基準(案)(H18.5/改H29.3) 第1. 目的 / 第2. 検査の内容 第3. 工事実施状況の検査 1.契約書等の履行状況 2.工程管理 3.安全管理 4.工事施工状況 5.施工体制 第4. 出来形の検査 第5. 品質の検査	⑤地方整備局営繕工事技術検査基準(案)(H18.5/改H29.3) 第1. 目的 / 第2. 検査の内容 第3. 中間技術検査 第4. 工事実施状況の技術検査 第5. 出来形の技術検査 第6. 品質の技術検査 第7. 出来ばえの技術検査
⑥営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について(H29.3/H29.12) 工事成績評定実施要領/技術的難易度評価実施要領/通知実施要領	

Ⅷ-3-2) 資料○予算執行職員等の責任に関する法律の解釈及び運用方針

第3条〔予算執行職員の義務及び責任〕

- 1 「それぞれの職分に応じ」とは、支出負担行為担当官、同認証官、支出官等の職務の範囲を明確にしたものであって、本法により職分に応ずべきあらたな特別の義務を課したのではない。
- 2 「故意」とは、支出等の行為が法令又は予算に違反していることを認識することである。その行為の結果国に損害を与えることの認識を必要としない。
- 3 「重大な過失」とは、善良な管理者の注意を著しく欠くことである。善良な管理者の注意義務とは、社会の一般的観念において、その職にある人に当然要求せられる注意義務をいい、特定の個人の注意能力が標準となるものではない。
- 4 補助者が、補助を命ぜられた範囲内の事務について、その内容が専ら補助者の責に帰すべき性質のものであるときは、補助者が全責任を負うことになる。
- 5 「損害」とは経済的な実損をいう。従って反対給付があったときの当該処分価格の如きは、すくなくとも損害とは見られない。
- 6 損害額の計算時期は、損害の発生時による。
- 7 損害額は国に損失を与えた額であり、弁償額は検定時において現に存する国の損失額であって、必ずしも相等しいものではない。
- 8 「弁償」は金銭によるべきである。但し、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」の適用をさまたげるものではない。

①地方建設局請負工事監督検査事務処理要領

(監督業務の分類)

- 第4 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。
- 一 監督総括業務
 - イ 工事請負契約書（平成7年6月30日付建設省厚契発第25号）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認

めて委任したものの処理

- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
 - ハ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
 - ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等（法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に対する報告
 - ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理
- 二 現場監督総括業務
- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）処理
 - ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
 - ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
 - ニ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理
 - ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
 - ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理
- 三 一般監督業務
- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
 - ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成

及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なもの承諾
ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）
ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
ホ 第6第4項の規定により任命された監督員にあつては、第6第6項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理（監督職員の担当業務等）
第5 本官契約又は分任官契約の監督を行う監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

②地方整備局営繕工事監督技術基準（案）（H18.5/H29.3/R2.3）

第3条（監督の実施） 1. 契約履行の確保	（根拠法令等）
(1) 契約図書の内容の把握	—
(2) 施工計画書の受理	—
(3) 施工体制の把握	適正化法 16 条、指針 25(5)
(4) 契約図書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約 9 条
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	契約 18 条
(6) 関連工事との調整	契約 2 条
(7) 工程把握及び工事促進指示	契約 11 条
(8) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約 15(7),17(1),18(5)／ ／,19,20(3),22,44(2)
(9) 契約担当官等への報告	
1) 工事の中止及び工事の延長の検討及び報告／①工事一時中止②受注者からの工期延長の申出／報告	①契約 20 条②契約 22 条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び	契約 28 条

3) 不可抗力による損害の調査及び報告	
①原因、損害の状況／②損害額の負担請求内容審査	契約 30 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	契約 29 条
5) 部分使用の確認及び報告	契約 34 条
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	契約 35 条
7) 部分払請求時の出来高の確認及び報告	契約 38 条
8) 工事関係者に関する措置請求	契約 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告／①措置請求②契約解除通知報告③出来形報告	①46,47,48 条②50,51 条 ③53 条
2. 施工状況の検査等	
(1) 事前調査等	—
(2) 工事材料の検査等	契約 13,14 条
(3) 工事施工の立会い	契約 14 条
(4) 工事施工状況の検査	—
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	—
(6) 改造請求及び破壊による検査 ①改造請求②破壊検査	①契約 9 条②契約 17 条
(7) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	契約 15 条
3. 円滑な施工の確保	
(1) 地元対応／(2) 関係機関との協議・調整	—
4. その他	
(1) 現場発生材の処理	—
(2) 臨機の措置	契約 27 条
(3) 事故等に対する措置	—
(4) 工事完成検査等の立会い	—
(5) 検査日の通知	—

IX. 多様な入札契約方式

IX-1-1) 多様な入札契約方式の概要

1993	H5 中建審、H4 中建審	H5 日米建設協議、汚職事件
1994	H6 公共工事契約入札改善行動計画	H5 一般競争入札へ移行表明
1995	H7 建設産業政策大綱	H8.1.1 WTO 発効
1998	H10 中建審	
2005	H17 中建審	H17 品確法/H26 改正
中央建設審議会「H4 入札・契約制度の基本的あり方について」「H5 入札・契約制度の改革について」「H10 今後の建設業の目指すべき方向」「H17 公共工事入札契約適正化について」		
○公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン H27.5 国交省 ○国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン H27.6 技術調査課		
○多様な入札契約方式モデル事業 (H26～土地・建設産業局) 「多様な入札契約方式の活用に向けて」「地方公共団体における復旧・復興事業の取組事例集」(多様な入札契約方式モデル事業選定・推進員会)		

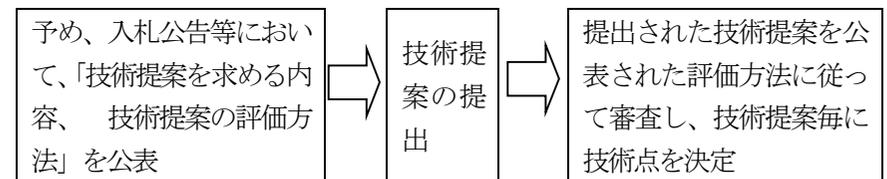
公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっていた。

このような背景を踏まえて、平成 17 年 4 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。)が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」という基本理念の下、総合評価落札方式の適用が公共工事の品質確保のための主要な取組として位置付けられている。

○総合評価落札方式

従来の価格競争	発注者の示した仕様を満たす範囲の工夫を最も低価格で施工できるものと契約
総合評価方式	供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も優れた工事を施工できる者と契約 ※工事の品質とは、建設される構造物だけではなく、その施工方法や安全対策、環境対策等も含む
加算方式 一定のルールにより入札価格を点数化した「価格評価点」と価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出する方法 なお、価格評価点と技術評価点の比率については 9:1 から 1:1 の範囲で決定されている例がある	除算方式 価格以外の要素を数値化した「技術評価点」(標準点+加算点)を入札価格で割って、評価値を算出する方法 なお、標準点を 100 点として、技術提案に応じた加算点を 10 点から 100 点の範囲内で決定されている例がある
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点	評価値 = $\frac{\text{技術評価点(標準点+加算点)}}{\text{入札価格}}$

○総合評価落札方式の手続きの流れ



平成 26 年 6 月には「品確法」の改正が公布・施行され、新たに「第二節 多様な入札及び契約の方法」を新設し、第 14 条で「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」ことが明記されている。

国土交通省では、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 H25.11 設置」の審議を踏まえ、改正法の基本理念の実現に資するため、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン H27.5」及び、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン H27.6 技術調査課」を策定している。(IX-2-3 ECI 方式)

また、平成 26 年から「多様な入札契約方式モデル事業（土地・建設産業局）」が実施され、平成 29 年に「多様な入札契約方式モデル事業選定・推進委員会」により、リーフレット「2017 多様な入札契約方式の活用に向けて」、 「2017 地方公共団体における復旧・復興事業の取組事例集」が作成されている。前者では公共建築工事における CM 方式、後者では H28 の台風災害と熊本地震に復旧事例及び東日本大震災で採用された対応策（①入札参加者、技術者の確保②予定価格・工期の適正な設定③宿泊費・価格高騰等に伴う契約変更）が紹介されている。

○公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（国土交通省 H27.5）

I. ガイドラインの位置付け II. 入札契約方式選択の基本的な考え方			
2.1 事業プロセスにおける入札契約方式選択時期/2.4 工事の調達			
2.2 発注者の経験と体制 <u>[CM 方式] [事業促進 PPP 方式]</u>			
2.3 調査及び設計業務の調達 [価格競争、総合評価落札、プロポーザル]			
III. 入札契約方式の概要及び選択の考え方			
3-1 契約方式	3-2 競争参加者の設定方式	3-3 落札者の選定方式	3-4 支払い方式
工事の施工のみ発注	一般競争入札	価格競争方式	総価契約方式
設計・施工一括発注			
詳細設計付工事発注	指名競争入札	総合評価落札方式	合意方式
設計段階から施工者が関与 (ECI)			
維持管理付工事発注			
包括発注方式	随意契約	段階的選抜方式	コスト+フィー契約・オープンブック
複数年契約方式			
総価契約単価合意方式： 総価契約方式において、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式			
コストプラスフィー方式： 工事においては施工業者のコスト（外注費、材料費、労務費等）とフィー（報酬）をガラス張りで開示する支払方法			
オープンブック方式： 工事費用を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、施工者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式			
「PPP（Public-Private-Partnership：公民連携）」とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う事業スキームであり、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。			

IX-1-2) 総合評価落札方式の変遷

	通達等	総合評価実施状況
2000	H12.3 総合評価落札方式の大蔵省包括協議 H12.9 総合評価落札方式の標準 GL	H11 大蔵省個別協議 H11~13 試行
2002	H14.6 総合評価落札方式の性能等評価方法	拡大金額 2 割以上
2005	H17.9 直轄工事の品質確保促進 GL	原則実施金額 4 割
2006	H18.12 緊急公共工事品質確保対策	金額 8 割件数 5 割
2008	H20.3 公共工事品質確保の当面の対策	原則実施
2013	H25.3/H28.4 直轄工事総合評価運用 GL	
○国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン H17.9 ○国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン ○公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集 (第 1 版 H19.1 中央省庁営繕担当課長会議) ○公共工事品質確保の当面の対策 H20.3.28 (関係省庁連絡会議) ○公共工事における総合評価方式活用ガイドライン H17.9/総合評価方式の改善に向けて～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～H20.3 (公共工事における総合評価方式活用検討委員会)		

建設省が平成 10 年 11 月に掲示した「今井 1 号橋撤去工事」において最初の総合評価落札方式が適用され、平成 12 年 3 月には大蔵大臣 (現財務大臣) との総合評価落札方式に関する包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン H12.9」が作成されている。これにより、工事案件ごとに大蔵大臣との協議を行うことが不要となっている。

「総合評価落札方式の実施に伴う手続について H12.9」においては、求められる工事品質の上限値に対応した工事価格を予定価格とすることにより予定価格の上限拘束性を緩和し、標準的な工法に比べコストが大きくともそれ以上の社会的便益を生じる技術を採用できる仕組みが取り入れられた。しかし、発注者においては、落札結果における工事品質と価格のトレードオフの説明のため、評価項目、配点等の設定において便益分析手法等を適用して、工事品質向上分の貨幣換算を行っていたため、この作業が負担の大きいものとなっていた。

○総合評価の変遷 (国交省直轄工事総合評価落札方式運用ガイドライン H25.3)

	簡易型	標準Ⅱ型	標準Ⅰ型	高度技術提案型
H12 標準ガイドライン		必須(総合評価管理費計上) 必須項目以外(同・非計上)		
H14 新通達		必須項目を評価 同上 必須以外のみ評価 10 点		
H17 品確法	10~30 点	10~50 点		10~50 点
H18 緊急公共工事品質確保対策	施工体制 30 技術提案点 10~50(30)	施工体制 30 点 技術提案点 10~70(50)※ ※0は施工体制なしの場合		施工体制 30 技術提案点 10~70(50)
H22 運用ガイドライン (案)	施工体制 30 技術提案点 30~40(30)	施工体制 30 点 技術提案点 50~60(50)	技術提案点 60~70(50)	施工体制 30 技術提案点 ~70(50)点

・H25 施工能力評価と技術提案評価の二極化

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	Ⅱ型	Ⅰ型	S 型	A 型Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ
提案内容・範囲	— 企業・技術者能力 (実績)	施工計画 企業・技術者能力 (実績)	施工上の工夫 設計・施工分離	AⅠ設計施工一括 AⅡ設計施工一括 AⅢ詳細設計付き 又設計施工分離
AⅠ:通常の工法では難しい場合、AⅡ:想定される工法が複数存在する場合 AⅢ:標準案に対して部分的提案を求める場合				

・段階的選抜方式の適用

一次審査	段階的選抜方式を行わない	企業能力等及技術者能力等(工事实績、成績等)		
二次審査		企業・技術者能力等+ヒアリング等 (監理能力)	S 型 WTO 以外:企業・技術者能力+技術提案等	S 型 WTO A 型ⅢⅡⅠ 技術提案

このような状況に対して、総合評価落札方式の適用を容易にするため、「入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について H14.6.13」において、標準点を 100 点、加算点を当面 10 点とするとともに、予定価格を標準案の価格とする方式を示した。これにより、評価値における標準点と加算点の比率や評価項目間の配点割合は落札者決定のための基準と解釈されるようになり、工事品質を貨幣換算する作業を省略することが可能となっている。

さらに、平成 17 年 4 月に品確法が施行され、「技術的な工夫の余地が小さい工事」においても総合評価落札方式の適用が求められ、発注者が作成した標準案による工事を確実に履行するための技術力と価格を総合的に評価する「簡易型」が新たに設けられた。また、品確法に定められた「技術提案の改善」、「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」を具体化して、工事目的物の改変をも対象とした高度な技術提案を求める高度技術提案型の概念も設けられ (H17.9 活用検討委員会)、平成 14 年通達に基づく方式を「標準型」とし、「簡易型」、「高度技術提案型」が加わり、公共工事においてはその工事特性 (工事内容、規模、要求要件等) に応じていずれかの方式が適用可能となった。

高度技術提案型については、「高度技術提案型総合評価方式の手続について H18.4.18」により、技術提案及び見積りに基づいて予定価格を作成することにより、予定価格の算定精度の向上と予定価格の上限拘束性の緩和を図ることが可能となっている。

しかしながら、平成 17 年度後半からは、著しい低価格入札による競争が一層激しくなるとともに、粗雑工事等による工事品質の低下の懸念が一層高まったため、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について H18.4」を通知し、低価格落札案件に対する工事コスト調査の内訳の公表、下請業者への支払等の調査、工事監督・検査等の強化による公共工事の品質確保を図ったが、その後もダンピング入札の減少は見られなかった。

このため、「緊急公共工事品質確保対策について H18.12」により総合評価落札方式において新たに施工体制評価点を導入するとともに、会計法第 29 条の 6 第 1 項における「履行がされないおそれがあると認められる」場合の条件を明確化し、この条件に該当する者については落札者としなかった。

その後、総合評価落札方式の適用が拡大したが、総合評価落札方式のタイプが工事規模 (金額) 等により機械的に選定されている、簡易型における施工計画の課題と標準型における技術提案の課題との境界が曖昧となっている等といった様々な課題が認識され、平成 20 年度には、標準型を適用する工事のうち、技術提案を求める項目数が少なく、かつその難易度が低い工事を「標準 II 型」として手続期間の短縮を図るとともに、従来の標準型を「標準 I 型」に位置付け、総合評価落札方式のタイプの再編を行っている (H20.3 活用検討委員会)。

また、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について H22.3」が通知されるとともに、平成 22 年 4 月には、入札参加者に対して技術提案等の採否に関する詳細な通知を開始する等、競争性の確保や透明性の向上を目的とした運用の改善が行われている。

さらに、総合評価の定着に伴い顕在化した課題に対して見直しが行われ、①施工能力評価と技術提案評価の二極化②施工能力の評価簡素化③技術提案の評価は品質向上を重視④評価項目は原則、品質確保・品質向上に特化するの改善方針を踏まえ、平成 25 年 3 月「国交省直轄工事総合評価落札方式運用ガイドライン」が取りまとめられている。

地方公共団体の契約方法には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法があります。(地方自治法第 234 条) 入札の場合には、原則として、工事請負など地方公共団体の支出の原因となる契約の場合は、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者が落札者となります。(地方自治法第 234 条第 3 項)

この例外として、地方自治法施行令では、工事等の請負契約などにおいて、予定価格以下で最低の価格により入札した者以外の者を落札者とできる特例の一つとして、総合評価落札方式があります。総合評価落札方式は、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して、落札者を決定する方式です。(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2)

IX-2-1) 発注者支援業務 (CM方式)

1999	H11 建設省 PM 研究会、PFI 法制定、PM 学会 H13 日本 CM 協会
2000	H12 CM 方式研究会(国交省) ⇒H14 CM 方式活用 GL
2001	H13 マネジメント技術活用試行評価委員会 ⇒H13~20 国交省工事試行
2002	H14 CM 方式導入促進方策研究会(基金) ⇒公共団体 CM 活用 M
2005	H17 中建審「公共工事札契約適正化について」、品確法施行
2007	H19~21 CM 方式モデルプロジェクト、CM アドバイザー派遣 H19~21 発注者責任懇談会 ⇒H21 直轄事業 CM 事例集
2011	H23 東日本大震災 (H24~UR 復興事業、H25~石巻水産市場 CM)
2019	H31.3 直轄工事業促進 PPP、R2.8 ピュア型 CM ガイドライン
① CM 方式活用ガイドライン (H14CM 方式研究会)	
② 公共団体の CM 方式活用マニュアル試案 (H15 建設業振興基金)	
③ 国交省直轄工事における発注者支援型 CM 方式の取組事例集 H21.3	
④ 地方公共団体における入札及び契約の適正化について H19.3.30/H20.3.31/H20.12.22/○H23.8.25 総務省国土交通省通知(総行行第 126 号国土入企第 14 号)抜粋 「発注者の経験が少ない工種、高度な調整が必要な事業を発注する場合や、短期間に事業量が増大する場合には、工事の態様に応じて、 <u>設計・施工一括発注方式、発注者の体制を補完する CM 方式</u> 等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。」 ○品確法 15 条 (発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)	

(1) 背景

CM 方式は、1960 年代に米国で始まり、わが国では H4 中央建設審議会、H5 日米協議、H7 建設産業政策大綱で導入の検討について言及されている。民間での検討が先行し、H5 日本建築学会 PM 研究特別委員会の設置、日本建築家協会の「H10CM ガイドライン」「H12PM ガイドライン」の発行、H13 日本 CM 協会の発足が行われている。

(2) 国土交通省直轄工事における取組

国土交通省では、平成 11 に PM 研究会、平成 12 年に CM 方式研究会を発足させ、平成 14 年に「①CM 方式活用ガイドライン」を策定している。

一方、直轄土木工事では、平成 13~20 年に CM 業務の試行を行い、平成 21 年に「③直轄工事における発注者支援型 CM 方式事例集」をまとめている。当初の施工者マネジメントから発注者マネジメントの試行に移行し、人員の補完や高度な専門技術力の活用が行われている。

次頁「a.発注者支援型 CM 方式」は、従来からの品質管理に関する支援業務に加えて事業全体の監理、関連工事との調整を行う支援業務と位置づけられている。また、東日本大震災の復興事業では、人員の補完として次頁の「b.事業促進 PPP 方式」などが実施されている。どちらも、技術力のある発注者を前提にした支援業務と位置づけられている。

(3) 地方公共団体の取組み

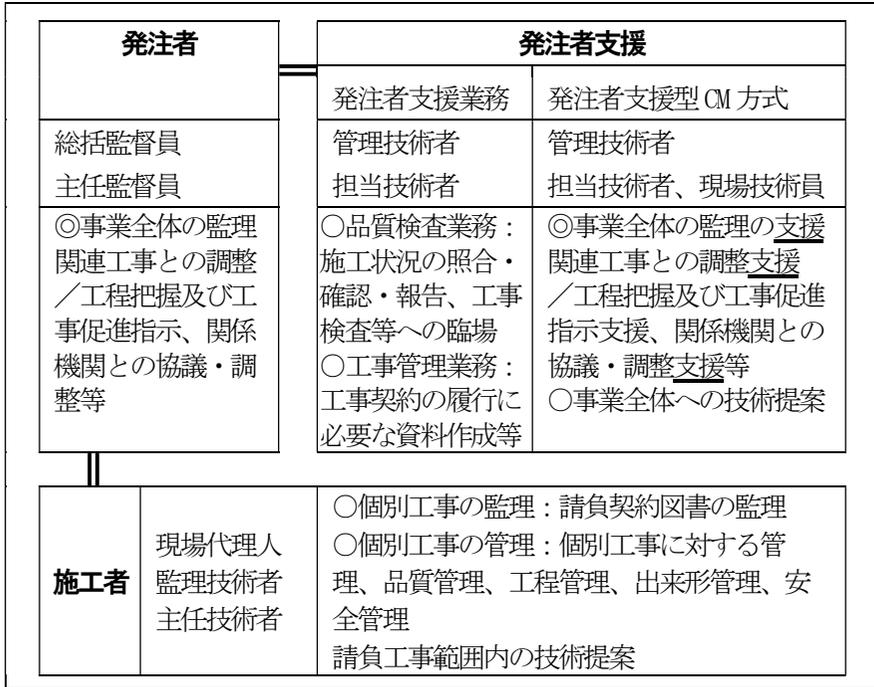
建設業振興基金では、平成 15 年に外部支援を必要とする地方公共団体を対象に「ピュア CM 方式」により基本計画段階から支援を行うことを想定した「②地方公共団体での CM 方式活用マニュアル試案」を策定している。平成 19 年以降、総務省及び国土交通省通達④により CM 方式の導入を促している。また、東日本大震災の復興事業では、次頁「c.石巻市場」「d.UR によるまちづくり事業」などピュア CM と建設業者による「アットリスク CM」を組み合わせた事業が行われている。

○宮古市の交流・タラソテラピー複合施設 H14.3~H15.9

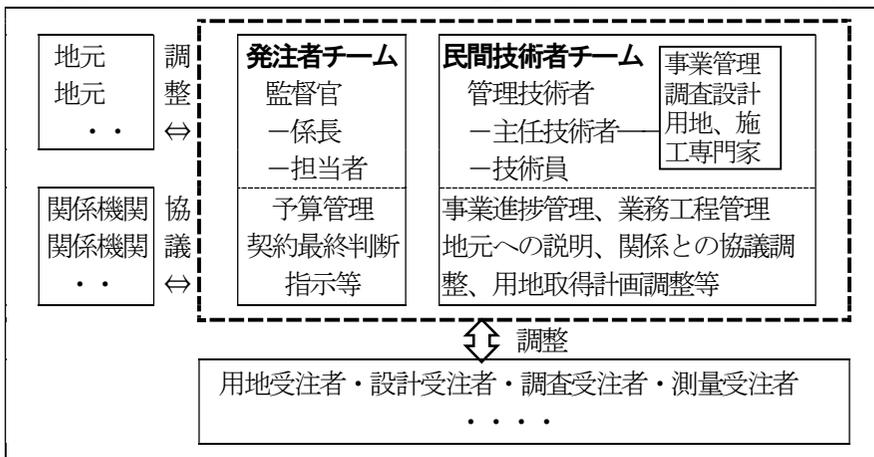
CM 会社が元下契約の前に専門工事 200 社と入札してコスト縮減を計画したが、当初の入札が行えず予算超過となり規模が縮小されている。

宮古市	TDMR：早稲田大学(7345 万円)構造・設備、積算(CM 会社)
	交流施設：施設設計工事監理(924 万円) コンサルティング(451 万円)
	タラソ施設：実施設計工事監理(1575 万円)
	CM 会社 (専門工事と入札して価格決定するが契約は元請)
	建築：専門工事(31 社)／電気：(7 社)／機械：(17 社)

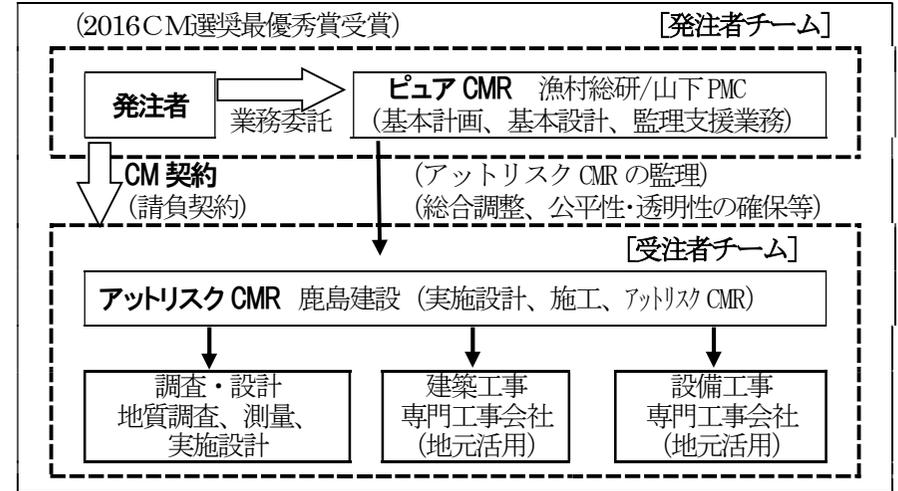
a. 国土交通省直轄工事における発注者支援型 CM 方式の取組み



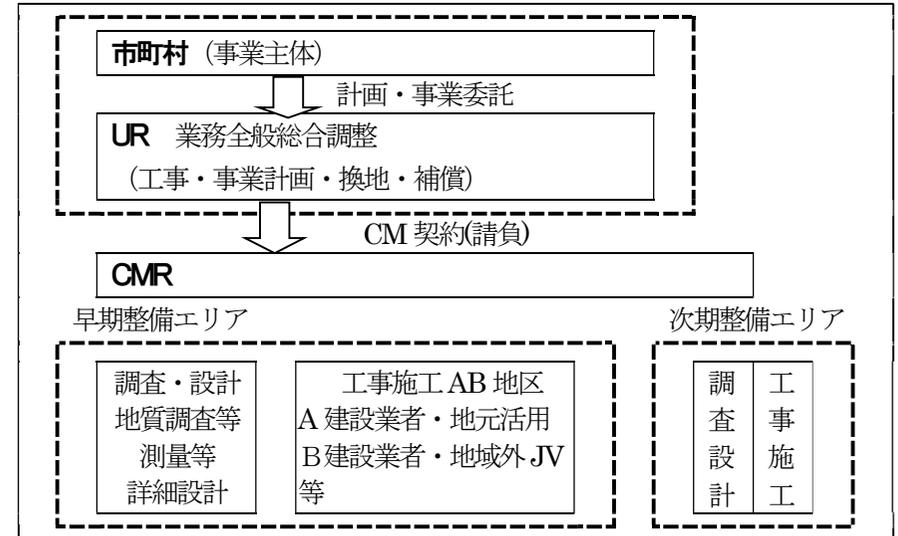
b. 復興道路事業における「事業促進 PPP」の事業実施体制（着工前段階）



c. 石巻市水産物地方卸売市場石巻売場（2013~2015.8）



d. UR による復興まちづくりモデル事業（2012/H24 公募）



IX-2-2) 設計施工一括発注方式

1959	S34 事務次官通達 (設計施工分離)	
1995	H7.1 公共工事の品質に関する委員会	H09 くん蒸設備、水門据付
1998	H10.2 公共工事の品質確保等のための行動指針	H10 砂防堰堤試行
2001	H13.3 設計・施工一括発注方式導入検討委員会 H13.3 マネジメント技術活用方式試行評価委員会	H13BCS 設計施工一括契約約款 H17 品確法
2006	H18.9 発注者責任懇談会中間まとめ	H18 ESCO 事業実施 M
2009	H21.3 設計・施工一括発注方式実施 M	H20 耐震改修事業実施 GL H25/H7 耐震改修促進法
2015	H27 直轄工事交渉方式運用 GL	H26 品確法改正
○設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)H21.3 ○官庁施設における耐震改修事業実施ガイドライン (H20.3) ○日本建設業連合会「設計施工契約約款」(H27.4/H13)		

(1) 経緯

『設計施工分離の原則』

国土交通省の土木事業では、昭和 34 年の事務次官通達※により設計の受託者は当該工事の入札に原則として参加できないものとされ、設計と施工を異なる者によって実施する設計施工分離が原則とされてきた。

しかし、平成 7 年 1 月に「公共工事の品質に関する委員会」において品質確保・向上のインセンティブを付与する方策の 1 つとして設計・施工一括発注方式の検討を行う必要があるとされた。平成 10 年 2 月の中央建設業審議会においても設計・施工一括発注方式の導入が建議され、また、「公共工事の品質確保等のための行動指針」において、民間技術力の活用方策として位置づけられている。

これら公共工事の品質確保への要求や新たな設計・施工の役割分担に基づく建設生産プロセスへのニーズの高まりを受け、建設省では平成 9 年度の「横浜植防羽田出張所くん蒸設備その他工事」、「花宗水門機械設備製作据付工事」、

平成 10 年度の「白岩砂防堰堤右岸部岩盤補強工事」において設計・施工一括発注方式の試行を開始している。

平成 13 年 3 月に「設計・施工一括発注方式導入検討委員会」の報告書において手続き等の考え方が示されたことにより、設計・施工一括発注方式の試行が拡大され、平成 17 年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、企業の技術提案を踏まえた予定価格の作成が可能となっている。また、品確法の「基本的な方針」において、「発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。」とされた。

平成 18 年 9 月の「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会 中間とりまとめ」において、設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式のあり方を検討すべきとの方針を踏まえ、平成 19 年 7 月から本格的導入に向けた検討を進め、「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式 実施マニュアル (案) H21.3 同懇談会」を取りまとめている。

なお、製作・施工業者は、計画・概略設計、予備設計、詳細設計、製作・施工の工程のうち、「設計・施工一括発注方式」では、予備設計の一部以降、「詳細設計付工事発注方式」では、詳細設計の一部以降を実施する。

※「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設業契発第 26 号)により廃止されたが、「一般競争入札方式の実施について」(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号)等により次のように同趣旨の規定がなされている。「対象工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」

(2) 官庁施設における耐震改修事業実施ガイドライン (H20.3)

官庁営繕部では円滑な耐震改修事業を実施するため、新技術・新工法の採用が容易となる「設計・施工一括発注方式」を取り入れたガイドラインを平成20年に策定している。標準案を作成するがより最適な提案を求める「標準案設定型」、最適な工法が想定できない場合には「高度技術提案型（I型）」の2方式を採用している。実施設計（III型）や基本設計（II型）を行い変更提案を求める高度技術提案型（III、II型 H20年分類）の場合、設計内容の権利関係や責任関係が不明確になるため採用していない。また、契約方式は、設計事務所は設計業務の履行を、建設業者は工事の履行を各々区分して責任を負う三者連名契約（コンソーシアム方式※）を採用している。

なお、耐震改修工事においても、工事監理は原則として設計者とは異なる「第三者監理」としているが、設計・施工一括発注方式の場合は設計業務完了後に「第三者監理」、又は高度な技術的判断を伴うため随意契約とするか判断することとなる。

(3) 日本建設業連合会「設計施工契約約款」(H27.4/H23/H20/H13)

日本建設業連合会の前身となる建築業協会（BCS）は、平成13年に設計中心と施工中心の契約約款で構成された2段階契約方式の「BCS設計施工契約約款」を策定している。従来は、設計施工一括方式で建物を造る場合、発注者と建設会社は設計契約を結ばずに工事請負契約だけで済ませることが多く、設計業務報酬に関するトラブルもみられた。

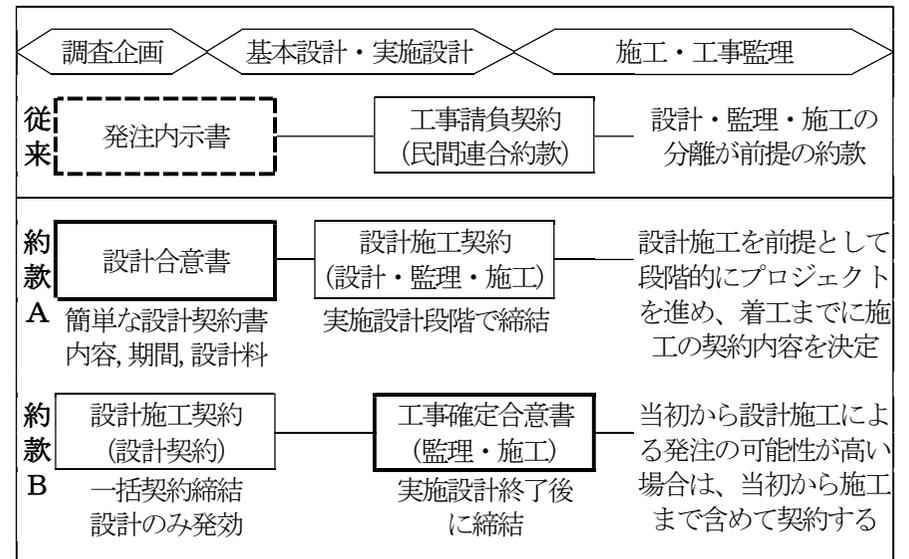
平成20年（2008）の改定では、一本の契約による約款を創設し、受注者が工事監理業務も引き受ける内容とし、平成23年（2011）には、現在の設計合意方式の「約款A」と設計・施工・工事監理一貫による受注の可能性がAより高い工事確定合意方式の「約款B」の2タイプとしている。この他、設計内容に関する重要事項の説明（2008）、延べ面積300㎡超の建築物の設計及び工事監理に関する書面締結義務（2015）など建築士法の改正や民間連合協定工事請負契約書の改定に合わせた見直しが行われている。

本約款では、条件変更、施工ミス、第三者損害について、設計者、工事監理者、受注者の責め帰すべき免責事項を削除するなど、設計施工一貫による一元責任を明確にしている。

○官庁施設における耐震改修事業実施ガイドライン (H20.3)

1章 総則	4.1 概要	4.6 技術提案の求め方
2章 事業実施手法選定	4.2 実施手順	4.7 予定価格の設定
3章 設計・施工分離発注方式	4.3 要求水準の作成	4.8 落札者の決定
4章 設計・施工一括発注方式	4.4 標準案の設定	4.9 契約の内容
5章 今後の課題	4.5 参加資格要件設定 (単体、グループ)	(4.9.2 リスク分担)

○設計施工契約約款の構成



○コンソーシアム方式を採用する理由※

異業種共同企業体とする場合、構成員は建設工事履行の共同連帯責任を負うため建設業許可を、同様に、設計業務の履行責任を負うため建築士法上の事務所登録を必要とするため、履行責任の区分を明確にしている。

IX-2-3) 技術協力・施工タイプ (ECI 方式)

(1) 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン(国交省 H27.5)

本ガイドラインでは、様々な契約方式及び事例を取りまとめている。

i) ニューオリンズのハリケーン対策事業 (米国陸軍工兵隊) 2005

平成 17 (2005) 年に米・ニューオリンズがハリケーン・カトリーナにより甚大な被害を受けた際、米国陸軍海兵隊が応急復旧時、本格復旧・復興段階で ECI (Early Contractor Involvement) を導入している。当初は「工事前サービス」でスタートして、「施工性確認」「施工」契約はその後のオプションと位置づけられ、当初契約者とオプション契約を契約しない場合は、設計・施工分離工事としてオープンな入札が実施される。

ii) 新国立競技場 (仮称) 新営工事 (スタンド工区) (屋根工区) H26.8

キールアーチと地下のアーチタイ、開閉屋根、スカイブリッジ等の屋根工区、スタンド、フィールド、人口地盤等のスタンド工区について、平成 26 年に公募され、当初工期は平成 27 年 10 月～平成 31 年 3 月とされていたが、予算超過が問題となり契約解除となっている。その後、平成 27 年 9 月に設計者と施工者のコンソーシアムによる設計・施工一括方式による再公募が実施されている。

(2) 国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用 GL(H27.6)

本 GL では、技術提案・交渉方式として「A. 設計・施工一括タイプ」「B. 技術協力・施工タイプ」「C. 設計交渉・施工タイプ」の 3 タイプの方式について説明している。このうち、A と C タイプについては発注者と優先交渉権者 (施工者) の二者による交渉、契約となるが、B タイプについては、発注者、設計者及び優先交渉権者 (施工者) の 3 者が存在する。

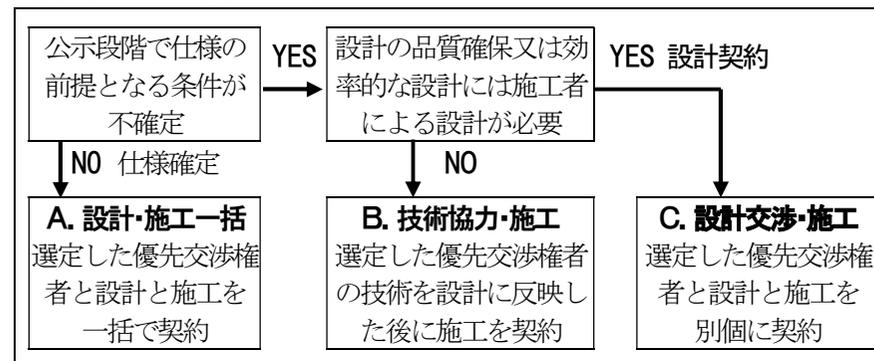
このため、発注者は、設計者と◎設計業務契約、優先交渉権者と①技術協力業務委託契約を結ぶ他に、三者による②設計協力協定を締結する。また、優先交渉権者とは、工事請負契約の締結又は交渉不成立の場合の措置を定めた③基本協定を締結する。(右表、次々頁)

○国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(H27.6)

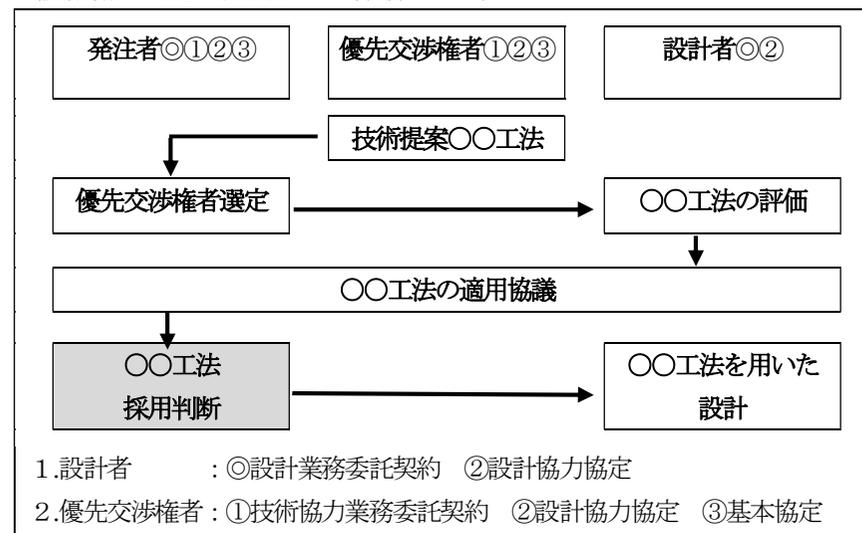
国土交通省大臣官房 (地方課、技術調査課、官庁営繕部計画課)

1. 本運用ガイドラインの位置付	5. 設計交渉・施工タイプの適用
2. 技術提案・交渉方式の導入	6. 技術提案・交渉方式の結果公表
3. 設計・施工一括タイプの適用	7. 技術提案・交渉方式の評価内容担保
4. 技術協力・施工タイプの適用	8. 技術提案・交渉方式の今後の課題

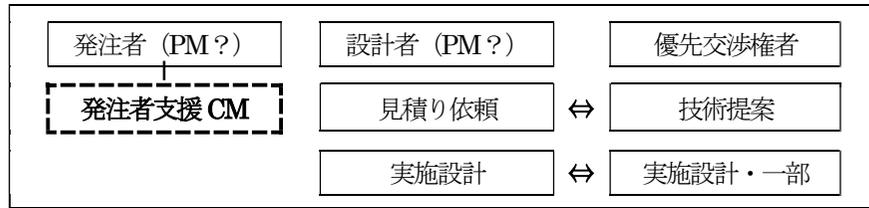
(契約タイプの選定フロー)



(技術協力・施工(ECI)タイプ業務フロー)



IX-2-3) (3) 民間工事における ECI 方式の課題



国土交通省の直轄工事の場合、技術力のある発注者の存在が前提であり、発注者により優先交渉権者の選定、技術提案工法の採用判断、設計者への採用指示等が行われる。右表①のように優先交渉権者の業務は、技術提案、施工計画書の作成、設計図書における技術提案反映の確認などに限定され、また、右表②のように、三者間の調整は発注者が行うことが明確にされている。

一方、技術力の無い発注者で、かつ発注者支援 CM が発注されない場合、設計者がプロジェクトマネージャとしての役割を担い、

- ・設計者が見積もり依頼の形で優先交渉権者の選定に関与したり、
- ・技術提案に設計変更内容が含まれる場合、実施設計の責任が曖昧になるなど、プロジェクト管理が適切に行われなため予算超過などの問題が発生しやすい。プロジェクトの目的、予算管理の責任者は誰か、設計者と施工者の役割分担を絶えず確認することが重要となる。

○A庁舎 設計施工一括発注事例

本事例では、技術提案の前に VE 提案及び VE 説明会を実施して要求水準書及び基本計画を逸脱する提案について事前に採択を通知している。技術提案では、採択された VE 提案とコストアップにより性能向上となる提案に限定している。また、総合評価については、実績評価、技術評価のほか、地域経済への貢献、ヒアリング評価、提案価格評価の合計評価点により選定している。

○直轄工事における GL4.4 設計業務 [特記仕様書の記載例]

本業務は技術提案・交渉方式の適用業務であり、発注者が別途選定する工事の優先交渉権者の技術提案内容の確認及び評価を行い、発注者の指示に基づき設計に反映する。(1) 優先交渉権者の技術提案の確認及び評価 (2) 技術提案の反映 (3) 施工計画の確認 (4) 設計調整協議

①GL4.3 技術協力業務の [仕様書における業務内容の記載例]

○. 業務の内容 (契約書は「土木設計業務等委託契約書」を用いる。)
 (1) 設計の確認: 受注者は、設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。 疑義がある場合は、調査職員に報告し指示を受ける。(2) 施工計画の作成 (3) 技術情報等の提出 (4) 全体工事費の算出 (5) 関係機関との協議資料作成支援 (6) 技術提案 (7) 設計調整協議 (8) 報告書の作成

②GL4.1 設計協力協定書 [設計協力協定書例]

○○○工事に関する設計協力協定書: 「発注者」「設計者」「優先交渉権者」は、以下のとおり設計協力協定を締結する。
 第1条 (目的) 本協定は・・・、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。
 第2条 (調整・協力) 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。
 第3条 (有効期限)、第4条 (その他)

③GL4.5.7 基本協定 [基本協定書例]

「発注者」「優先交渉権者」は、以下のとおり基本協定を締結する。
 第1条 (目的)、第2条 (当事者の義務)
 第3条 (技術協力) 設計に対する技術協力業務を実施する。
 第4条 (有効期間)、第5条 (契約手続き等)、第6条 (価格等の交渉の不成立)、第7条 (権利義務の譲渡等)、第8条 (秘密の保持等)、第9条 (協定内容の変更)、第10条 (準拠法・裁判) 第11条 (その他)

IX-3-1) PFI 事業

1999	H11 PFI 法制定	1992 英国 PFI 実施
2000	H12 PFI 実施基本方針	H14 中央 7 号館 H15 九段第 3
2007	H19 PFI 委員会報告	H16 苫小牧務 H16 衆参議員会館
2011	H23.6 法改正「公共施設等運営権」	H20 熊本 B 棟、甲府、盛岡第 2、立川、大津合同
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 H11.7 ○PFI 事業の実施に関する基本方針 H12.3 ○PFI 推進委員会報告—真の意味の官民パートナーシップ 実現に向けて—H19.11 ○PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方 H21.4.3 ○PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方 H21.4.3		
① 官庁施設の PFI 事業手続標準 H15.10 ② 国土交通省所管事業への PFI 活用に関する発注担当者向け参考書 H20.6 ③ PFI 手法による施設整備における要求水準の設定及び業績監視の手引 H21.10		

(1) 経緯

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、1990 年代初め、サッチャー政権時代のイギリスで導入され、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めている。

我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法) が平成 11 年 7 月に制定され、平成 12 年 3 月に PFI の理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会 (PFI 推進委員会) の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI 事業の枠組みが設けられている。

平成 23 年の PFI 法改正により「公共施設等運営権」が新たに追加され、国や自治体が公共施設などの所有権をもったまま、運営権を民間企業に売却するコンセッション方式が採用されている。

(2) 要求水準設定

「PFI 手法による施設整備における要求水準の設定及び業績監視の手引き H21.10」では、以下のように取りまとめられている。

業務要求水準書は、入札の応募者が事業計画を提案する際に参照し、応募意志の決定、事業計画の立案、事業リスクの評価などを踏まえて入札価格を決定するために必要であり、また、設計・建設段階の業績監視において、業績が要求水準を満足しているかどうかを決定する根拠・基準となるものであるため、要求性能の他に、敷地条件、社会基盤等の附帯する条件を予め要求水準書で明らかにする必要がある。

i) 技術基準類の適用に関する規定

ii) 代替方法の採用条件に関する規定

多くの公共部門が有する各施設の整備水準の統一化や業務の効率化のため技術基準や仕様書等 (以下「技術基準類」という) を PFI 事業に適用することは、事業者の創意工夫の余地を削ることになりかねない。しかし、適用範囲を厳密に規定した上で活用することは、事業者が発注者の意図をより正確に理解し、未確定リスク (耐久性等) を最小化するうえで有効であるため、技術基準類は原則として適用することとしている。

一方、事業者の事業計画提案では、民間における創意工夫、新技術の導入など、発注者の想定外の提案が常にあり得るという考え方に立ち、要求水準と同等以上の性能を有することが証明された場合、代替案の導入を可能とすることができる旨を要求水準として記述する。

iii) 参考図の取扱いに関する規定

部分平面・配置図等の参考図は、要求水準書の内容を概ね満足する一例として、適切な場合もあるが、参考図の内容によっては、法律上の全ての規定に合致しているとは限らない旨を付言する等、適切な提示の方法をとる必要がある。参考図の例として以下が考えられる。

- ・配置、平面、立面、断面などのイメージ図・諸室位置関係図・イメージ透視図

○PFI 手法による施設整備における要求水準の設定及び業績監視の手引

第1章 総則／1.1 手引の目的／1.2 位置付け／1.3 適用範囲／1.4 構成 1.5 法整備等の経緯

第2章 要求水準の設定／2.1 「手続き標準」の記載／2.2 要求水準項目の構成／2.3 性能規定と仕様規定／2.4 各要求水準項目の概要／

2.5 要求水準の設定における考え方 (1)技術基準類の適用(2)代替手法の採用条件(3)参考図の取扱い(7.意義留意点、1.効果欠点)

第3章 業績監視等／3.1 「手続き標準」の記載／3.3.要領の構成

3.2 業績監視のあり方(1) 会計法令との関係(2) 設計段階における確認(3) 建設・完成段階における確認

第4章 その他／4.1 対話のあり方／4.2 各資料に記載すべき事項

資料1 作成例の活用要領／資料2 要求水準書の作成例 (別添資料)

資料3 業績等の監視及び改善要求措置要領の作成例／資料4 実施方針

資料5 入札説明書／資料5-1 〇〇庁舎整備等事業提出書類の記載要領

資料6 PFI 事業品質確保の観点から契約書に新たに盛り込むべき事項目次

資料2：要求水準書の作成例（業績監視に係る部分を含む）

建設業務 4-5-4(1)建設工事範囲 (2)仮設事務所の設置 (3)工事着工届提出 (4)監理技術者等通知 (5)施工体制台帳等作成 (6)国による重点確認工程等 (7)施工計画書、品質管理計画書、施工報告書提出 (8)施工体制点検 (9)実施工程表等提出 (10)進捗状況報告書提出 (11)別途工事との調整(総合図作成等) (12)使用材料の詳細確認 (13)電波障害対策 (14)地中障害物の撤去等 (15)申請手続き等 (16)国有財産官営資料等作成 (17)完成図作成 (18)保全資料作成 (19)完成写真の提出 (20)パンフレット等作成 (21)事業記録作成 (22)建設工事に関する留意事項

別添資料 4-18 「重点確認実施要領」：提出資料、提出時期等

別添資料 4-19 「総合施工計画書作成要領：第7章品質管理「品質管理全般の共通ルール」

資料3：業績等の監視及び改善要求措置要領の作成例

2-2-2 書類確認「総合施工計画書、施工図・製作図、工種別施工計画書等」

2-2-3 実地確認「①完成時確認困難、②修補困難、③特に重要な工程」

IX-3-1) (3) 業績監視

PFI 事業の業績監視と会計法の監督業務は異なるものであるが、事業終了時の権利移転に伴い会計法上の検査を必要とするため、建設時の実地確認と書類確認が行われる。不良品ではないことを証明することが目的であり、監督職員による指示修正承諾等の行為は行われない。選定業者の創意工夫を阻害するような過度な干渉は厳に慎まなければならない。

隠蔽部等については既済部分確認のため、完成検査の一貫として業績監視が行われる。また、資料2「重点確認実施要領」「総合施工計画作成要領」が示され、総合施工計画では品質管理全般の共通ルールの記載を求めている。

3. 2業績監視のあり方 (1) 業績監視のための確認行為の位置づけ及び会計法令との関係

PFI 事業の業績監視のための確認行為は、業務の履行状況が業務要求水準書を満足しているかどうかを発注者が確認するものであり、会計法令に基づく監督、検査とは異なる。従来型事業においては、設計業務における設計図書を作成、建設工事における工事目的物の完成を目的とした請負契約を締結し、その履行について監督、検査を行うため、発注者側の監督担当職員による図面審査、指示、承諾等の監督行為、同じく検査担当職員による図面の検査、工事の中間・完成検査といった関与が行われる。

これに対し PFI 事業の業績監視に係る「確認」は、業務の履行状況が業務要求水準を満足しているかどうかを発注者が確認するものであり、従来型事業における監督担当職員の修正指示承諾等の行為は発生せず、確認の結果、要求水準の満足度合いに疑義があることが判明した場合、それについて質問・指摘することはできるが、業績監視職員が指示等を行うことはなく、事業に係る契約に基づき修補、減額等の措置が行われることとなる。

なお、PFI 事業における業績監視行為とは別に、施設の完成後、権利移転 (transfer) により国が財産を取得するにあたり、会計法第29条の11第2項に基づく検査が必要である。構造部材等完成状態では隠蔽される部位があるなど、完成時に一度に検査することは現実的ではないため、適切な検査の実施に必要な情報を建設途中で得ておくことが必要になる。

IX-3-2) ESCO (Energy Service Company) 事業

1993	H5 環境基本法	H8 資源エネルギー庁 ESCO 検討委員会
1997	H9 京都議定書	H9 三重県庁舎(自己資金)
1998	H10 地球温暖化対策推	H10 標準契約書
1999	H11 PFI 法制定	H11 ESCO 事業導入 M、推進協議会
2000	H12 グリーン購入法	H12 大阪母子保健医療センター(民間資金)
2002	H14 省エネ法改正	H14 埼玉総合リハビリセンター(PFI 事業)
	H14 京都議定書批准	
2005	H17 目標達成計画	H18.3 官庁施設 ESCO 事業導入実施 M
2007	H19 環境配慮契約法	
2016	H28 温暖化対策計画策定、パリ協定発効	
○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)		
○国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)		
○官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル H18.3 (改定 20.3/23.5/26.3)		
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)		
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 H27(建築物省エネ法)		

(1) 背景

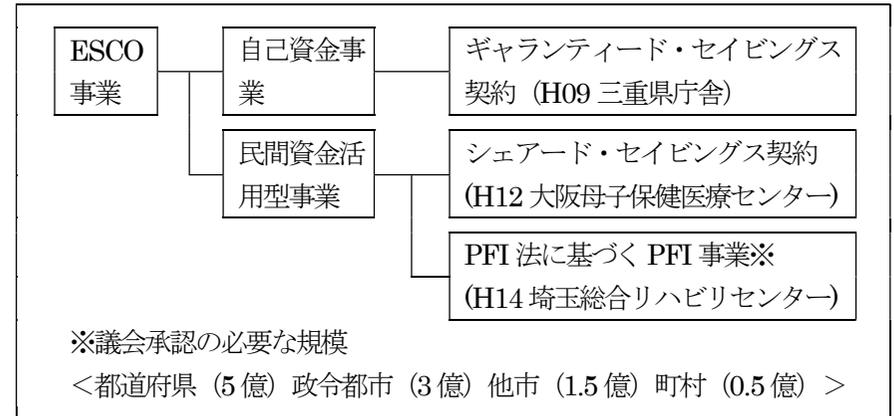
平成 9 年京都議定書の採択を受け、平成 10 年に「地球温暖化対策推進法」が成立し、「地球温暖化対策推進大綱」が策定されている。平成 14 年には京都議定書の批准、「省エネ法」の改正が行われ、業務用ビル等の対策強化が図られている。

平成 17 年には大綱に代えて「京都議定書目標達成計画 (H17.4 閣議決定)」が策定されているが、増加する業務用ビルの対策として、影響力の大きい公共施設が先導的な役割を果たすため、平成 19 年に「環境配慮契約法」が制定され、同・基本方針で ESCO 事業の導入や環境配慮型プロポーザルの導入が示されている。なお、平成 28 年にはパリ協定発効に伴い、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されている。

○環境配慮契約法に基づく基本方針 (国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針) (H19.12.7 閣議決定)

1. 基本的方向	2. 基本的事項
3. <u>省エネルギー改修事業契約</u>	⇒ESCO 事業の導入
4. <u>建築物に関する契約</u>	⇒環境配慮型プロポーザル方式採用
5. その他重要事項	
○官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル (H18.3 改定 H20.3/23.5/26.3)	
1 章 ESCO 事業の概要	3 章入札公告・事業者選定・契約
2 章導入計画	4 章事業の実施

○ESCO 事業のタイプ



ESCO 事業については、平成 8 年に資源エネルギー庁が検討委員会を設置して、「標準契約書 H10」「ESCO 事業導入マニュアル H11」が作成され、産業部門での導入が先行しているが、H9 三重県庁、H12 大阪母子保健医療センター、H14 埼玉総合リハビリセンターなど地方公共団体において先導的な取組が行われ、平成 18 年には官庁営繕部において「ESCO 事業導入・実施マニュアル」が作成されている。

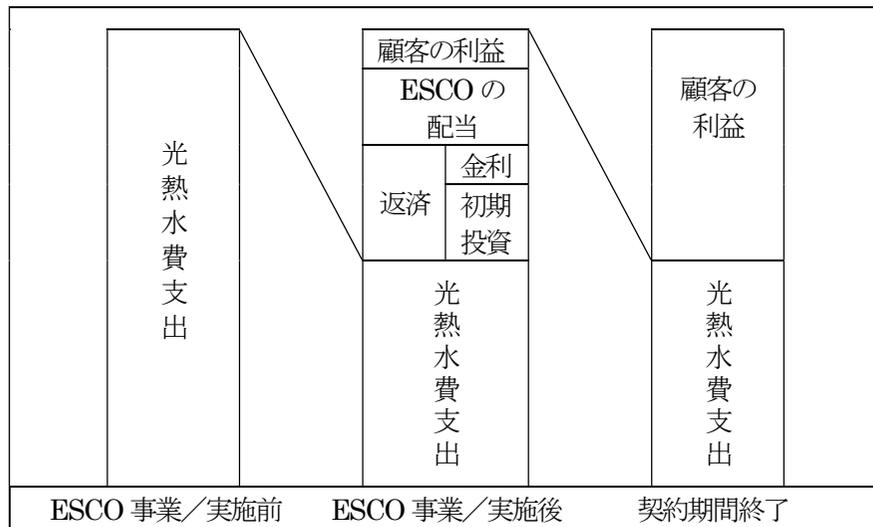
IX-3-2) (2) ESCO 事業の概要

ESCO 事業とは、省エネルギー診断から設計・施工・管理・検証まで包括的なサービスの提供及び省エネルギー効果の保証を行い、効果が得られない場合はペナルティを支払う契約となっている。また、省エネルギー改修工事（企画・設計・施工）に要した投資、金利、ESCO 事業者の経費等は全て省エネルギー改修で実現する経費削減分でまかなうことを基本としている。

契約方式については、顧客が改修工事の建設資金を確保する（自己資金型）場合と ESCO 事業者が建設資金を提供する（民間資金活用型）があり、大規模な改修を行う場合は PFI 手法を活用する場合があるが、議会承認など長い手続き期間が必要となる。

「官庁施設 ESCO 事業導入・実施マニュアル」では、老朽化した設備機器がある場合には、その更新費用を別途積上げ、通常の ESCO 事業（従来型 ESCO 事業）と一体的に発注する事業（設備更新型 ESCO 事業）を設定している。

○ESCO 事業のイメージ



○設備更新型 ESCO 事業（官庁施設 ESCO 事業導入・実施マニュアル）

設備更新部	・発注者が指定した設備機器の更新（ただし、当該設備機器に係る維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証は除く。）
ESCO 部	・発注者が指定した設備機器に係る維持管理及び省エネルギー効果の計測・検証 ・設備更新部に係る事業者の追加提案（効率の向上等） ・設備更新部以外で、事業期間の光熱水費削減額により導入費用を賄うことが可能な技術提案

(参考)

EPC 契約： 設計エンジニアリング (Engineering)、調達 (Procurement)、建設 (Construction) を一括したプロジェクトとして設備建設工事を請負う契約方式で、メガソーラー建設プロジェクト等で採用されている。

ESPC (Energy Savings Performance Contract)： 省エネパフォーマンス契約は、エネルギーパフォーマンス契約とも呼ばれ、米国議会によって承認された代替の資金調達メカニズムであり、1992年のエネルギー政策法 (EPACT 1992) により、連邦政府機関は民間部門の資金調達を使用して、省エネ方法とエネルギー効率化技術を実装することを許可している。

事件・事故

2021.7	相鉄線姥名駅改良工事基礎杭スライム施工不良 TY
2023.3	札幌高層ビル鉄骨立直し TS、麻布台高層マンションPC 製作遅延 MS
2023.4	世田谷区役所工期遅延 TS、北海道新幹線トンネルコンクリート試験回数偽装 KG
2023.6	静岡バイパス橋桁落下/和歌山トンネルコンクリート被覆不足
2023.7	マンション崖崩れ、和解金1億円
2023.7	田町タワーフロア精度不良 SK、横手駅前再開鉄骨精度不良
2023.9	八重洲ビル鉄骨落下 OB

事件

2023.1	名古屋港湾事務所・中部空港周辺埋立工事石材調達で官製談合
2023.4	国交省OB・空港施設人事介入、未公表人事漏洩
2023.10	国交省海事局二重出向、人事交流法に抵触
2024.7	自衛隊/川崎重工接待、特定機密運用・セクハラ・不正飲食・手当
2022.10	カガ 採掘大手ウェスティングハウス買収1.1兆円06 東芝買収、16売却1ドル
2023.3	豊島産廃不法投棄処理事業完了(2000スタート)
2023.5	ダイハツ車体試験偽装、2024.1 豊田自動織機ディーゼル不正
2024.6	型式認証書類偽装(トヨタ、マツダ、ホンダ、スズキ、ヤマハ)
2024.5	舗装再生材利用(NIPPO、鹿島道路)
2024.6	シールド工法虚偽報告、勧告(建業法41条1項)